

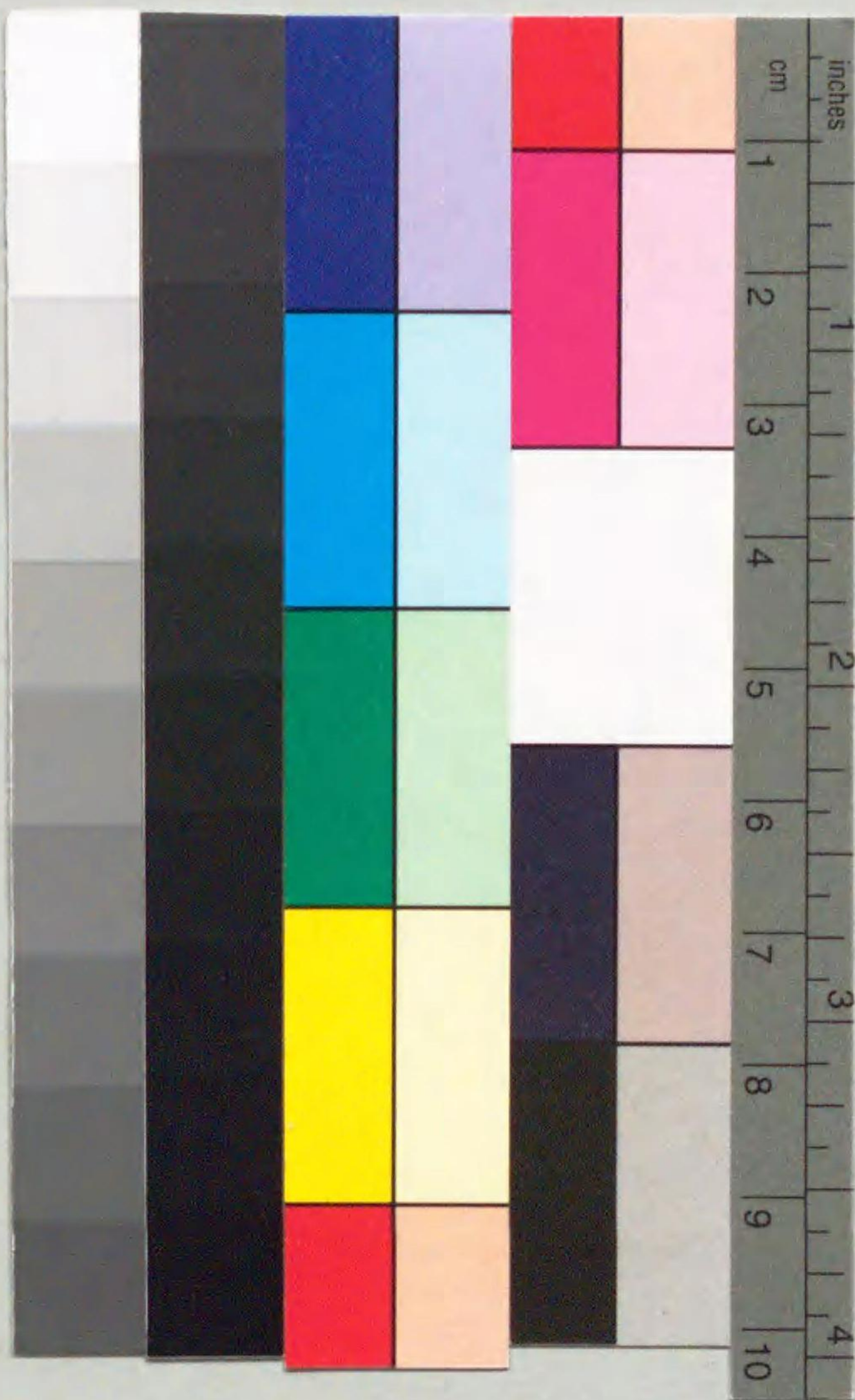
GC311


188



00871878

口
複
写





4R-30

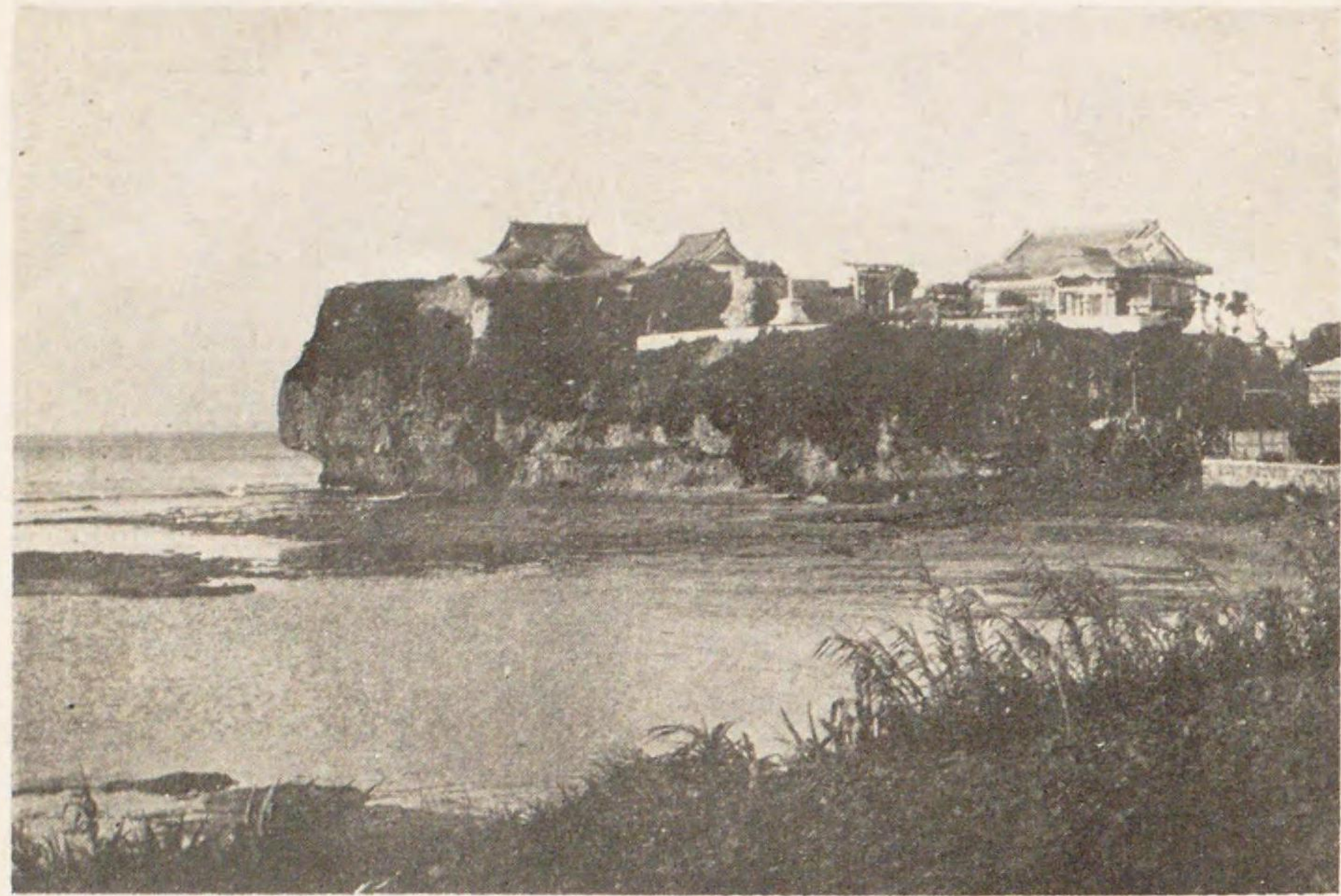


新
野
集
画

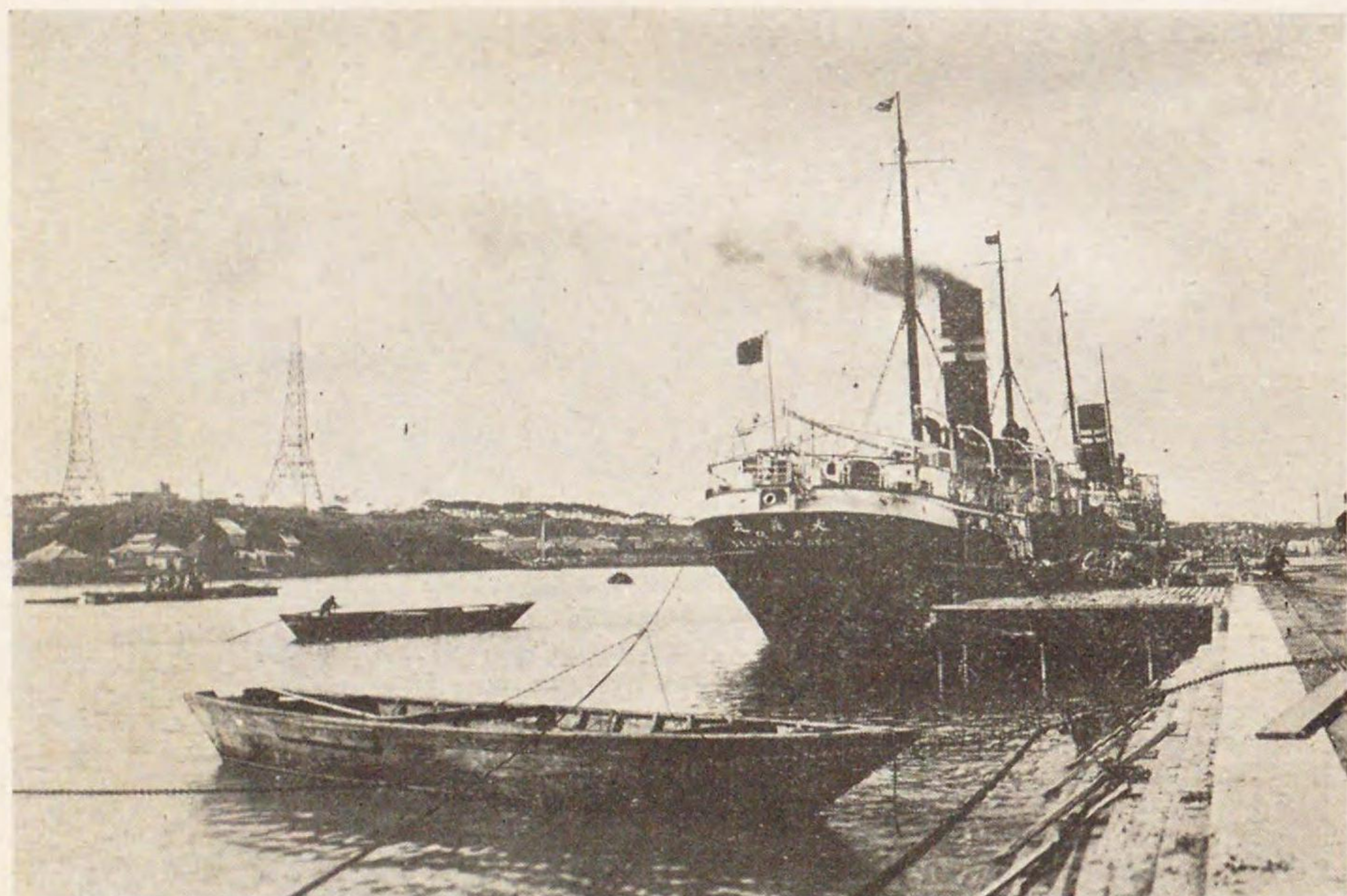
1-17R-80

新
版
沖
繩
案
由

島袋源一郎著



官幣小社波上宮



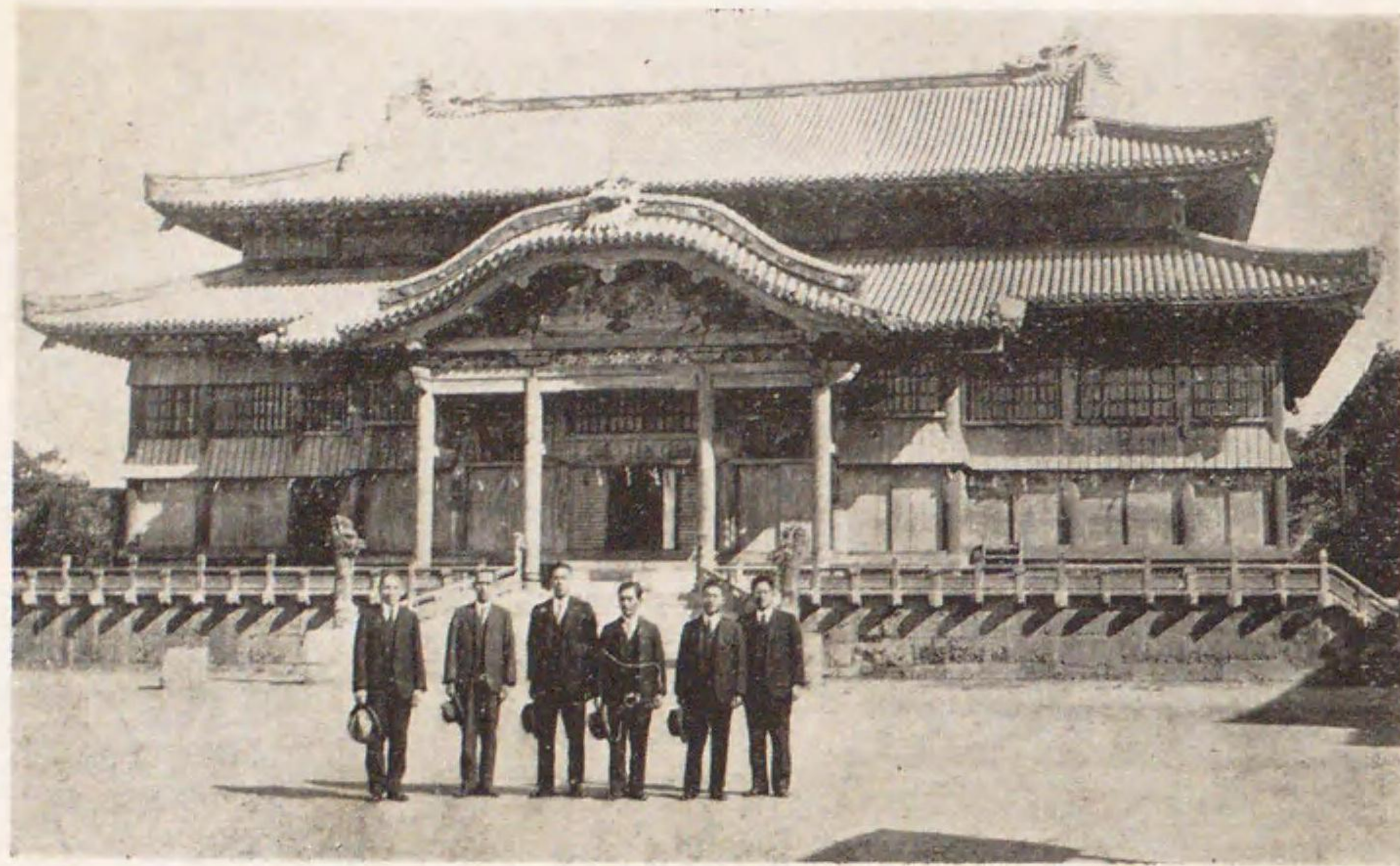
那霸港と氣象支臺無線電塔

GC311

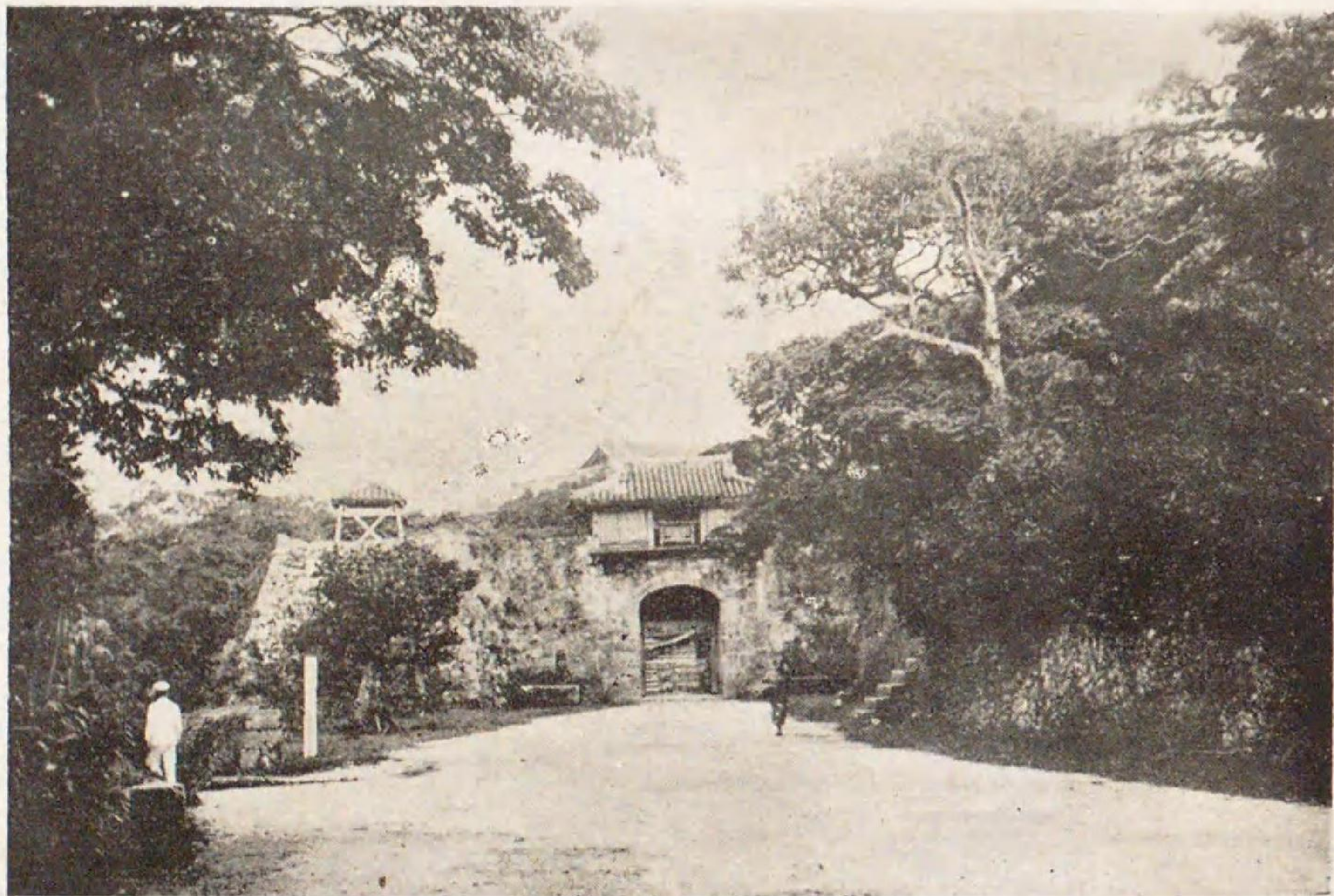
188



871878



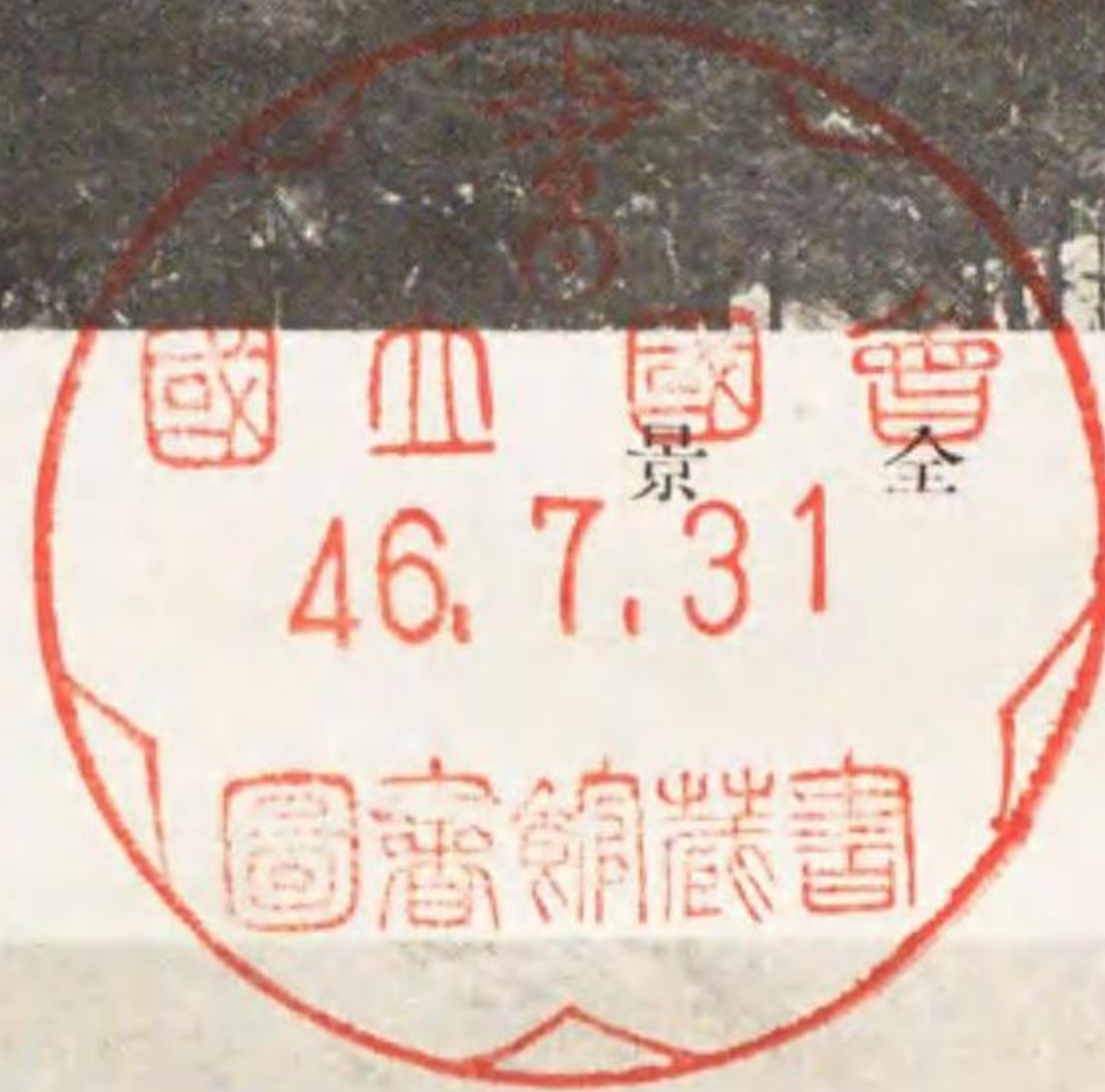
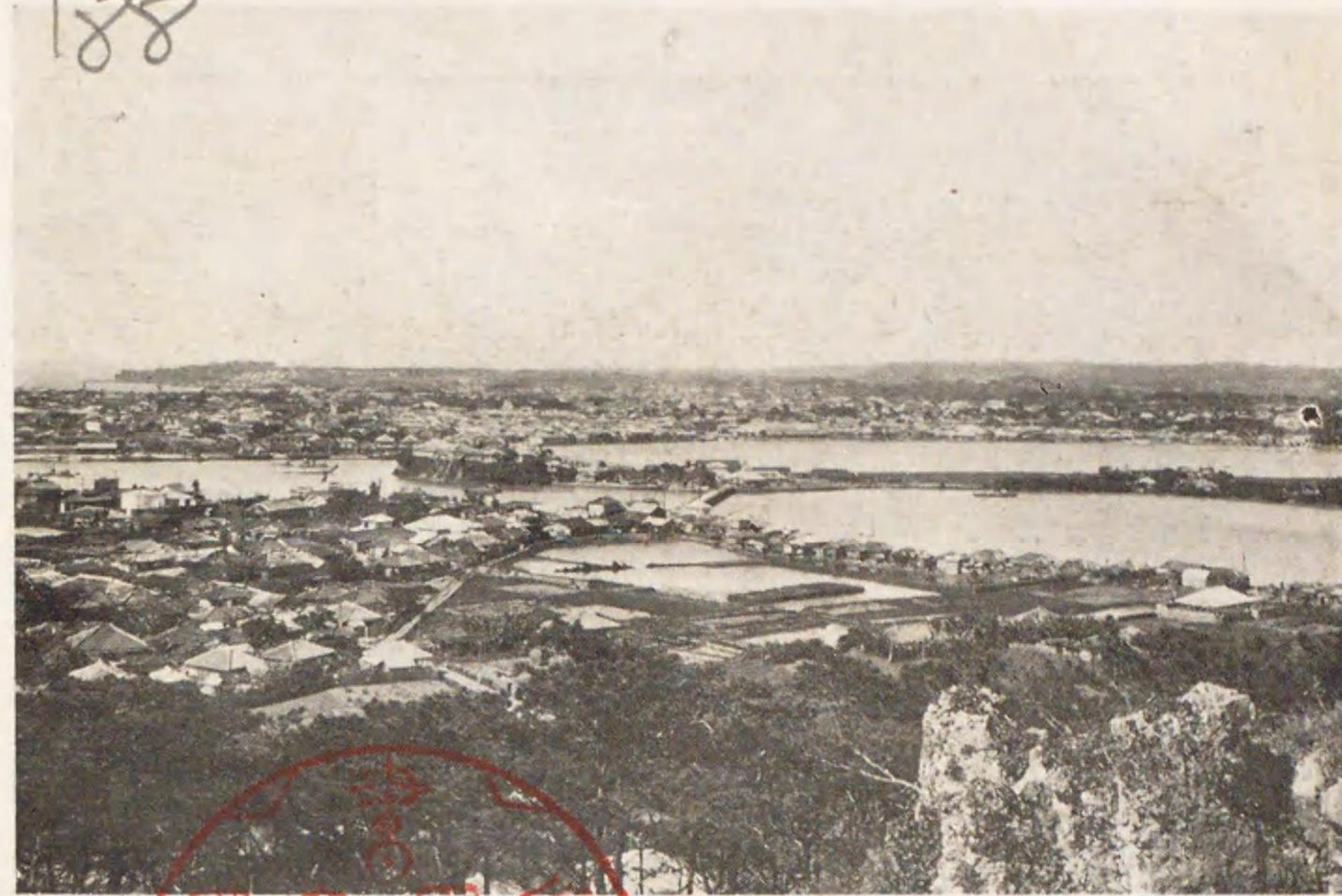
殿正城舊里首



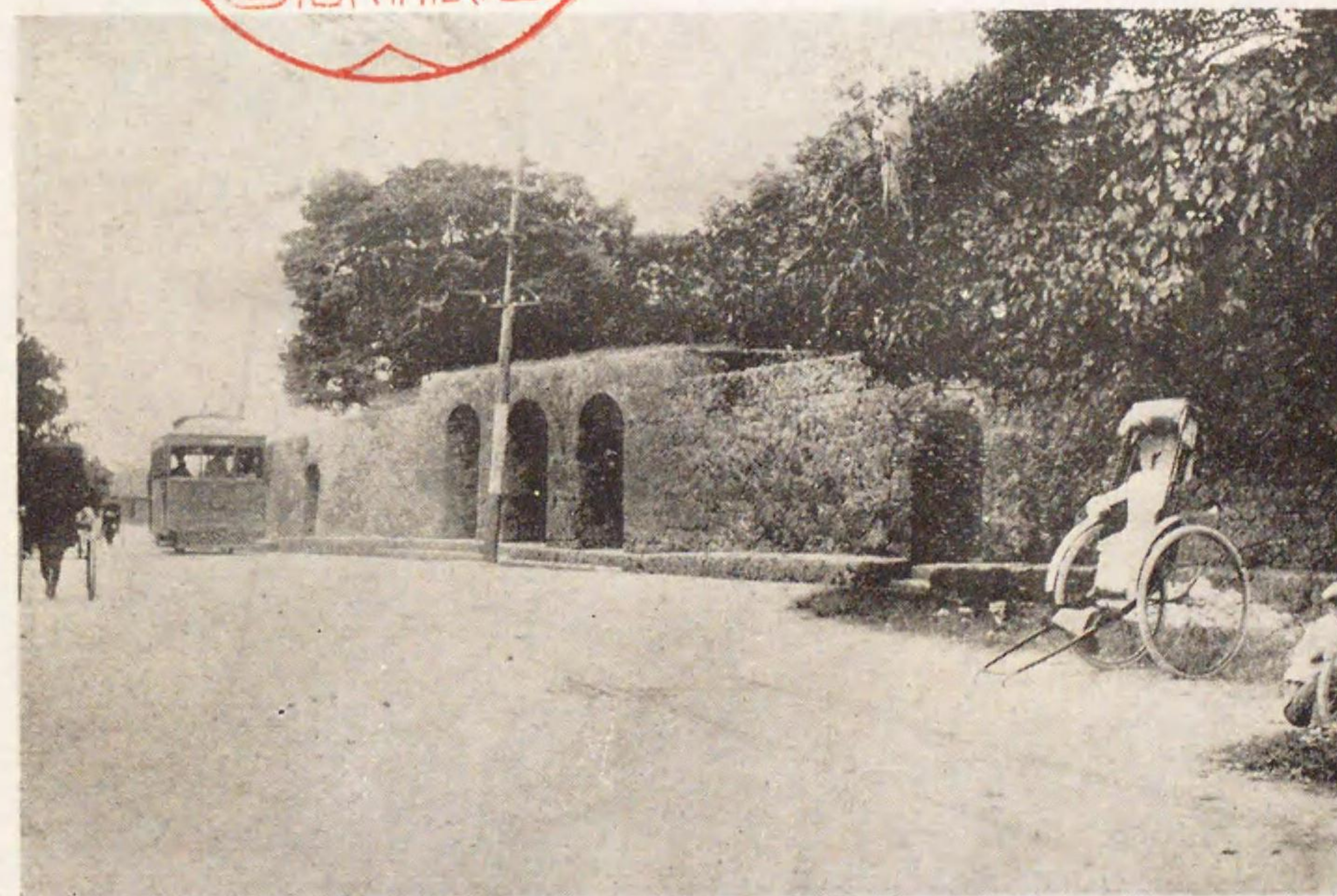
(門會歡) 門正城舊里首

GC311

188

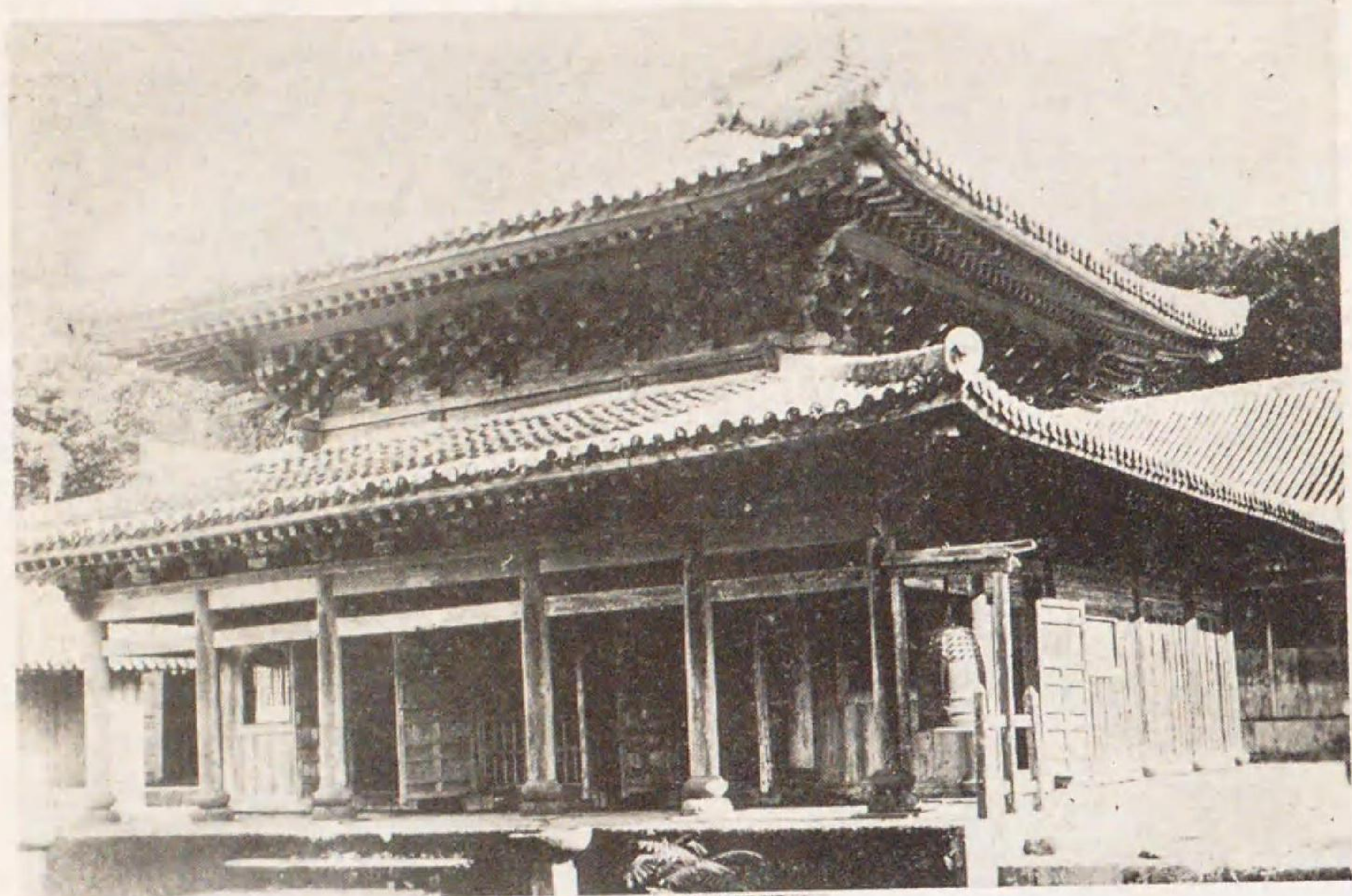


那市全京

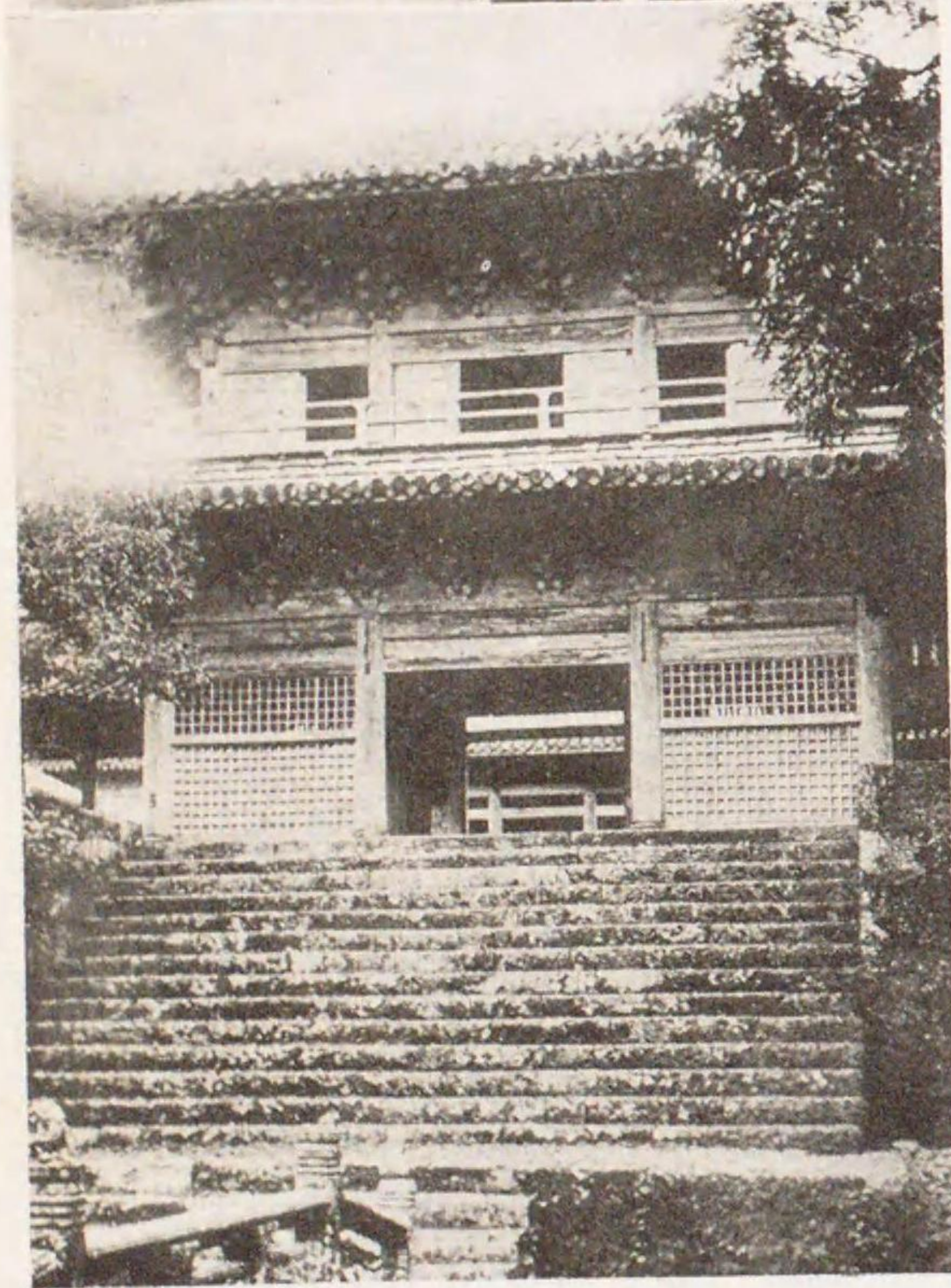


寺元崇廟王代歷

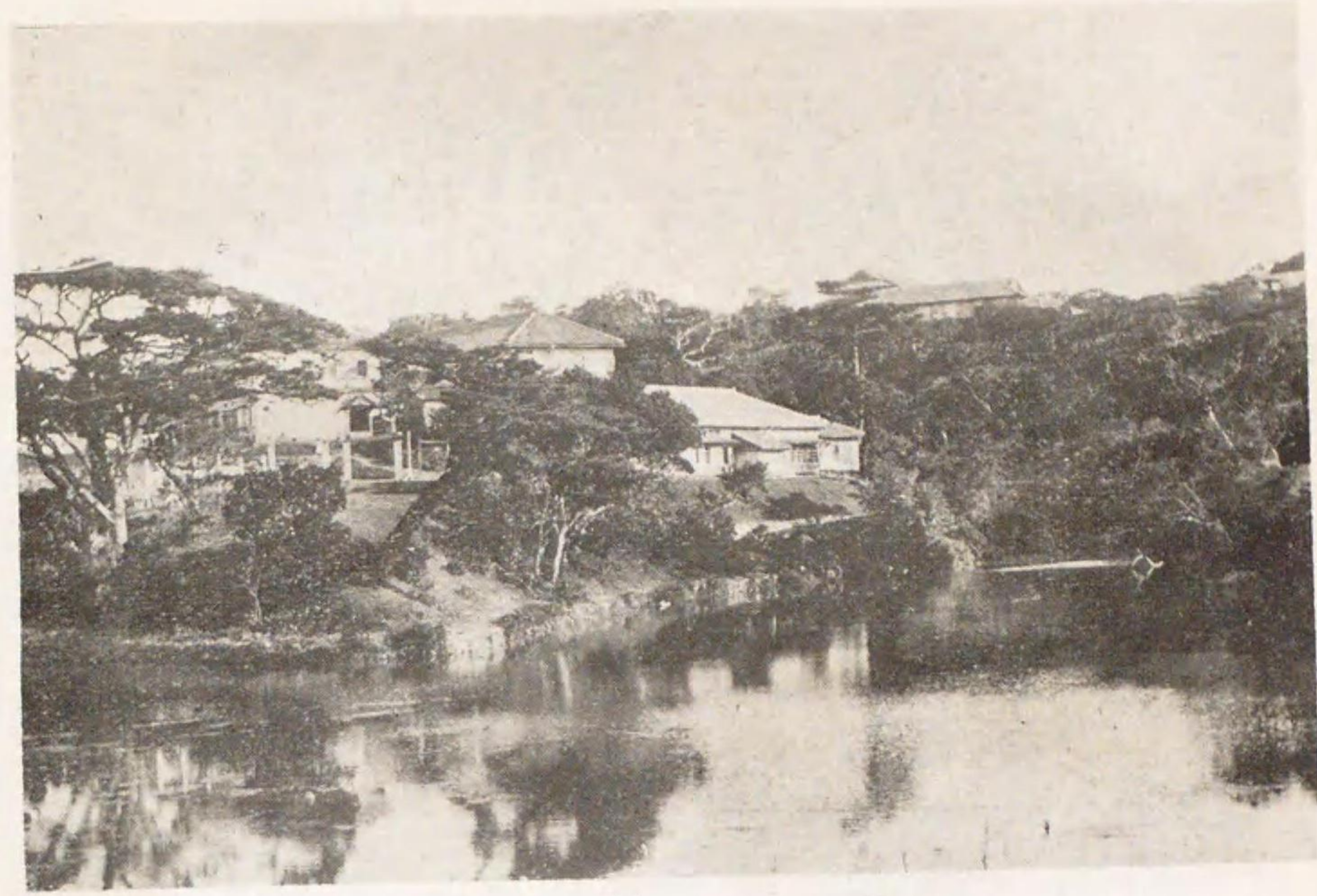
871878



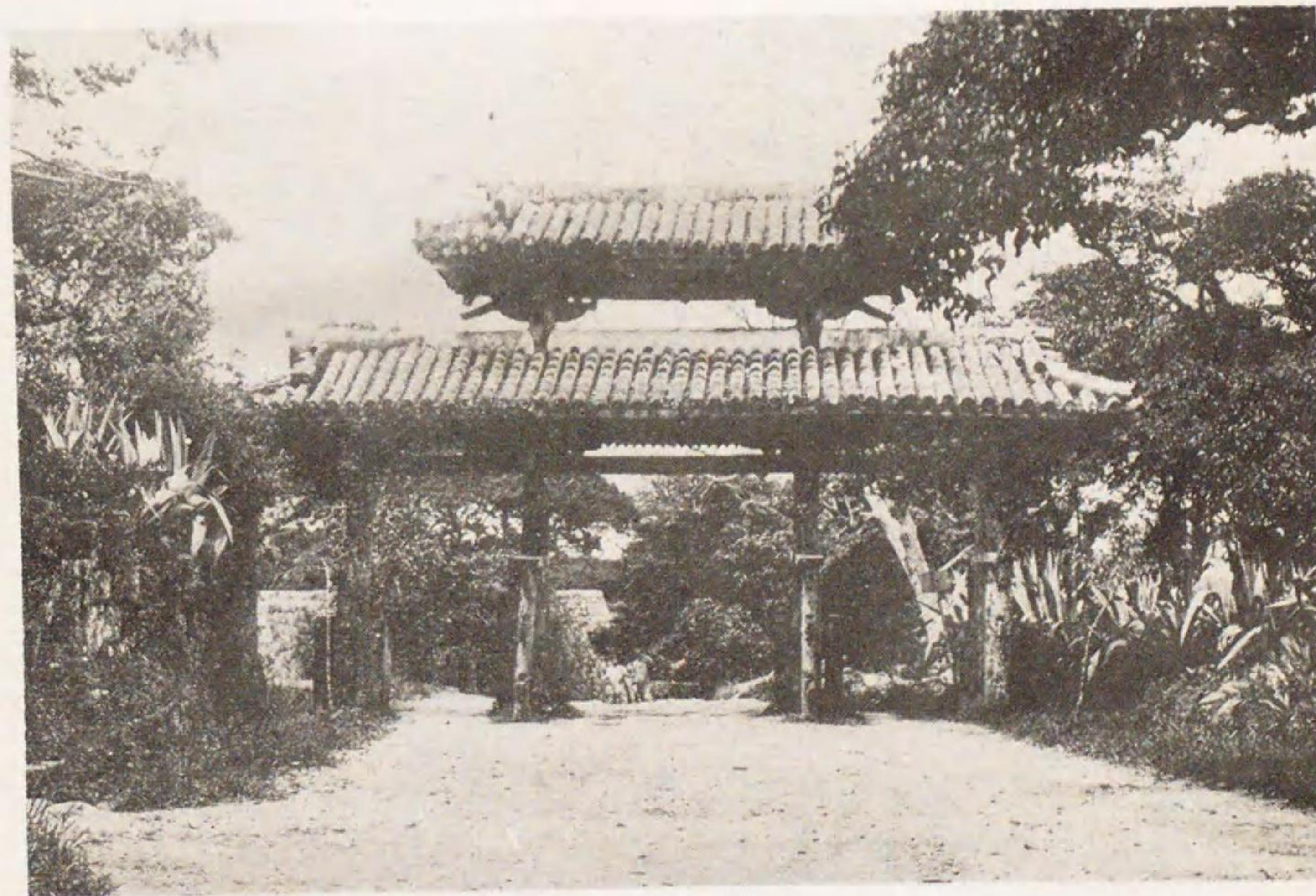
殿佛寺覺圓里首



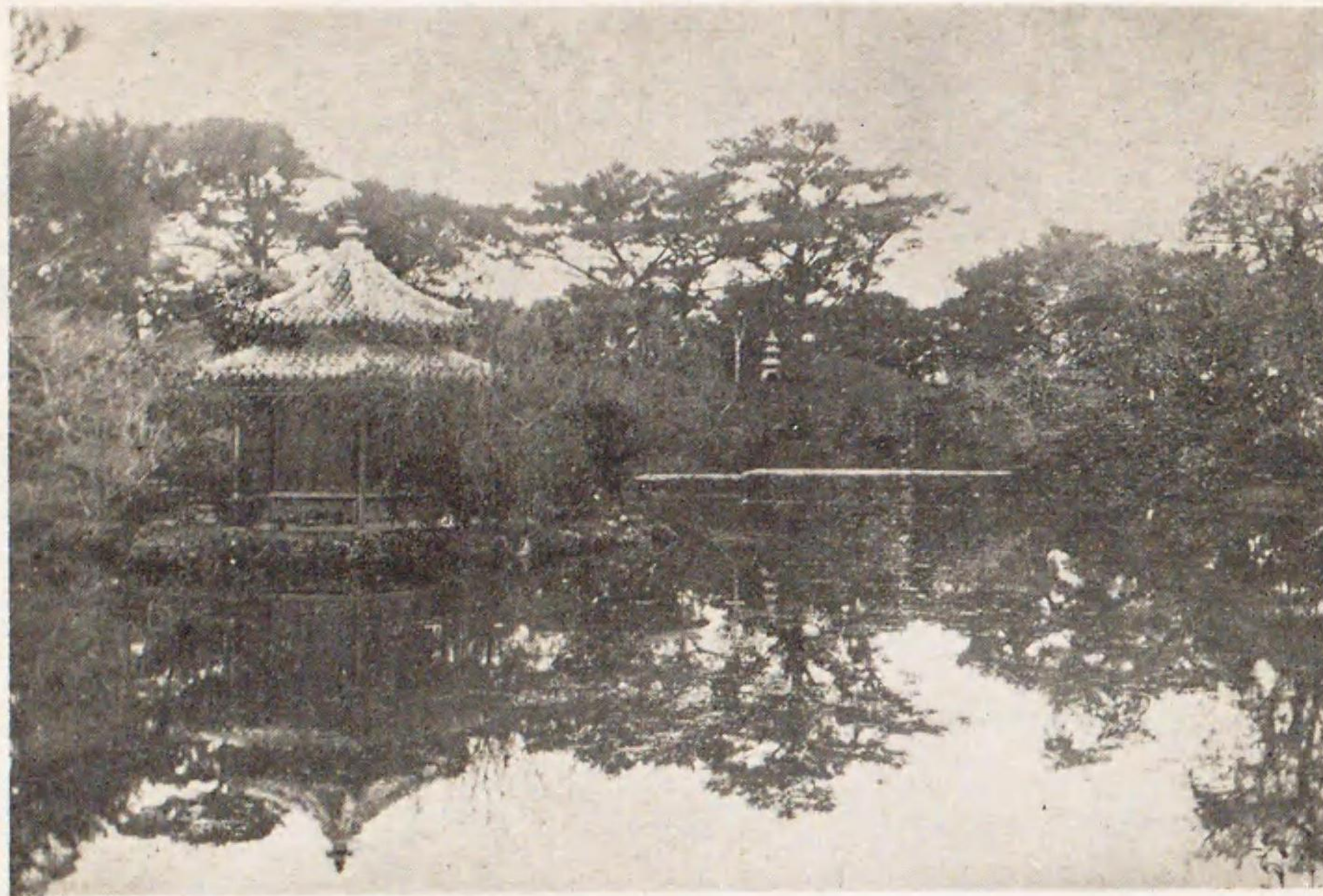
門山寺覺圓



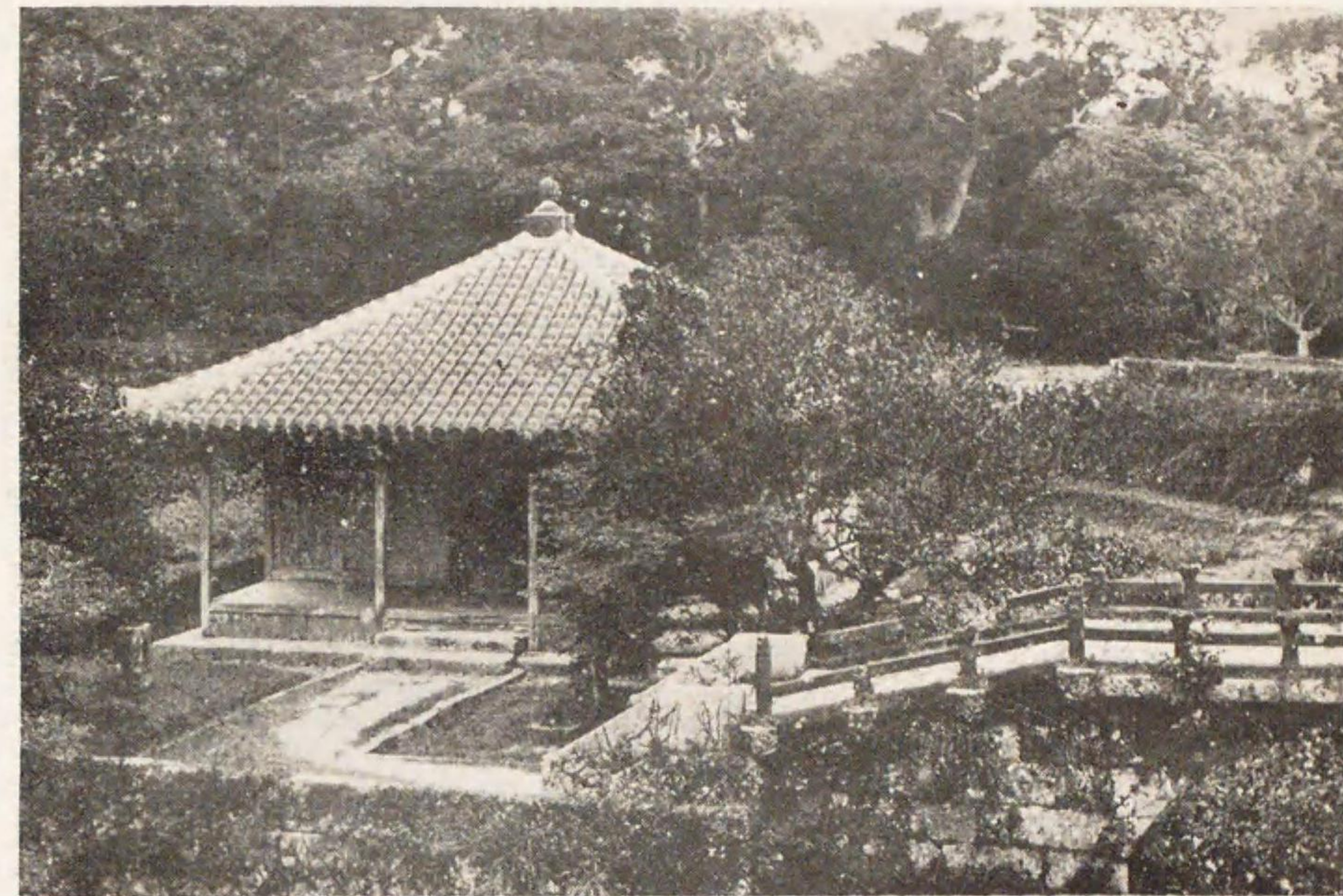
む望を城里首並校學範師りよ潭龍



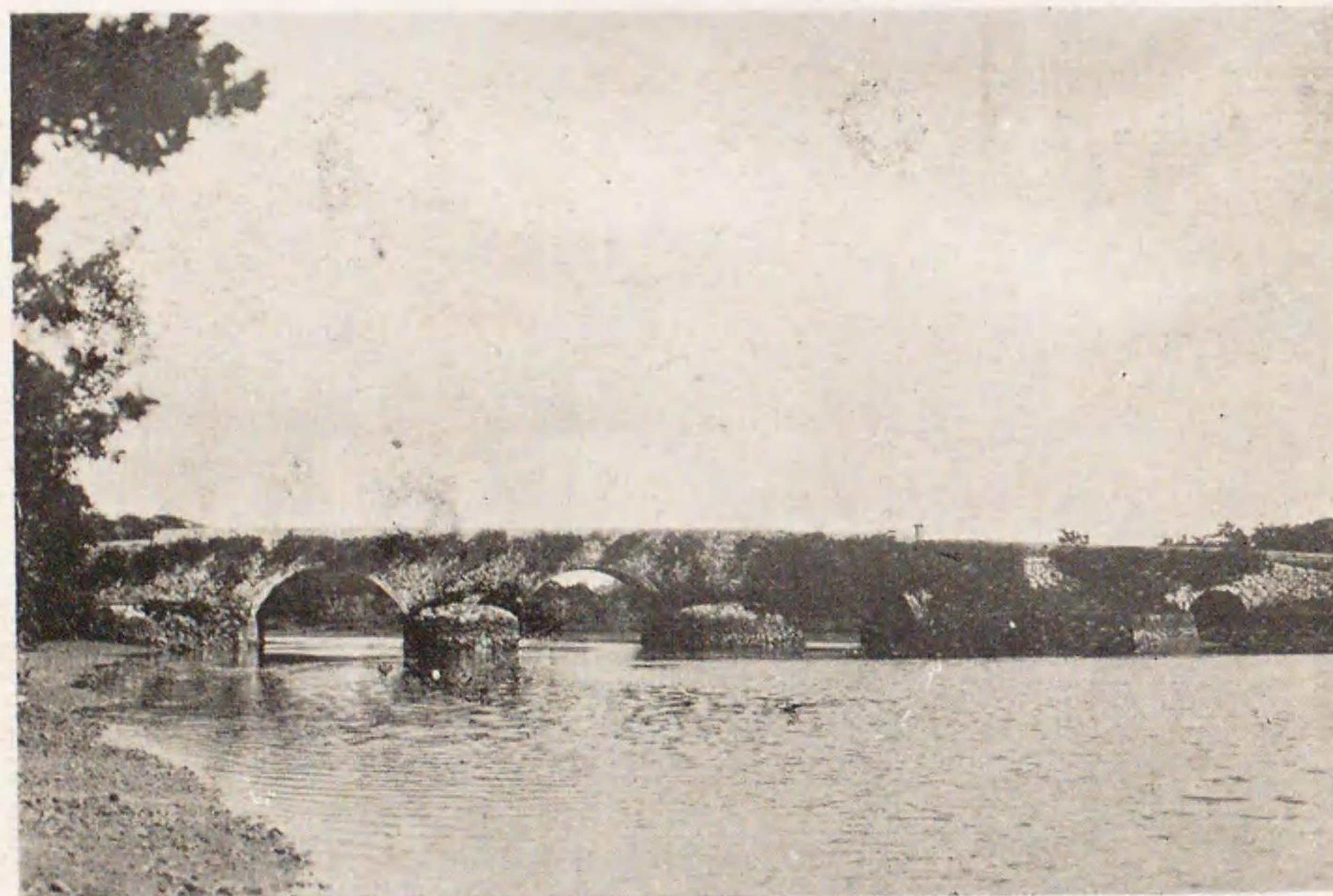
門禮守前城里首



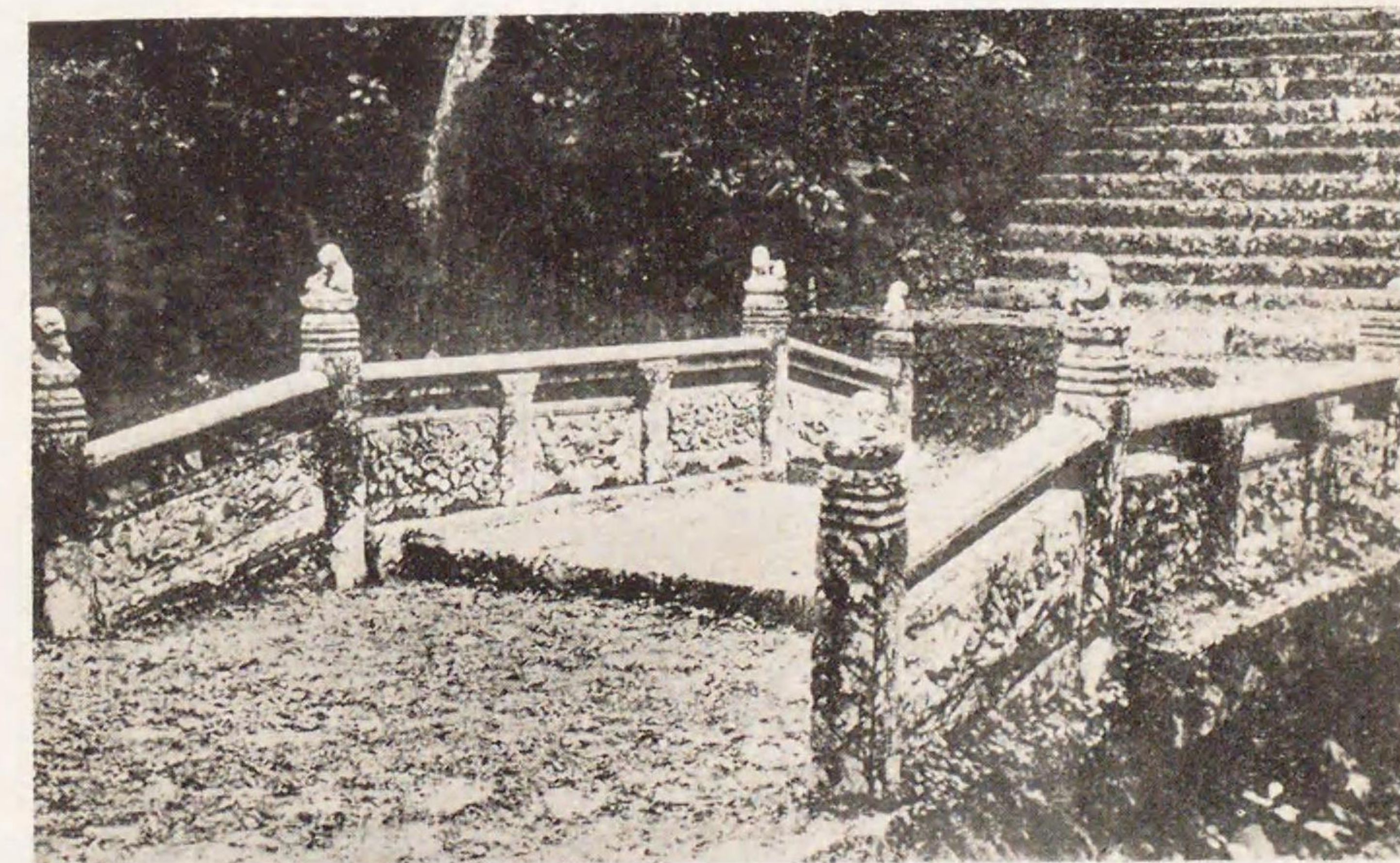
識名園 (尙侯爵別邸)



首里辨財天堂

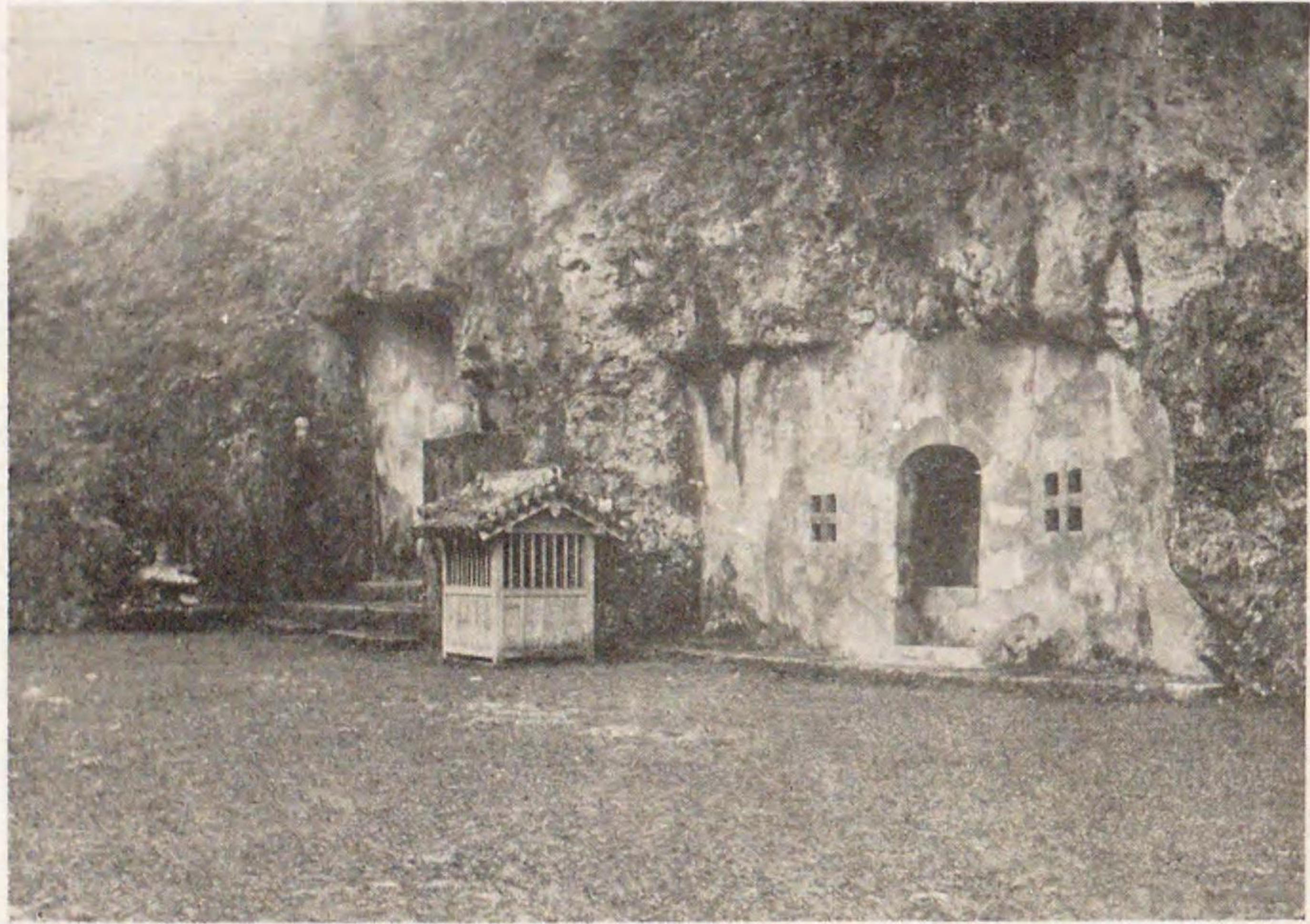


琉球名橋眞玉橋

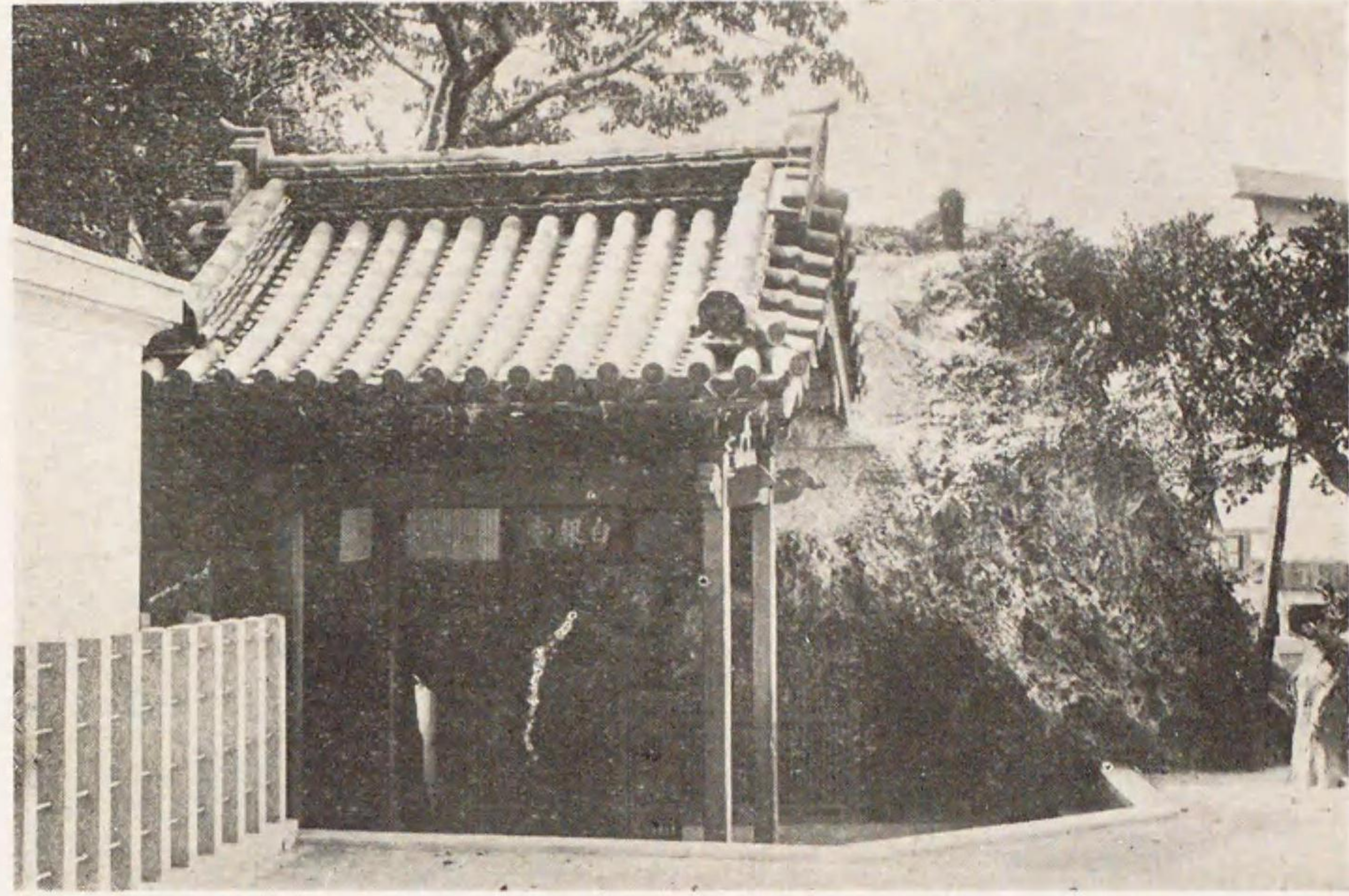


圓覺寺放生池の石欄彫刻

中頭 普天間權現 (鐘乳洞)



(陵王祖英右) れどうよ 添浦 頭中



堂 銀 白 町 満 糸

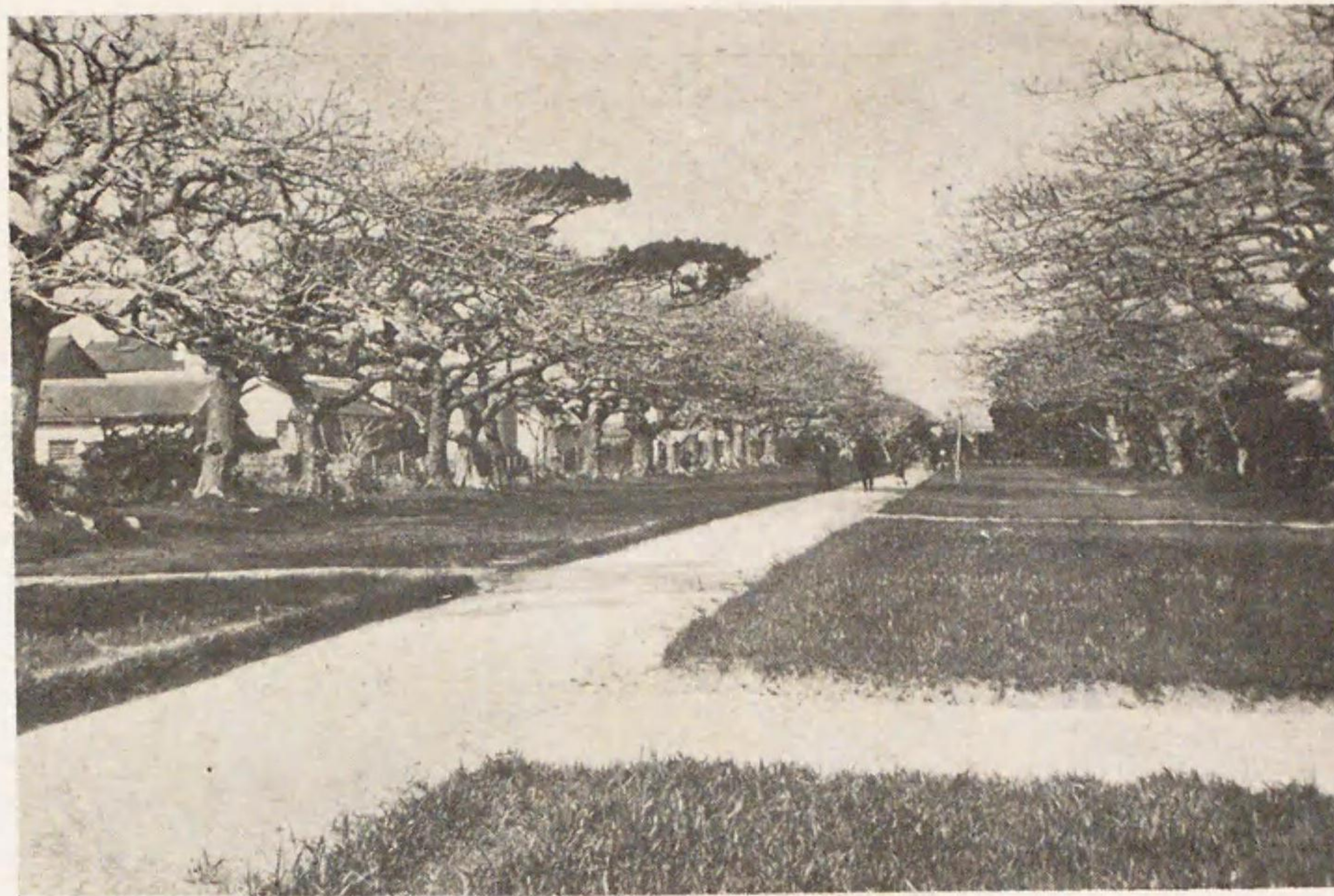


(港原那興) 引 網

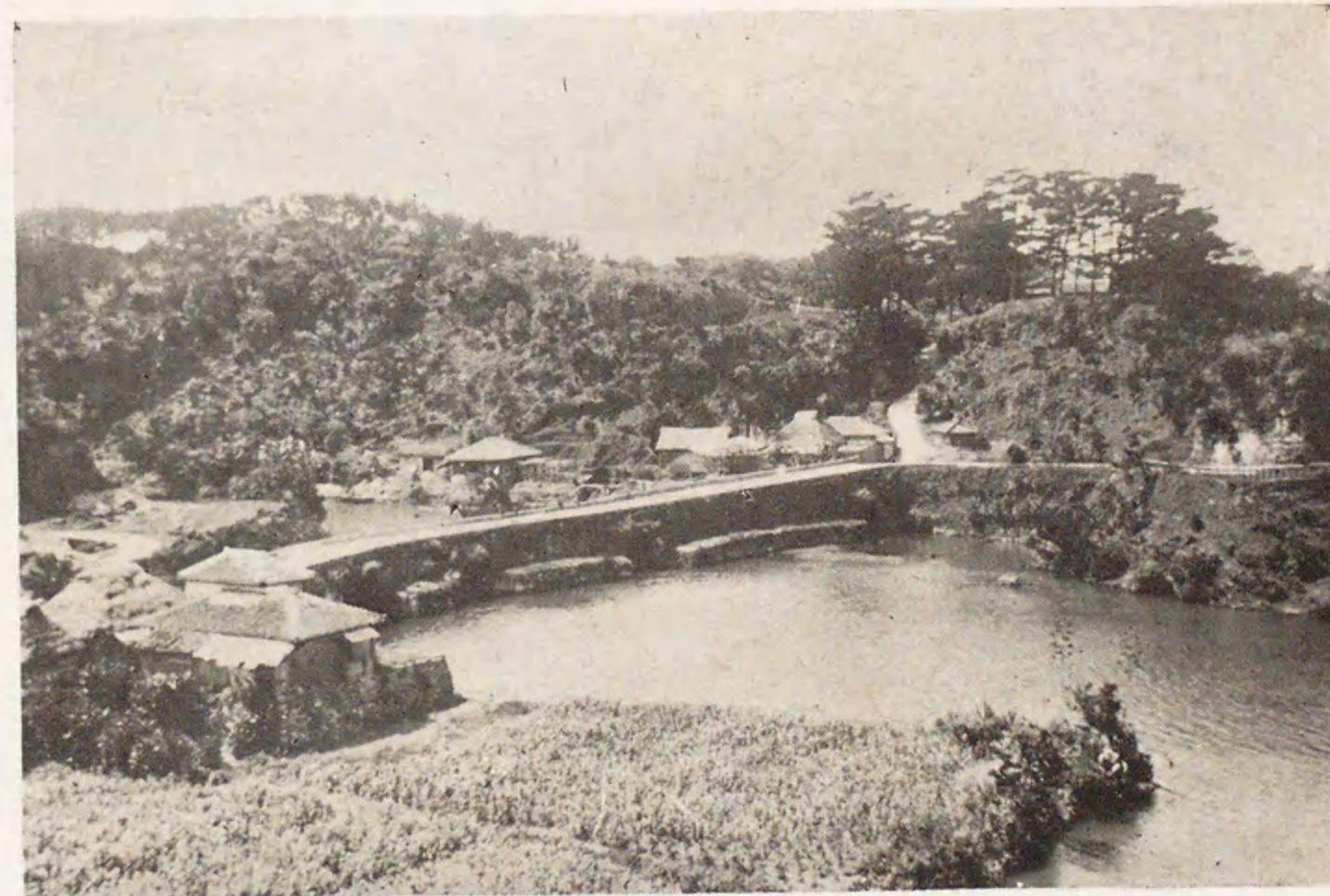
名護
敷久田
轟



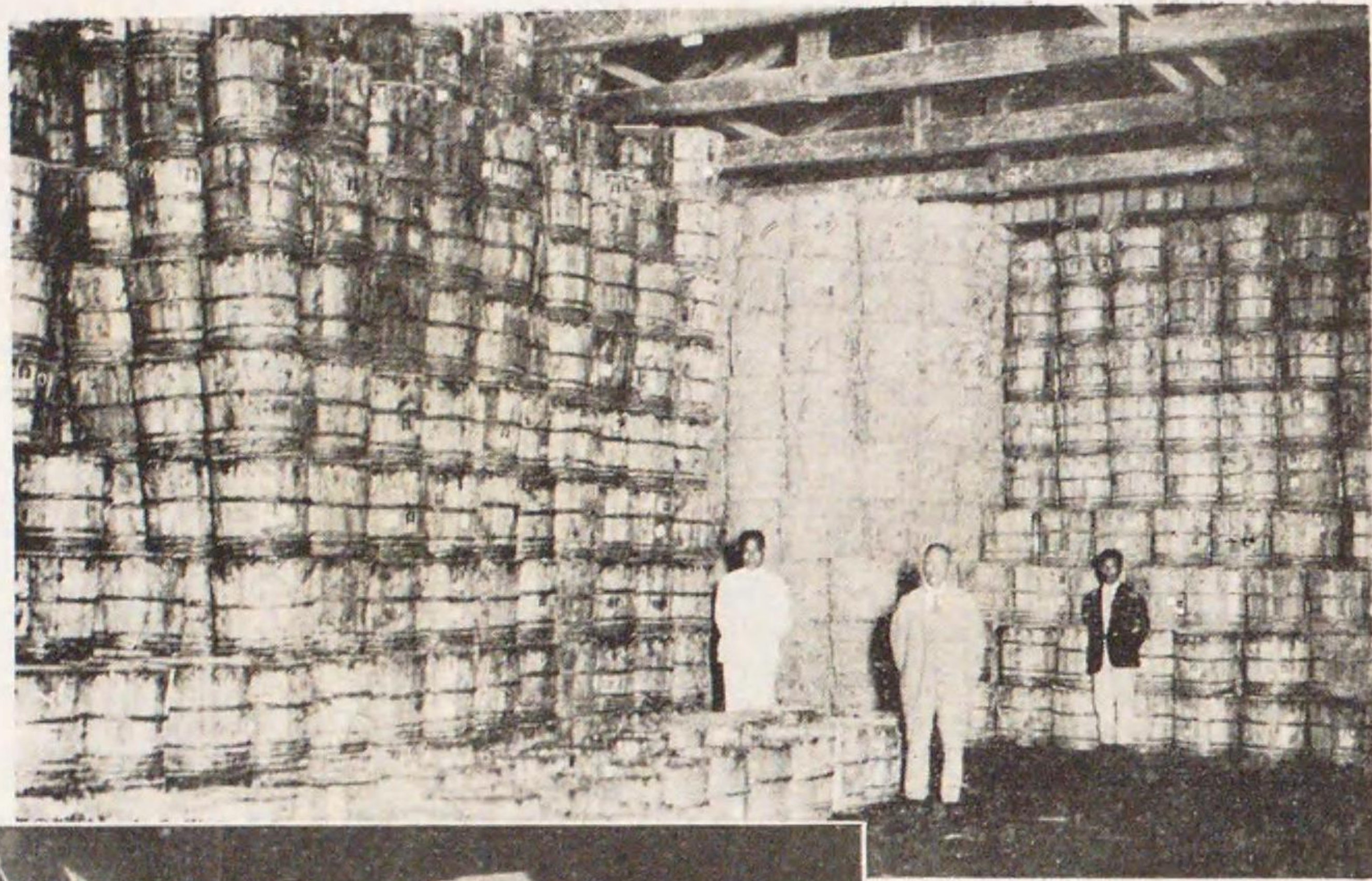
景全護名郡頭國



(場馬謝我村原西) シイデハコ



在謝比郡頭中

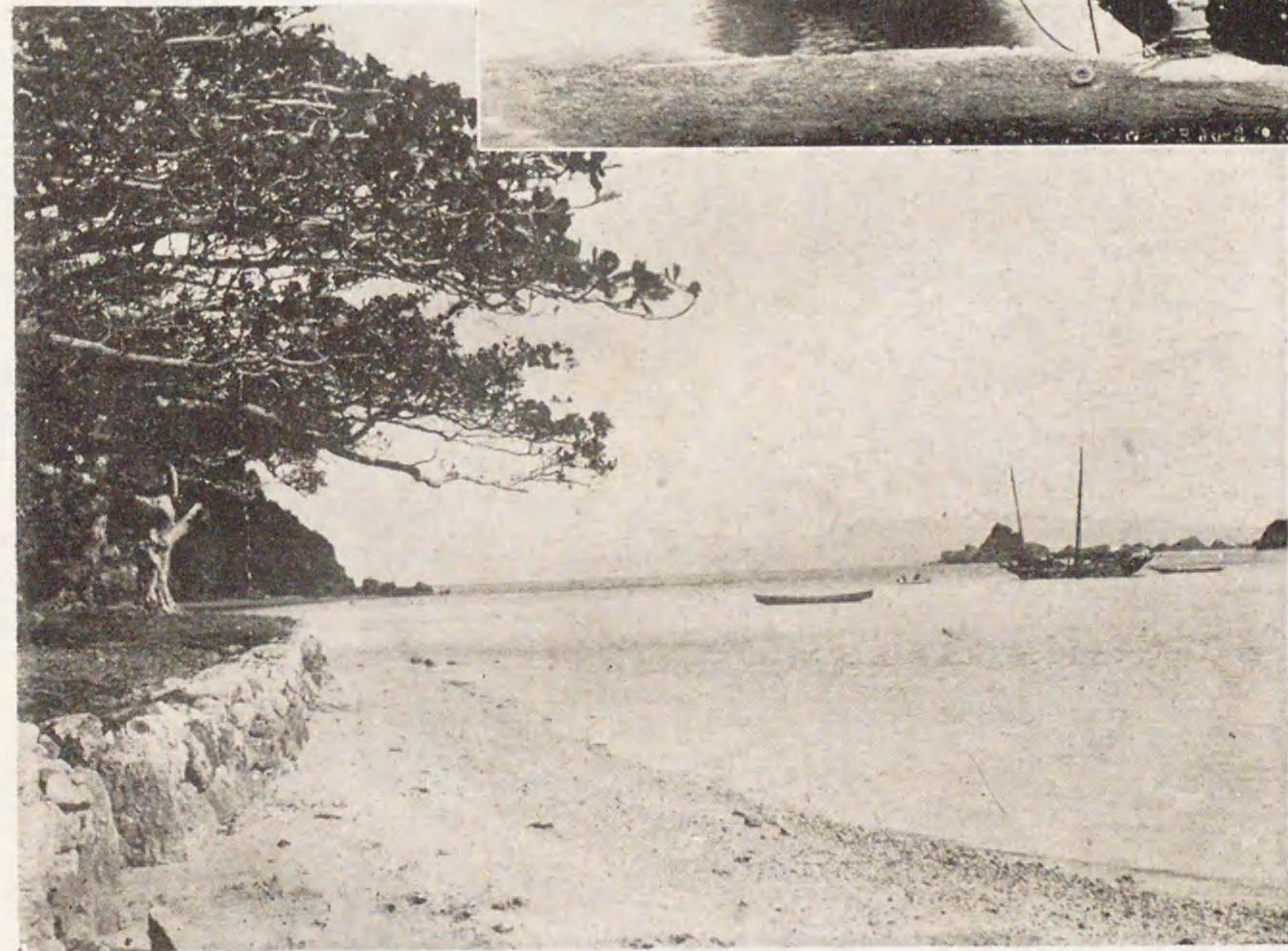
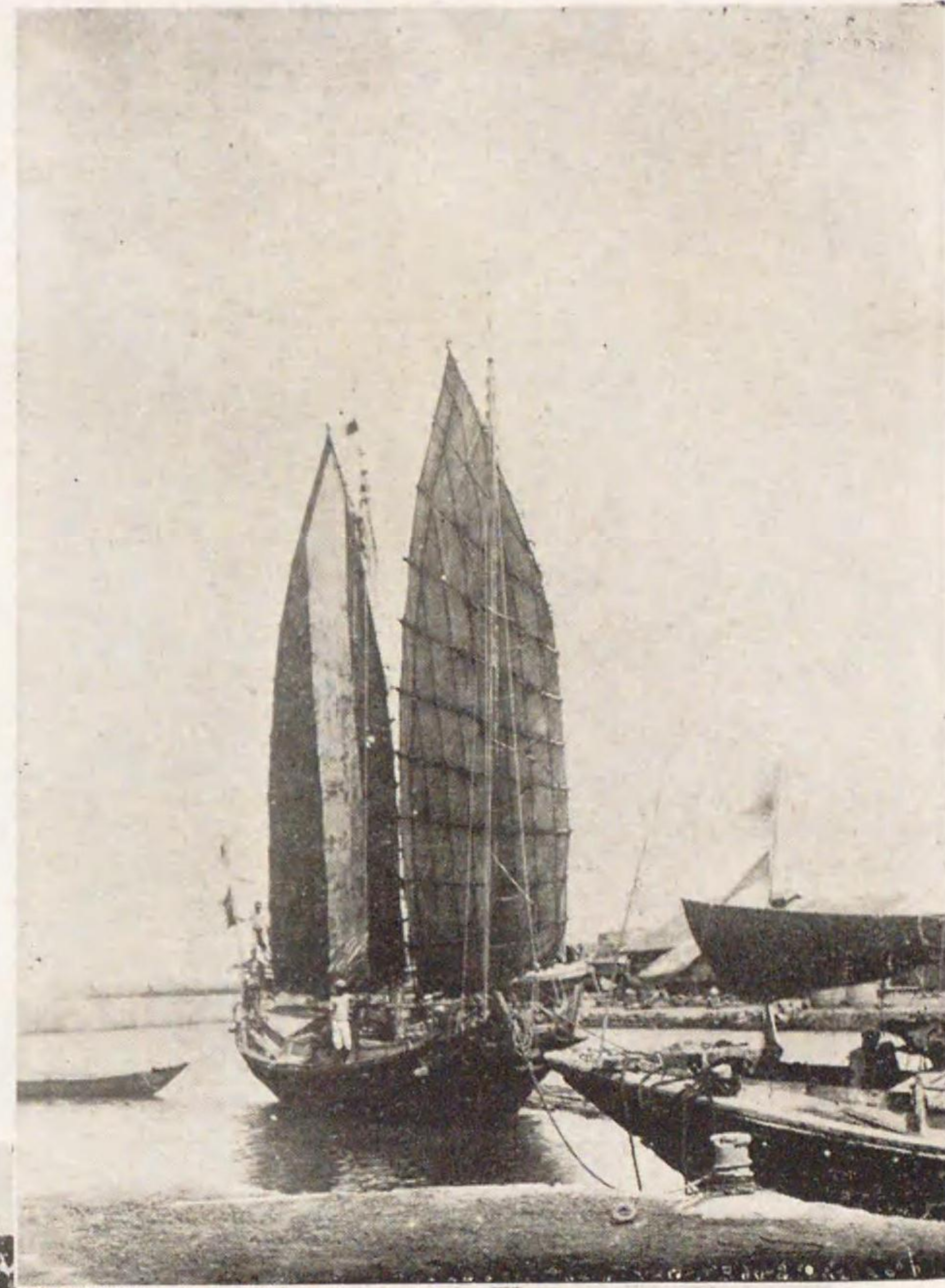


糖砂黒産名
(庫倉業農合聯)



ナナバ産特

琉球形山原船

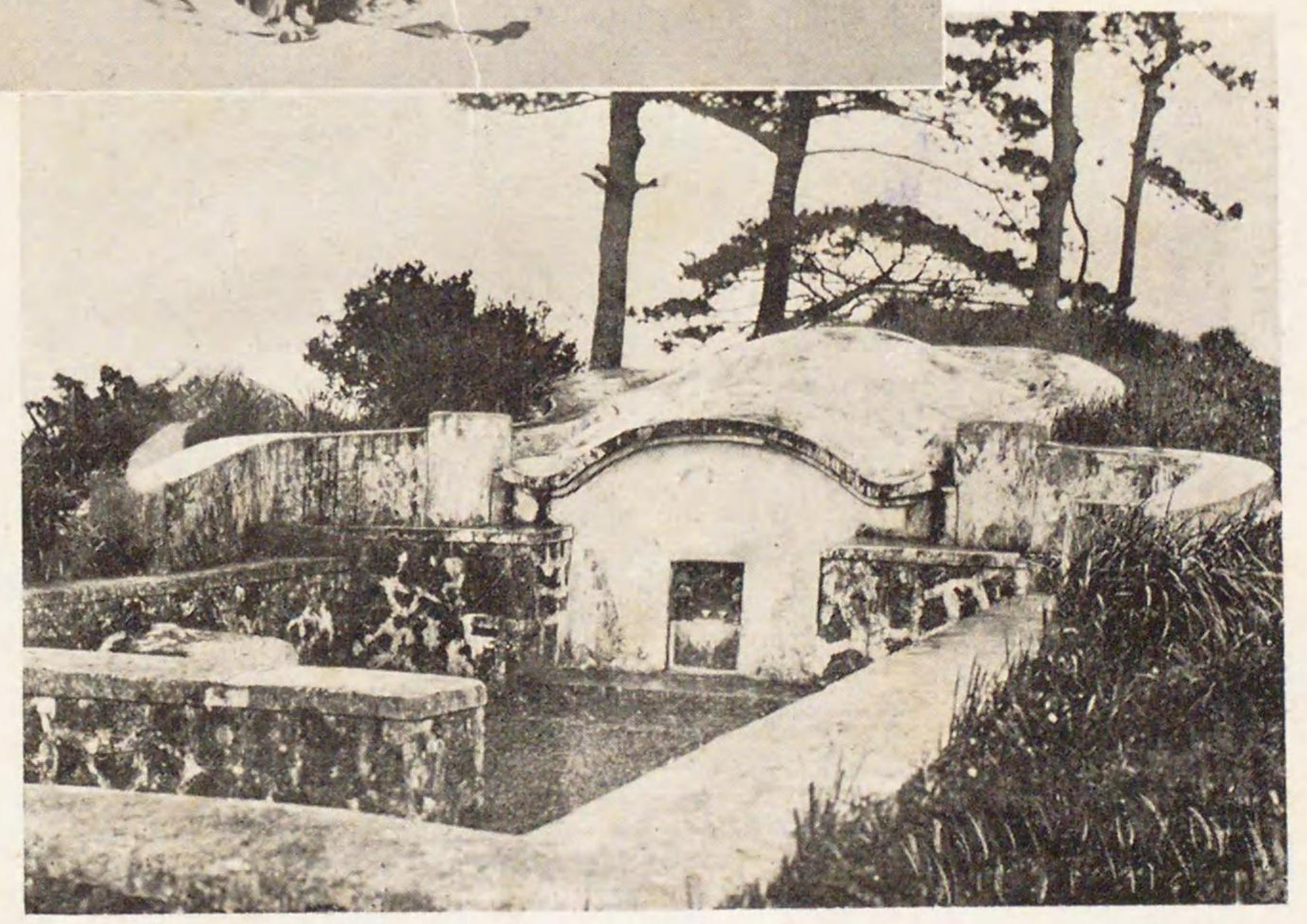


港天運るせ陸上の公朝爲

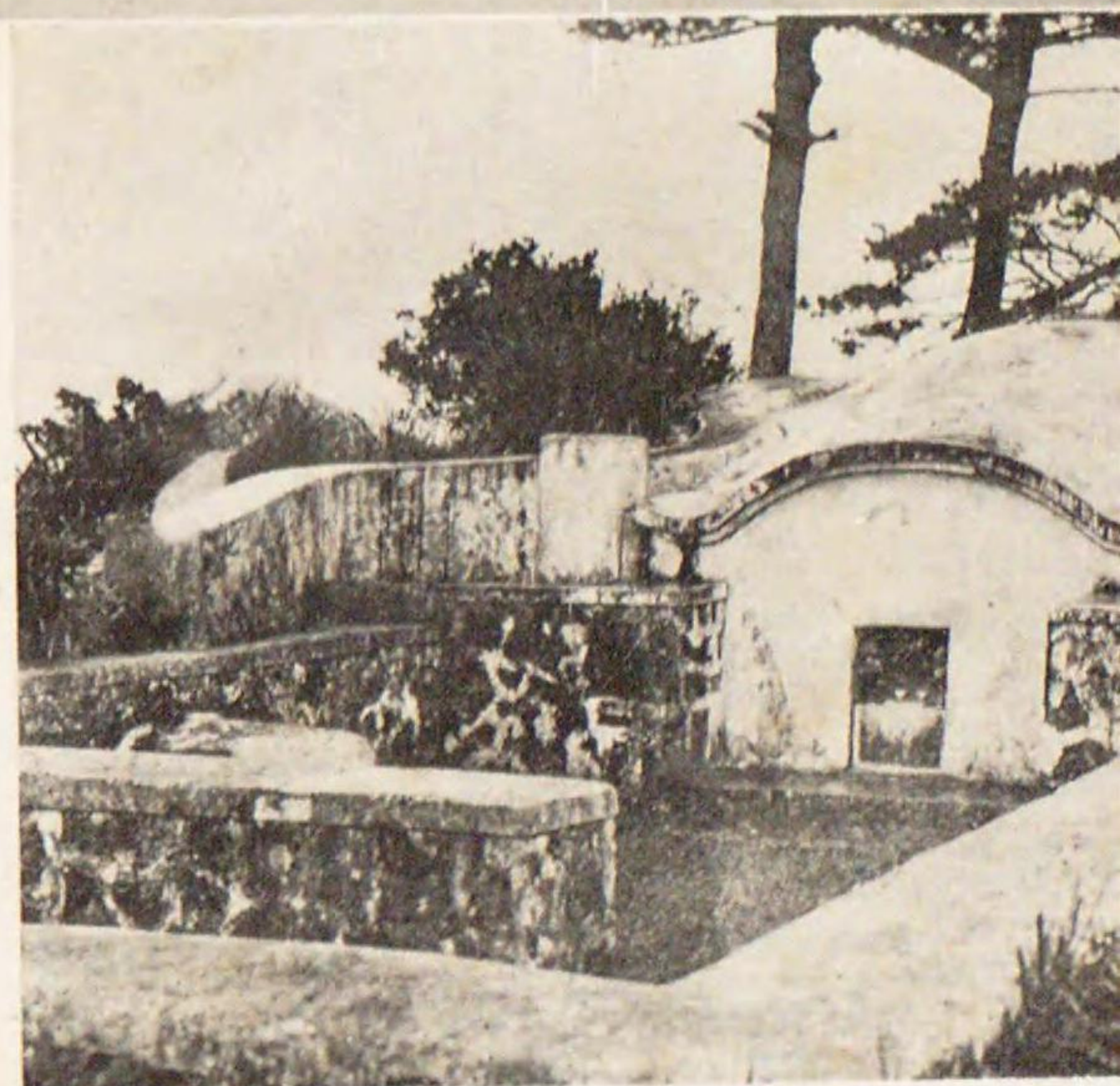
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----



四ツ竹踊



(式甲龜) 場 墓



(式甲龜) 場 墓

沖繩案内正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
六	一〇	堆朱 本縣管内にて	沈金 七字を興那國 の上に冠す	三二五	末行	ツニシ 人間たる」	フンシ 人間たる證據 である」
三六	一	口繪参照	削除	三三三	八	道交	同交
五一	六	砂糖	砂糖	三三四	一〇	めしよわれ	めしよわれ
一〇九	五	耕貝	耕貝	三三九	三	道交	同交
一二二	一〇	上木伏立	上木仕立	三四九	一二	道交	同交
一二三	一三	益々有	益々有望	三五〇	一三	蔡媼	蔡温
一三四	四	伏立	仕立	三五一	一	起した	記した
一四六	七	室口	寶口	三六三	一	短歌	短歌
一六三	四	符號	符合	三七〇	六	水は	水や
一六六	二	正十三年	大正十三年	三七二	九	渡海の	渡海や
一七〇	六	軍艦	軍艦	三七七	四	うたらむも	うたらむも
一九〇	九	之論衍義	六論衍義	四〇四	五	是より	是れ
二〇九	三	小緑	小祿	四〇五	一一	出で	出でて
二一〇	九	若狭町	城嶽下	四〇七	一二	玉城に	玉城に
二五九	二	齟齬	祖語	四一二	一〇	碩儒	碩儒程
二七〇	七	とほかよ	とほかよか	四一四	六	松田通之	松田道之
二七三	二	兼固段	兼箇段	四二二	二	桃源	桃源の
二七八	六	双宮城	平宮城	四三七	四	末世之に	末世の今に
二八七	八	ウスアヤ	ウフアヤ	四三九	四	税務所	税務署
二八八	四	一教	一致	四四〇	三	眺めてと	眺めてど
二八九	一	球琉	琉球	四四二	七	なつてゐる。	なつてゐた。
二八九	一	來た。大和	來た大和	四四五	三	善光寺	善興寺
二九九	二	目差家來	目差・家來赤頭	四四五	四	善光寺	善興寺
三〇三	一〇	着けぬやう	着けるやう	四五〇	一	四徒	四從
三〇五	八	貯蓄	貯蓄	四六八	一	今の	元の
三〇七	一一	耳・皮	耳皮・	四七二	一	なかば	なかばは
三〇九	九	家法問へ	家法の問へ	四七六	六	與那	與那原
三一三	四	叔父母	叔祖父母	四九一	三	マシラゴ	シロカネ
三一三	九	讀經	讀經			慶良	慶良間

頁	行	冊	冊	冊	冊	冊
一	一	一	二	三	四	五
緒言	一	一	二	三	四	五
一	一	一	二	三	四	五
二	一	一	二	三	四	五
三	一	一	二	三	四	五
四	一	一	二	三	四	五
五	一	一	二	三	四	五
六	一	一	二	三	四	五
七	一	一	二	三	四	五
八	一	一	二	三	四	五
九	一	一	二	三	四	五
十	一	一	二	三	四	五
十一	一	一	二	三	四	五
十二	一	一	二	三	四	五
十三	一	一	二	三	四	五
十四	一	一	二	三	四	五
十五	一	一	二	三	四	五
十六	一	一	二	三	四	五
十七	一	一	二	三	四	五
十八	一	一	二	三	四	五
十九	一	一	二	三	四	五
二十	一	一	二	三	四	五
二十一	一	一	二	三	四	五
二十二	一	一	二	三	四	五
二十三	一	一	二	三	四	五
二十四	一	一	二	三	四	五
二十五	一	一	二	三	四	五
二十六	一	一	二	三	四	五
二十七	一	一	二	三	四	五
二十八	一	一	二	三	四	五
二十九	一	一	二	三	四	五
三十	一	一	二	三	四	五
三十一	一	一	二	三	四	五
三十二	一	一	二	三	四	五
三十三	一	一	二	三	四	五
三十四	一	一	二	三	四	五
三十五	一	一	二	三	四	五
三十六	一	一	二	三	四	五
三十七	一	一	二	三	四	五
三十八	一	一	二	三	四	五
三十九	一	一	二	三	四	五
四十	一	一	二	三	四	五
四十一	一	一	二	三	四	五
四十二	一	一	二	三	四	五
四十三	一	一	二	三	四	五
四十四	一	一	二	三	四	五
四十五	一	一	二	三	四	五
四十六	一	一	二	三	四	五
四十七	一	一	二	三	四	五
四十八	一	一	二	三	四	五
四十九	一	一	二	三	四	五
五十	一	一	二	三	四	五

緒 言

一、本書は沖繩縣に於ける諸般の事情を廣く世に紹介する目的にて編纂したものであるが、一般の人々に對する單なる案内書たるのみならず、夫々専門の立場より視察調査せんとする人士にとりても參考資料を提供すべく起稿したのである。故に縣外よりの來訪客は勿論縣内各方面に活動せる人々にとりても沖繩研究の伴侶たるを失はない。

一、本書はすべて現況を敘述する前に其の今日に至る迄の沿革及經過を一通り記録することにした。随つて素人には廻り遠い感じがするであらうが、是れ其の真相を把握し且將來の傾向を指示するに便せんが爲めである。

一、本書を編纂するに方り縣政に關するものは「沖繩縣治要覽」、古事に關するものは「沖繩一千年史」其他多くの圖書を參考にした。

氣候に就いては青木氏著「沖繩氣候表」に基づきて谷本支臺長の教示を仰ぎ、地質は恒藤博士著「南日本の富源」に據り、動物は伊舎良徳誠、植物は久場長文兩氏に執筆を請うた。猶ほ産業に就いては縣産業課等に負ふ所多きも亦先輩宮城鐵夫氏の指導に俟つものが多い。爰に謹んで各位に

感謝の意を表する。

言語・土俗・宗教・俚諺其他に就いては主として著者の蒐集せる材料に依つて組合せたのである。

一、資料の調査に關し、縣廳・裁判所・刑務所・專賣所・營林所・稅務所・稅關・學校・銀行・會社等特に便宜を供與せられたことを拜謝する。

一、本書の編纂を慫慂せられた大久保孝三郎先生、全般に就き忌憚なき意見を開陳して下さいた友人新里順正君並に本書の爲めに表紙のカットを考案せられし本縣女子師範學校服部教諭に對しては深甚なる謝意を捧ぐるものである。

昭和七年九月一日

那覇市外城嶽の寓居にて 著者識

新版 沖繩案内 目次

緒言

第一章 總說……………一頁

龍宮と琉球 誤れる琉球觀 室町の人々を驚かした琉使 葡萄牙の冒險家を驚かした話 ナポレオンを驚かす 沖繩名物 本家本元 沖繩への旅 沖繩の言葉 沖繩と琉球 地形より見たる沖繩 沖繩縣の位置 戸口及密度 本島視察 日程

第二章 行政區劃及沿革……………一七頁

區劃 行政沿革 附徴兵令其他の實施

第三章 氣候……………三頁

概説 空氣の溫度 風 濕度 天候 雨量 氣象觀測所 地震

目次

三

第四章 地質及動植物……………三四頁

地質(火山脈 古生層 第三紀層 珊瑚礁 沖積地) 沖繩の動物界(哺乳類 鳥類 爬蟲類 兩棲類 魚類 昆蟲類 甲殼類 軟體動物 棘皮動物 珊瑚類 原始動物) 沖繩の植物界(植物分布上南北聯絡の要地 沖繩植物の環境と生活 沖繩の代表的植物)

第五章 交通通信……………五七頁

一、道路(沿革 國縣道 各町村役場に至る里程) 二、鐵道、軌道及自動車(鐵道 軌道 沖繩軌道株式會社 糸滿軌道株式會社 自動車 人力車 乗合馬車 自轉車其他) 三、海運(沿革 那霸鹿兒島定期航路開始 阪神直通航路開始 三等運賃低減 大阪沖繩線 先島臺灣航路 大東島航路合資會社那霸商運組 定期發着表 船客運賃表 沖繩近海汽船株式會社 其他の近海航路) 四、港灣(牧港と泊港 築港前の那霸港 浚渫 築港 其他の港灣) 五、航路標識(伊江燈臺 先原崎燈臺 津堅燈臺) 六、郵便 電信 電話

第六章 貿易及金融……………九二頁

一、貿易(稅關沿革 本縣輸移出入勘定 最近十ヶ年那霸港輸移出入調) 二、金融(銀行 本縣銀行沿革概況 縣金庫 日本銀行代理店 第四百十七銀行代理店 沖繩興業銀行支店 產業組合の沿革 產業組合聯合會 產業組合中央會 沖繩支會 農業倉庫及聯合農業倉庫 產業組合概況 無盡業 私營質屋 公益質屋)

第七章 財政……………一〇三頁

沿革 本縣歲出歲入豫算 市町村歲入歲出 古琉球の稅制 現行稅制施行 稅務署の設置 國稅 本縣諸稅負擔額 沖繩縣振興計畫(調查會設立迄の經過 產業助成施設 根本的振興計畫の樹立 振興計畫理由 振興事業概要)

第八章 産業……………一二九頁

一、概觀 二、農業(沿革 農政機關 土地制度) 重要農作物及特用作物(甘蔗 甘藷 米 琉球藍 纖維芭蕉 苧麻 七島藺 鐵砲百合) 農業獎勵機關

(農事試驗場 農會 原山勝負) 糖業(沿革 製糖取締 製糖機改良 糖業改良 製糖會社の勃興 甘蔗産額累年比較 砂糖産額累年比較) 三、耕地整理 四、蠶業 五、畜産(概況 本縣家畜密度表 牛 馬 豚 山羊 鶏 縣立獸疫血清製造所) 六、林業(沿革 概況 縣有林の經營 明治山記念造林 公有林 野開發 樹苗養成 水源涵養造林 農地防風林 災害保安林復舊 沖繩縣山林會) 七、工業(織物 帽子 泡盛 漆器 陶器 工業指導所) 八、水産(沿革 概況 獎勵 施設 水産會 漁業組合 漁業組合聯合會 那霸鯉節商同業組合 水産試驗場) 九、鑛業(八重山炭鑛 ラサ島燐鑛 烏島硫黃 銅鑛) 十、商業(沿革) 十一、沖繩縣産業助成施設(沿革 沖繩縣財政經濟救済に關する意見書 産業助成費概計調 産業助成費交付高調 沖繩縣物産販賣斡旋所 十二、沖繩縣糖業改良獎勵金の交付(沿革 糖業改良獎勵費累年計畫 同交付高調) 十三、主なる産業視察地

第九章 教育……………一八七頁

舊藩の教育(文字の始 支那留學生 漢學 國學 平等學校 村學校 平民教育) 初等教育附幼稚園 中等教育 實業補習教育 盲啞教育 社會教育

第十章 社會事業……………二六頁

行政機關 赤十字社沖繩支部 愛國婦人會沖繩支部 恩賜財團濟生會 感化院 免囚保護 公設市場 職業紹介所 移植民獎勵 沖繩縣海外協會 海外在留人員並送金調 罹災救助 軍事救護 窮民救助 失業救済

第十一章 警察衛生……………三七頁

一、警察(沿革 現況) 二、衛生(醫療の沿革 概況 縣衛生課設置 醫師 產婆 鍼灸術師其他 種痘 結核豫防 癩豫防 マラリア豫防 フィラリア病 寄生蟲驅除 ハブ捕獲 傳染病院 清潔法 衛生組合 保健衛生取締 屠場法 施行

第十二章 裁判刑務……………二四二頁

一、裁判所(舊藩の制度) 裁判事務引渡の顛末 裁判事務開始 裁判所の獨立
 宮古八重山區裁判所の改廢 登記所の設置 辯護士 司法代書人 創立以來
 の所長並檢事正 那覇供託局) 二、刑務所(沿革 現況)

第十三章 專賣營林……………二五三頁

一、專賣所(沿革 現況) 二、營林署(沿革 現況)

第十四章 言語……………二五九頁

日本語の一方言 音韻轉訛 動詞の活用 手爾乎波 適用の變化 數詞 童名
 姓氏及地名の讀み方 標準語と同一の名詞 標準語の轉訛した名詞 著しく
 異なつた名詞 沖繩語の動詞 鎌倉時代前後の言葉 日常應答の挨拶例

第十五章 風俗……………二七六頁

日本上古の遺風 琉球古代の風俗 住居(村落 家屋 屋敷 用材 疊敷 構
 造 農家の建築 農家屋敷の圖解 同母屋及臺所の圖解) 階級(簪 結髮 帕
 の制定) 衣服 (男子の禮裝 通常服 婦人の服裝 現代婦人の服裝) 飲食
 (主要食糧 副食物 料理 酒 漬物 茶) 出産の土俗(臍つき 胎盤の始末
 産室 命名 蟹這はせ 初外出 川下り 屋根を葺かず) 葬儀の土俗 (葬
 儀 籠の制度 亡者 哭泣 出棺 行列 島見 墓場 歸途 殉死 淨め 饗
 應 肉親族登朝見 亡者の口寄せ 墓參 洗骨 古代の葬儀 墓の構造 墓制
 視察墓地) 祭禮 年の祝及元服 婚禮 家造 墓普請 沖繩の舞踊 唐手
 年中行事

第十六章 宗教……………三三三頁

一、沖繩固有の宗教(自然教 精靈崇拜 祖靈崇拜教 多神教 沖繩固有の宗
 教 國家的統一女君(聞得大君) 大阿母シラレ ノロクモイ 根神 オコデ
 神御嶽 殿 火の神 姉神 神拜 トキとユタ 固有宗教の墮落 自然的宗教)
 二、神社(大神宮 八社 神職の設置) 三、佛教 四、儒教 五、道教 六、
 基督教

第十七章 歌謠……………三六〇頁

オモロ クエナ、ヤラシ つらね 木やり歌 短歌 琉球音楽 流儀 上り口
説 下り口説 四季口説 萬歳口説 萬歳かうす節 うふんしやり節 さいん
する節 鳩間節 古歌(各節の歌詞)

第十八章 俚 諺……………三六二頁

第十九章 沖繩略史……………三九七頁

一、開闢の當初 二、天孫氏時代 三、日本本土との交通 四、舜天王統 五、
英祖王統 六、察度王統 七、尙思紹王統 八、尙圓王統 九、島津氏の琉球
入り 十、明・清の動亂と琉球の態度 十一、廢藩置縣

第二十章 偉人略傳……………四二五頁

護佐丸 野國總管 儀間眞常 具志川王子尙亨 羽地王子尙象賢 蔡溫 玉城
朝薫 平敷屋朝敏 畫家自了と般元良 宜灣朝保

第二十一章 名所舊蹟……………四三六頁

那覇市

ヤラザ森城及三重城 通堂 假屋の前 見世の前 天使館 大門前
仲毛 波上宮 護國寺 天満宮 ベツテルハイム記念碑 臺灣遭
難者之墓 天尊廟 天妃 孔子廟 久米 御成橋 御物城址 奥武山公園 仲
島 湧田地藏 瓦屋 城嶽 壺屋 大神宮 潟原 辻 聖現寺と天久宮 泊
泊高缸 崇元寺 八幡宮 沖宮

首里市

首里城 沖繩神社 園比屋武嶽 守禮門と中山門 國王頌德碑 靈
御殿 圓覺寺 辨財天堂 ハンタン山 尙侯爵邸 龍潭 國學の址
天界寺址 天王寺址 聞得大君御殿址 胖城 東苑 辨ヶ嶽 虎頭山 社壇
安國寺 慈眼院及觀音堂 萬歳嶺 官松嶺

島尻郡

天久城 崎樋川 銘苜御殿 安謝港 識名園 眞玉橋 豊見城々址
瀬長島 糸満町 白銀堂 奥武灣 南山城址 嘉手志川 和解森
眞壁宮 喜屋武岬 摩文仁城址 八重瀬城址 多々良城址 奥武 觀音堂
玉城々址 受水走水 齊場嶽 知念城址 知念大川 太陽御川 久高島及同由
來記 佐敷上城々址 大里城址 與那原 久米島 伊敷索城址 具志川村 具

志川城址 阿嘉の鬚水 仲城々址 観音堂 太陽石 登武那覇城址 菩薩堂
仲里番所址 比嘉池 慶良間島 渡名喜島 粟國島 伊平屋島 伊是名島
田名小堀 無藏水 大洞窟 大東島 鳥島

中頭郡

浦添城址 ヨウドレの王陵 龍福寺址 伊祖城址 牧港 經塚 城
間 普天間權現 屋良漏池 嘉手納 比謝砦 泊城 楚邊の暗川
座喜味城址 ザンバ岬 内間御殿 脱衣岩 中城々址 伊舎堂 荻堂 和仁屋
知花 伊波城址 伊波貝塚 東恩納番所 泡瀬 勝連城址 屋慶名 津堅島
濱島 平安座島 宮城島 伊計島

國頭郡

多幸山 山田城址 久良波 倉波鑛泉 比屋根岬 恩納岳 恩納村
はづし 恩納松下 萬座毛 湖邊底 許田の手水 數久田轟 名
護 三府龍脈碑 屋部寺 嘉津宇嶽 部間權現 本部村渡久地 伊野波 瀬底
島 伊江島 權現堂及照太寺 今歸仁城址 大井川 運天港 ウバシの高臺
百按司墓 大西墓 古宇利島 屋我地島オランダ墓 ヒルギ林 親川城址 源
河 森川子舊址 鹽屋灣 根謝銘城址 奥間 邊土名 與那の高坂 謝敷板干
瀬宜名眞御殿 邊戸御嶽 義本王墓 金武村七日濱 金武觀音寺 久志觀音堂

汀間の金丸井

宮古郡

漲水港 平良町 漲水神社 稻石記念碑 權現堂 祥雲寺 観音堂
獨逸皇 帝記念碑 平家遺跡 通り池 來間島 多良間島 水納島

八重山郡

四箇 權現堂 観音堂 宮良川 宮良のアカタマ・クロタマ 白保
盛山 桃里 オモト 嶽 名藏 崎枝 川平 大和墓 眞珠養殖所
野底 平久保 竹富島 小濱島 新城島 黒島 波照間島 鳩間島 西表島
古見 租納 高那 舟浮港 崎山 南風見 與那國 大和墓 西表炭鑛 尖閣
列島

新版 沖繩 案内

第一章 總 說

龍宮と琉球 我が國の子供達はこんな御伽噺を聞いてゐるであらう。昔々、天孫瓊々杵尊にぎはひのみことが日向の笠沙かささの岬でお娶り遊ばされたといふ有名な木花咲耶姫このはなのさくやひめとの間に三人の御子様があつた。御長兄は火照命ほてるのみこと即ち海幸彦うみのさちひこ、末弟が火遠理命ほすせりののみこと即ち山幸彦やまのさちひこで此の方は後に彦火々出見尊と申上げるやうになつた。或日此の山幸彦が兄君に乞ひ、道具を取換へて獵に行かれることになつたが、馴れぬ御業にて大切な兄君の鈎を海で失くしてしまはれた。仕方なしに佩劍を壊して澤山の鈎を新調させて差上げたが兄君は絶對に御許しにならぬ。思案に暮れながら濱邊を彷徨さまようて居られると、鹽椎翁しほづちのまなが現はれてその譯を聞かれた。事情を訴へると翁は目無籠めなしかごを拵らへ之に乗つて龍宮へ御出遊ばせ。そして綿津見神わたつみのかみに御詮議になつたら分りませうと教へて上げた。いよく龍宮へ行かれると海神は大に喜んで御歡待申上げ魚族の非常召集を行つて鈎を探して上げ、しかも美しいその娘豊玉姫を御妃様に差上げた。命は三年の間

楽しくお暮しになつたが故郷が戀しくなられたと見え記念にと渡された潮満珠しほみづたまと潮乾珠しほひたまをお貰ひになり大鰐の背に乗つて歸國されたといふ。

此の話にある龍宮城は樓閣整然として備はり門前に玲瓏たる一井あり周圍繞らすに石壁を以てし、正殿巍然として山嶺に峙つなど全く琉球王城のそれに符合し、昔から琉球にては海神祭を執行してニライ、カナイの神を祀り且雨乞に龍王がなしなど稱へてゐるのも相應ふさはしいから古來本土にても或は龍宮は琉球のことであらうといふ説もあつた。

それは兎に角として幼い時に聞いたこのお話は一度琉球を尋ねて見たいといふ好奇心をそそらずにはおくまい。次に馬琴の弓張月を讀むと、誰でも昔鎮西八郎爲朝が弓杖ついた土地、而して其の子舜天丸が王統を垂れたといふ、海南のユートピア、琉球を訪ねて見たいといふ欲求が起る。

誤れる琉球觀 未だ沖繩の土地を踏んで見ない人は前のお伽噺などを聞いて琉球といつたら全く異國であつたかの様な先入觀念に捉はれてゐるのが多い。今でもチョン髻まげに廣袖寛袍の人々が澤山市中を徘徊してゐたり、男逸女勞だなどといふ飛んでもない沖繩觀を持つたり、非道ひどうい人になると植民地視する黴かびの生えた頭を持つて來る仁も稀にはある。「日本歴史を教へるには骨が折れよう」といつた歴々たる官吏さへあつた。處がよく／＼調べて見ると沖繩は昔から南倭と稱せられ、大和朝廷の版圖であり、日本の古い時代の風俗習慣が未だに繰り返されて居る。千二三年前遣唐使吉備眞備や安倍仲磨の船は歸途皆沖繩島へ漂着したが、仲磨の船は再び安南へ吹流されたといふ。之は日本歴史の教ふる所であり、又七百年前壇の浦に敗れた平家の一族が宮古や八重山等に漂着したといふ古事傳説もある。

昔から沖繩では大和旅といへば如何にも明るい晴れやかな所謂太平天國へ上るといつた様な感じを持つてゐるが、唐旅たうりょといへば黃泉國よみのくにへ行くといふ暗示に襲はれるのであつた。琉球と支那との關係は五百六十年來貿易政策の外、何等民族的繋がりはないのである。島の北部を頭かみと稱へ、南部を尻しりと呼んでゐるのは、矢張り、日本本土を中心としての語であらう。

室町の人々を驚かした琉使 文正元年といふから彼是四百六七十一年前のことである。足利義政將軍の時代、琉球の使が室町幕府に伺候し退去の時、門外で祝砲を二三發打ち鳴らしたら流石のみやこ人も耳馴れぬ大爆音に驚倒して、上を下への大騒ぎを演じてゐたといふ。爆竹(火矢)に驚いたといふのも笑止な話であるが、かういふ新しい道具を使つて都人士の度膽を抜いた南島人も痛快なものであつたらう。

葡萄牙の冒險家を驚かした話 四五世紀前歐洲人がマラッカ海峡に達しなかつた頃の琉球は、支那・

日本・南洋間の貿易權を制してゐた。琉球人はあの脆弱な山原船に滿幅の風を孕ませて、遠くスマトラの東岸に航行し、彼のポルトガルの冒険家ピントを驚かしたといふ。當時葡萄牙人の貿易上の強敵は、實に此の勇敢な琉球人であつたのである。

ナポレオンを驚かす 西曆一千八百十六年ベールホルは琉球を視察し、英國への歸途、セントヘレナに寄港して配流中のナ翁に會見した。そして琉球のことにつき武器のない國があると語つたら、英傑ナ翁は不審の眉を擡め「太陽の照らす所にて戰爭を爲さざる國ありとは信ぜられぬ」と拳を固め振はし聲も激して驚いてゐたといふ。然り琉球は四百年前尙眞王以來武備を撤廢し、中央集權を斷行して統治してゐた。豈之より一世紀後に布かれた徳川幕府の參觀交代の及ぶ所ならんやである。

沖繩名物 小さくても六十有餘の島々が百數十海里に羅列してゐるだけ、動植物其他珍奇なものが多い。開闢以來雪は降らず常緑の國であるだけ、本土では宮崎の青島以外には滅多にない蒲葵(方言クバ)や大谷渡りが島から島へ到る處にあり、千なり瓢箪のやうに密成してゐるババヤ、臺灣産とは別種で味のよいバナナ、赤い美しい實のなる蘇鐵の野生、年から年中トマト・胡瓜・茄子が出来、栽培法によつては壹個五六圓もするマスク・メロンも實る。路傍には熱帶氣分の濃厚な福木や荳科で大木の赤い花咲く梯梧、無数の氣根が垂れる榕樹、海岸には密生して防波の用をなす阿旦など珍木が多い。

野生の蜜柑がある位だから果樹も有望であり、サツマイモの蔓が伸びて全く藤棚のやうになつたものあり、其他珍らしいものばかりである。與那國産の大綾錦といふ蛾は其の大きさ世界一を以て聞えて居り、木葉蝶は本島や八重山など森林に多く、昆蟲や魚類など色彩の美しいのや、動植物に「オキナハ」の名辭を冠せるものは數ふるに違がない。暖流の御陰で貝類の光澤と色彩とは、是亦世界有数の産地として知られ、萬寶螺(萬年貝)には貳參拾圓のものもあり、唐冠(千年貝)・五寶螺・蜀紅螺其他タカラ貝・イモ貝・タマ貝など孰れも各數十種に上り珍品が多い。又海には寄生蟲驅除の特効藥たる海人草も豊富に出る。

颱風も沖繩名物の一ではあるが、焼けつく旱天が十數日も續いて灼熱正に堪へ難い時、其の通過に依つて暑氣全く一掃せられ、百パーセントの涼味が齎らされる。其の頃入來の客は異口同音に沖繩の涼しいことを絶讚するのである。被害もないではないが、氣候が暖い丈けに農作物の復活の早いのに驚く。故に決して恐るゝには足らぬ。米作改良の結果、今では二期で四石も穫れる。此の一事を以てしても如何に天恵が豊かであるかを想察することが出来る。

近年産業及經濟的見地より着目せる人々も多く養蠶原種製造・藥草栽培・果樹・茶其他觀賞用花卉類栽植・眞珠養殖等各方面の施設が行はれつゝある。

温室などの設備に金をかけなくても年中作物が生育し、然かも他府縣より數ヶ月早く出来るから機先を制し得る地の利を得てゐる。なるべく運賃を低廉にする工夫が今後の問題である。

名物黒糖は糖分以外營養上必要なカルシウムや其他複雑なる成分を多量に含んでゐるので衛生上の價値多く且つ其の風味は實に天下一品であり、泡盛は、無色透明・香氣芳烈にして國産ウイスキーの名が高く、價格低廉なること他の追従を許さず、近年都市に於ける消費量甚だ多く、移出激増の傾向である。

宮古細上布は昔薩藩に貢布として納めた關係上薩摩上布として知られてゐるが、其他琉球紺・久米島紬等は織物界に於て獨特の地歩を占むるもので、實に高尚優雅にして保ちよく、其の意匠圖案は千變萬化珍柄が多い。漆器も亦織物と同じく藩廳時代保護獎勵に努めた丈けあつて特殊の發達を遂げ、堆錦・沈金・貝摺等濃艶な南國氣分が旺盛し圖案技工嶄新にして材質の堅牢・價格の低廉なること他の及ばざる所である。特に陶器に至つては、古代埃及模様如き郷土藝術的趣味を如實に表現し、古雅優美なるもの多く製品種類豊富で、漆器と共に他府縣への土産品として好適のものである。

斯ういふ風だから、各専門の學者が近頃沖繩を「古代日本研究の一博物館」として其の價値を認識し、來縣調査する人士が急激に殖えた。畫家は南島の自然に憧れ陸續として來訪する様になつたが、聽て文藝家も島の麗はしい傳説を題材にすべく探訪するであらう。

本家本元 甘蔗・甘藷・西瓜・孟宗竹・七島藺・三味線などは琉球を経て日本本土へ移入されたもので、沖繩が本家本元である。其他南洋及支那方面の文化で琉球を経て鎖國當時の日本へ傳來したものが鮮少でない。

沖繩への旅 船に強くない人は汽車で鹿兒島迄來て二千噸級の定期船に乗るを得策とする。それからハタツタ二夜の浪枕、午後五時出帆すると翌朝は大島名瀬へ寄港、其の翌日の拂曉那覇へ安着する。今では大阪を起點とし神戸・名瀬を経由して三千噸級の船が三泊四日に同じく未明那覇へ着く、此の方が安樂であり經濟でもある。飛行機で往來することも遠くはあるまい。

琉球におぢやるなら草鞋はいておぢやれ

琉球は石原小石原

沖繩へ旅立つ人は何處かで此の歌を覚えて船に乗る。しかし之は櫻島にかけて詠んだ薩摩の俗謠で「島へおぢやるなら草鞋はいておぢやれ、島は石原小石原」の原作を燒直して琉球節としたらしい。先づ鹿兒島から沖繩への道行を大略述べて見たい。

午後五時に鹿兒島を出帆し、櫻島を左に、秀麗な開聞岳を右前方に眺めつゝ、湖水の如き錦江灣を悠々と進む。灣口猶ほ程遠くして早くも日没となり船客は甲板上より姿を消す。夜の中に屋久・種子等薩南諸島を過ぎ、翌朝夜明けに七島洋中の諏訪瀬島や悪石島を遙に見て午前十時大島の名瀬に入る。鹿兒島より二百九裡、船は此處に二時間程碇泊するので入浴・見物など上陸する人もある。

名瀬は三方山に圍繞せられ北方海に臨んでゐるが人口二萬餘土地甚だ狹隘を告げてゐる。大島諸島は三世紀前迄琉球王の所轄であつたから今でも骨相・人情・風俗の相類似したものが尠くない。地質は古生層で沖繩の北部と同じく山岳重疊して耕地に乏しい。船が着くと大きな風呂敷を抱へた袖賣女が入り込んで来て、押賣の包圍攻撃を開始する、ヒヤカシたら遂に買はされて仕舞ふ。

午後一時船は再び錨を載せていよく沖繩へと向ふ。此の航路で最も驚くのは青空の色が如何にも美しく輝いてゐるのと、琉球群島の岸を洗つて流るゝ黒潮が紺碧藍の如く、しかも南へ南へと進むにつれて一入鮮かになつて行くことである。殊に日没に於ける彩雲の光景は或は紅蓮の焰の如く、忽ちにして碧玉となり、瑠璃と化して千變萬化窮りなく全く想像に絶する南國の奇觀である。伊藤博士がいはれたやうに昔日本本土の人が南島に航して此の偉大なる自然の大技巧、驚くべき神秘の大藝術を眺めた時は龍宮城から立ち昇る瑞雲と考へ、仙境に近づいたと信じたであらう。

やがて大島の連山を見送り夜に入りて徳・沖永良部・與論の諸島を過ぎ、黎明に縣管内の伊平屋島近海を通る。爲朝公の上陸した運天港に着して、汽車が自動車で疾走したら、數時間海上苦が滅する譯だが、島南那覇港迄ゆかねばならぬ。一等燈臺のある伊江島へさしかゝる頃には夜も明け放れ、左手に千五百尺の嘉津宇岳を始め國頭の山々が連互して沖繩本島の姿が横はつて見える。索莫無味にして蕞爾たる孤島と思つてゐた沖繩島が、意外にも風光明媚翠色滴るが如く、然かも蜿蜒四十里とは豫想を裏切る一の事實である。

ザンパ岬を過ぎる頃から島が稍低平になり、海岸に珊瑚礁の景觀が現はれて来る。程なく龍宮城然たる首里城の正殿が聳えてゐるのを遠望する。その内に早くも左方隆起珊瑚礁の斷崖上に儼立してゐるのが官幣小社波上宮で、恰も其名の如く岩諸共波に浮んでゐるやうに見える。其の左右に白壁の土藏と見ゆるは沖繩名物の墓である。

船は忽ちにして針路を轉じ、右に四百年前倭寇擊退の爲めに築いたヤラザ森城、左に三重城を眺めつゝ、兩古壘の間を一路那覇港へ進入する。右方丘上に巍然たる二基の無線電信鐵塔は中央氣象臺沖繩支臺に屬し高さ三百尺、モダンな建物と共に沖繩關門の偉觀である。船上より町を眺めると特に南國色濃厚な屋根瓦の眞赤なのが目につく、しかも皆女瓦男瓦を用ひ、屋根の隅など聊か勾配の反つた

のが感興を惹く。

港内へ入ると棧橋の偉大なことは全く想像外で、二三千噸級の船が數雙横付けにされてゐる。成る程貳百數十萬圓の巨費を投じ、二十餘年の日子を費して築港した丈けあつて微々たる鹿兒島の岩壁などは到底其の側へも寄り付けない。那覇は人力車の多いこと天下第一、安いことも亦確かに全國一で、棧橋より旅館迄貳、參拾錢市内は大抵拾錢均一であり、タクシーも五拾錢均一である。

沖繩の冬は二月一ぱい位が寒いのであつたことでもない。眞夏に來る客でも常に海風が吹渡るから思つたより遙に涼しく凌ぎよいといふ。只暑氣の時間が長引くだけである。

旅館の庭前には見馴れぬ植物、萬綠叢中紅一點の赤花佛桑花、蘭に似た羊齒類の大谷渡り、葉の大きく厚い喬木の福木、氣根の垂る、榕樹、竹に似た棕櫚竹・觀音竹、枝振のよい鉢植の蘇鐵、南洋から傳來した七八十種もあるクロトン、中空に孔雀の羽を廣げたやうな棕櫚や同じく大きな團扇を翳したやうな油葵も此處ではクバと稱して隨所に見られ、草が其の儘木になつたかと思はるゝ、パパヤ樹などがすばらしく大きな葉を廣げて興趣をそゝる。所が旅館の附近は鹽水が湧くのを見てイヤ沖繩は水のない島だと第一印象に刻まれる。けれども鹽水の出るのは沖繩でも那覇丈けといつてもよい。それは那覇の低い所は海中を埋立てた土地で全くの新成地だからである。島尻・中頭二郡は三紀層と珊瑚礁とで河川の流れこそ乏しいがそれ程飲料水に不自由でもない。國頭方面は山紫水明の古生層で到る處山川が流れ清水が湧いてゐる。

沖繩の言葉 は日本語の訛りであるが分りにくい。しかしこちらが標準語で話せば皆通じる。只學問のない人の言葉はこちらには解し兼ねる。婦女などの中には立派に標準語が話せても仲々遠慮して使はうとはしない人もある。沖繩へ來ない前に人から聞いて一番氣になるのは例の名物飯匙情蛇である。丸で木からブラ下つてゐる位に思つてゐるからたまらない。處が那覇市中には場末の外居らぬ。殊に旅館の附近には絶対に住むことがない。沖繩に生れた人でも十人の内ハブを發見した人は一人もない位である。だから沖繩に住みつけてゐる人は全く其の恐怖心といふものは微塵もなく、夜の田舎路でももないといふ信念を持つて通つてゐる。ハブは多く石穴の中に棲み春夏秋冬の夜間ノソリノソリと出る丈けで、しかも人を見れば矢の如く逃げる。彼は逃場を失つて進退窮つた時クル／＼渦巻をなし雁首を持ち上げて身構へする。跳んでも自身の長さには達せぬ。況んや進んで人を攻撃するものではない。例令萬一やられても今では田舎島々の人でも血清注射で生命をとりとめる。只手當がおくれて時間が経過すると困る。警察でハブの頭を買取るやうになつてから餘程減つて來た。それ程大安心なものなのに著しく誤傳されてゐるため甚だしい恐怖心に襲はれて來縣する御客様があるのは全くの杞憂である。

然るにそれが皮肉にも知事官舎や警察部長官舎に顯はれたので評判になつた。しかし、現在例令場末とはいへ、那覇市ともいはれる昔の浮島の一部に、未だハブ公が巢くつて赤い舌をべろりと出し、吾輩も現代文明人と、同棲してゐるなどと嘲笑してゐるのは大なる市民の恥辱であり、縣としても考慮すべき問題の一であらねばならぬ。

沖繩と琉球 他所では琉球といつた方が通じが早いけれど當地では沖繩といはねば分らぬ。それは沖繩は和名で古くからの名稱であり、琉球は唐名で後についた名前だからであらう。偕て琉球とは封建時代の琉球國とか琉球藩とかいふ場合に使用せられ、其他は昔ながらの沖繩と呼ぶのが普通である。いづれも同じ名ながら言語感情は妙なもので土地の人は「沖繩」と呼ばれると如何にも親み深く感じ、「琉球」といはれると何だか侮蔑されたやうに思ふ。沖繩人とか琉球人とかいふ言葉は何だか民族的名稱の様に聞えるから絶對に使はない。又沖繩縣に對比して本土を「内地」といふ場合もあるが之は植民地に對する合言葉の様に聞え、縣民の自尊心を傷ける所から使用するを避け「他府縣」と呼ぶ方がよい。

抑も琉球の名稱は隋の煬帝の大業三年に海師河蠻が東方海中煙霧の氣あるに似たりと申上げたので帝は羽騎尉朱寬に命じて何蠻と共に琉球を探訪せしむとあり。遙に地界を波濤の間に觀るに蟠旋蜿蜒其形虬龍の水中に浮ぶが如く名づけて流虬といひ、後世流求・留求・琉球・流鬼などと書し、宋時代

流求に復し元の世祖改めて瑠求となし、明の太祖更に琉球に改めたといふ。

沖繩の名稱が史上に現はれたのは、孝謙天皇天平勝寶五年（皇紀一四一三）遣唐使の船歸國の途次、阿兒奈波島に漂着すとあるのが其の嚆矢である。其の何れが古いか史籍の上では判然しないが土地の人々は古來沖繩（方言ウチナー）と稱へてゐたやうである。民間語原説では沖に繩を浮べたやうだといふ島形から來たものであらうといはれてゐる。

地形より見たる沖繩 試みに日本全圖を一瞥すると、日本列島は三つの弧狀より形成されてゐる。即ち一は千島アークでオホツク海を擁し、二は北海道本州を以て日本海を扼し、三は九州及琉球列島を以て東支那海を抱擁してゐる。此の地形から見て沖繩群島は當然日本の一連鎖であらねばならぬ。而して九州臺灣の二大島間七百海里の洋中に飛石の如く羅列せる大小無數の琉球列島は古來之を南島とも稱し、島羣に依つて大隅群島・吐噶喇群島・奄美群島・沖繩群島・先島群島の五つに分つ。就中奄美・沖繩・先島の三群島は古へ琉球國の領域であつたが、慶長十四年島津氏琉球入りの後奄美群島の輿論・沖永良部・徳・大島・喜界等は薩摩の直轄に編入せられ、爾來沖繩・先島の二群島を以て琉球國の分域となし以て現今の沖繩縣となるに至つたのである。古來琉球は奄美諸島を加へて三十六島と稱してゐたが之は正確な數ではない。

沖繩群島中の最大島即母島は勿論沖繩本島で、日本全圖から見ると、何、珊瑚礁の上に薄べらな土の被つた小島でせいふく、淡路島位の小さい島かと思つたら、南北四十里・周回百十餘里・面積六十四方里とは驚いたといふのが新來客の感想である。之に次いで二十四方里の西表島、十數方里の宮古本島や石垣島を始めとし、數方里の久米島其他大小五十有餘の島々が碁布し、總面積百五十四方里餘に達してゐる。

沖繩縣の位置

沖繩縣の管區は東端、東經百三十一度十九分の北大東島より西端同百二十二度五十五分の與那國に跨り、南は北緯二十四度二分の波照間島より北は同二十七度五十一分の鳥島に至り、東南は太平洋に瀕し、北は東支那海に臨み、西は遙に支那の福建省に對してゐる。

戸口及密度 (昭和五年度統計)

郡市別	種別	面積	人口	一方里密度
那覇市	市	〇・三三三 ^{方里} 一	六〇、二一九	一八一、九三一人
首里市	市	〇・一五九	二〇、二七六	一二七、五二一人

島尻郡	郡	二六・二五九	一四八、九一五	五、六七一人
中頭郡	郡	一八・六六〇	一四二、〇五七	七、六一三人
國頭郡	郡	五一・七六二	一〇六、七五一	二、〇六三人
宮古郡	郡	一六・二二〇	六一、二九八	三、七八一人
八重山郡	郡	四一・三三七	三二、九六九	七九八
計		一五四・七一八	五七二、四八五	三、七〇〇

本島視察日程

第一日 那覇市内見學

波上宮(參拜・國寶朝鮮鐘・陽石)・護國寺(本堂・ベツテルハイム記念碑・天満宮・日秀上人説教石・臺灣遭難者墓)・天尊廟(佛像・琉球製梵鐘・彫刻)・孔子廟及明倫堂・沖繩縣廳・工業指導所・縣立圖書館・縣水産試驗場

第二日 首里市及中頭方面見學

崇元寺(廟・石門・下馬碑)・天久宮・沖の宮・八幡宮・龍潭と世持橋(石欄彫刻)・尙侯爵邸・

圓覺寺(本門・山門・放生池・石欄彫刻・佛殿・梵鐘・龍淵殿・獅子窟)・辨財天・首里城(正門・瑞泉・日時計臺石・正殿・南殿・北殿・二階殿・沖繩神社・東のアザナ)・園比屋武嶽(石門・琉球最古之碑)・守禮門・尙眞王頌德碑・靈御殿(偉大なる石造建築の構造・石碑)・浦添城・ヨウドレの王陵

第三日 島尻方面見學

眞玉橋・識名園(鑑池・冊封使題額及石碑)・八角堂・勸耕臺・育德泉チスチノリ)・與那原(中城灣の風光・東宮殿下記念碑・三殿下記念碑)・糸滿(白銀堂)・南山城址

第四日 中頭・國頭方面見學

普天間宮(鐘乳洞・陽石・舊藩時代並樹松)・嘉手納・製糖工場・比謝疋・倉波鑛泉・萬座毛・名護(縣農事試驗地・樹苗圃・名護城)・運天港(名勝・百按司墓・模合墓)・北山城址・阿應理惠按司所藏曲玉・今歸仁ノロクモイ曲玉・渡久地港

第二章 行政區劃及沿革

區劃 本縣は二市五郡に分つ、即ち縣廳所在地で人口六萬の那覇と、舊王城所在地で人口二萬の首里とが市で、二市と島尻(南)、中頭(中)、國頭(北)、の三郡が沖繩本島にあつて、宮古、八重山の二郡は臺灣との間に二群島をなして居り、五郡は更に三町五十一村に分れてゐる。

島尻郡一町二十二村

糸滿町・小祿村・豊見城村・東風平村・兼城村・高嶺村・眞壁村・喜屋武村・摩文仁村・具志頭村・玉城村・知念村・佐敷村・大里村・南風原村・眞和志村(以上本島)渡嘉敷村・座間味村・渡名喜村・粟國村・伊平屋村・仲里村・具志川村(以上離島)

中頭郡十一村

浦添・西原・宜野灣・中城・北谷・讀谷山・越來・美里・具志川・與那城・勝連(以上本島)

國頭郡一町十ヶ村

名護(町)・恩納・金武・久志・東・國頭・大宜味・羽地・今歸仁・本部(以上本島)伊江(離島)

宮古郡一町四村

平良(町)・下地・城邊(以上宮古本島)伊良部・多良間

八重山郡一町三村

石垣(町)・大濱(以上八重山本島)竹富・與那國

行政沿革 國頭・中頭・島尻三地方の名は古くからあつて琉球國王が統治してゐたが、六百年前南北朝の頃より、五百年前室町時代迄、一世紀間は中山・南山・北山に分裂して、三王、覇を争ひ、南山は今の島尻郡の大部、北山は今の國頭郡で、當時中山王は首里・那覇及眞和志、南風原と中頭の全部を領有するに過ぎなかつた。

三山統一後も各間切(村)に領主があり、城地に割據してゐたが、今より四百年前尙眞王時代に武器を撤廢し更に中央集權を斷行して諸大名を首里に聚居せしめ、各間切に按司掟といふ代官を派遣して之を治めしめ、三百年前(慶長十六年)より之を廢し、人民中より地頭代を拔擢して行政を司らしめた。明治十二年三月琉球藩を廢して沖繩縣を置き、縣廳を首里に置くことになつたが、種々の事情により那覇西村内務省出張所(元薩藩奉行詰所)を假縣廳に充當し、廳舎改築の爲め同十三年十二月より東村なる舊天使館に移轉して廳務を開始し、十四年六月に至り新廳舎落成せしを以て之に移轉し、爾來四十年間此地に在つたが大正九年現廳舎新築落成して之に移轉した。明治十三年縣内行政區劃を九となし

那覇・首里・島尻・中頭・國頭・伊平屋・久米・宮古・八重山の各地域に役所を設置し、役所長及屬官を配置して事務を處理せしめた。下級行政廳としては那覇・首里の區劃に村役場を設け舊慣による主取・中取筆者・村頭等の公吏を置き那覇・首里役所監督の下に其の事務を執行せしめた。又島尻・中頭・國頭・三地方と久米島に在りては間切番所(今の村役場)を舊來の儘存續せしめ、地方役所監督の下に、地頭代・捌庫理・首里大屋子・西掟・南風掟等の公吏をして事務を掌理せしめてゐた。宮古八重山に於ても之に準據し、舊來の藏元(島廳)に於て頭・首里大屋子・與人・目差等の公吏をして事務を處理せしめてゐた。

明治二十九年四月勅令を以て郡區編成の件公布せられ同じく那覇首里に區制を施行せられた。依つて全縣を那覇首里の二區と島尻・中頭・國頭・宮古・八重山の五郡に分ち、交通の關係上久米・慶良間・伊平屋及大東島を島尻郡の所轄となした。之より地方役所を郡役所と改稱し郡長一名書記若干名を置き、區役所に區長一名書記若干名を置くことになつたが那覇區長は島尻郡長、首里區長は中頭郡長に兼攝せしめた。又宮古・八重山の兩島には島廳を置き各島司一人島廳書記若干名を配置した。明治三十年に至り間切島吏員規程を公布せられ、間切及島の番所又は藏元は間切役場と改稱せられ其の長たる地頭代、頭以下舊吏員を廢して間切長又は島長收入役、書記及各村(今の字)に村頭を置いた。

宮古・八重山は特例を設け一島一間切とし間切長及書記を置かず其の職務は島司及島廳書記之を行ひ収入役は書記中より知事之を任命した。明治三十一年十二月、勅令を以て間切島規定を公布せられ吏員及間切島會の組織、職務、権限を規程せられ、同三十二年一月より實施され爰に間切島會なる議決機關を組織して町村自治の基礎を樹立し、自治民權思想漸く發達して十年の星霜を閲し、明治四十一年三月勅令を以て沖繩縣島嶼町村制を發布せられ翌年四月より實施することとなり、宮古・八重山が現在の如く分村し、縣下の間切島を村に改め、町村長収入役各一名書記若干名を置いた。茲に於て町村の権限を擴張して國庫補給金を全廢し又從來の村を字に改めた。町村會の組織、権限、議員資格、選舉方法等特殊のものたるを免れず、其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 1、町村長は島司郡長の稟請(官選)によつて知事之を任免すること。
- 2、助役を置かざること。
- 3、町村収入役の任免は島司郡長之を司ること。
- 4、委員は名譽職たるも郡長島司の任免なること。
- 5、町村會の権限狭きこと。

明治四十一年三月勅令を以て區制の改正を見、區長は區會の推薦に依り内務大臣上奏裁可を仰ぐことになり從來の郡長兼攝を廢し、區會に於て區長助役の選舉をなすに至つた。明治四十二年勅令を以て左の條項に依り沖繩縣に特別府縣制の施行を公布せられ、初めて縣會の開設を見るに至つた。

- 一、縣會議員は區町村會議員之を選舉すること。
- 二、被選舉者の納稅額を五圓以上とすること。
- 三、縣參事會は之を置かず其の職務は知事之を行ふ。

大正九年に至り町村會及縣會共從前の特例を撤廢せられ即ち全國同一の法規を適用せらるることとなつた。

大正十五年六月三十日を以て全國一齊に郡役所及島廳の撤廢となり、七月一日より本縣は宮古、八重山の二島に支廳を置くことになつた。

附 其 他

明治三十一年より徵兵令實施。

明治三十二年沖繩縣土地整理法を實施し宮古・八重山は三十六年一月一日より其他は三十七年一月一日より地租條例及國稅徵收法を施行した。

明治四十五年三月衆議院議員選舉法公布二名の代議士を選出し、大正八年五名に増員すると同時に

初めて宮古・八重山にも選挙法を実施した。大正七年貴族院多額納税者議員互選規則の実施を見るに至つた。

第三章 氣候

概説 沖繩縣は九州臺灣間の茫洋たる海洋中に散在する、一列無數の島嶼より成り、各島の廣袤大ならず、主島沖繩島も周圍百餘里に過ぎず且高山大川に乏しく概して土地低平である。氣候は亞熱帶式にして海洋的なるが故に氣溫の變化は之を本土に較ぶれば一年中の變化も一日中の變化と共に少なく極めて穏和にして、冬期の溫暖なるは勿論夏期も割合に甚だしき炎暑を見ず、四時草木繁茂して秋冬と雖も落葉せず、又絶えて霜雪を見ず、周歲蚊帳の必要がある位であるから、此の一事を以て氣候の大略を察知することが出来よう。一二月頃、本島以北に多少の降霰があるがこれとて那覇の觀測では過去三十四年間に十七回で二年、一回の割になつてゐるから極めて少ない。臺灣に於ては例年多少の霜雪があるからこの點では本縣が却つて溫暖である。

沖繩では毎年夏秋の交颱風が襲來する。颱風は南洋方面に發生して北上し、概ね琉球近海に逼つてから轉回して北東に進行する故に、本縣は年々其の災害を免るゝことが出来ぬ。冬期は北偏モンスーンの氣節風が卓越し、黒潮と衝突して海波荒く航海困難にして天氣も亦陰鬱の日が多い。之は風土上の二大缺點といふべきである。要するに沖繩の風土は臺灣と甚だしき逕庭なきも更に海洋的性質を帶ぶることが

顯著である。

空氣の溫度 試みに年平均氣溫を全国各地と比較するに、

那覇	二二・二	(華氏七二・〇)	東京	一三・八	(華氏五六・〇)
石垣島	二三・二	(華氏七三・八)	新潟	一二・六	(華氏五四・七)
恒春	二四・三	(華氏七五・七)	仁川	一〇・六	(華氏五一・一)
父島	二二・七	(華氏七二・九)	札幌	六・九	(華氏四四・四)
鹿兒島	一六・七	(華氏六二・二)	大泊	二・八	(華氏三七・〇)
大阪	一五・〇	(華氏五九・〇)			

右表に依つて年平均氣溫臺灣恒春より二度低溫にして鹿兒島其他の地より五度乃至十九度高溫であることがわかる。沖繩本島内の氣候は各地大差なきも南部島尻・中頭方面は地勢概して低平にして熱帯及亞熱帶的氣候の特徴多く、北部國頭地方は山岳起伏せるを以て溫帶的の特徴を有し、本土の氣候に髣髴たるものがある。沖繩で一年中最も暑い月は七月で、那覇では二十七・九度、石垣島は二十八・三度を示し、本土の暑熱より一ヶ月早いわけである。測候所創立以來約四十年間の最高氣溫は、那覇

に於ては大正五年七月に三十五・五度、石垣島に於て明治三十三年九月三十五・四度にして、亞熱帶の最高氣溫としては寧ろ低溫に屬し、之を全國最高記録たる新潟の三十九・一度(華氏一〇二・四度)と比較すれば遙に低いのである。試みに全国各地の最高氣溫と對比すれば左の如し

石垣島	九三・七	廣島、堺、福井	一〇〇・〇
那覇	九五・九	宮崎	九九・九
新潟	一〇二・四	大阪、神戸、吳	九九・七
金澤	一〇一・三	長野	九九・五
熊本	一〇〇・九	鹿兒島	九七・〇
岐阜	一〇〇・八	臺北	九九・五
佐世保	一〇〇・六	北海道綱走	九六・四
山形	一〇〇・二	奉天	一〇二・七

即ち、右表に依つて、盛夏に於ける炎熱が、海洋によつて緩和されてゐることがわかる。然るに年平均氣溫は、二十一・三度より二十二・七度の間にあつて、全島亞熱帶圈に屬し、暑氣の期間が割合に長く、三十度以上の最高氣溫が四月下旬より十一月上旬に至る二十旬に亙つて頻繁に現れる。けれど

も室内は通風が宜しければ、左程に暑熱を感じない。

本縣は低緯度に位する爲め、日射の時間は長く太陽の高度は高いのであるが、海洋中の島嶼なるが爲め空氣中の水蒸氣含有量多く、光線は水蒸氣の吸収を受けて比較的日射は弱い。晝夜に於ける寒暖の差は甚だ少なく、最低温度の二十五度以下に降らざる日は五月下旬より十月上旬に至る十四旬間に五十日乃至百日もあり、若し斯くの如き日に際し通風不良なれば、湿度九十%以上となり吾人をして苦熱を感じさせる。殊に盛夏の夜間、戸を鎖して後蒸熱堪へ難きこともある。之は空氣の流通を防止したる爲めで、かゝる日は最低氣温二十五度以上にして湿度九十乃至百%に近い日であるから、雨戸をすかして空氣の疏通を計つたら凌ぎよいのである。本縣で最低氣温の現るゝのは二月で、那覇の八度、石垣島の九・八度であつて、恰も鹿兒島の五月頃、京都の六月頃に相似てゐる。最低氣温の極は那覇にて大正七年二月二十日に四・九度にして、石垣島にては同年同月十九日五・九度を示して氷點以下に降つたことは絶對にないのである。之を臺中にて氷點下一度、臺北にて氷點下〇・二度に降りたる事あるに比すれば實に十度餘の高温に屬する。

要するに本縣の氣候は頗る温和にして年中草木常綠を呈し、春夏の二季を以て經過するといふも過言でない。冬季は期間短く寧ろ春季の前提として實に凌ぎよく、暑からず寒からず吾人の活動に好適した氣候である。殊に冬期氣節風の來らんとする前は南偏風が吹いて頗る温暖であるが、一度風向北變して氣節風を起すや、寒氣俄に増進するを常とするも、最低五度に降ることがないからこれとて大した事はない。又夏期長く盛夏の候は暑氣往々深更に至つても去らず、漸く黎明に近づいて涼氣を覺えることもあるが、晝間は絶えず涼氣を送つて氣温の調節を爲すから、屋内の換氣さへよければ敢へて苦熱を訴へることはない。畢竟本縣の氣候は亞熱帶性で大陸性と海洋性との合成的氣候であるから、春夏秋冬の截然たる區別なく、長い暑氣と短い寒氣の二季節より成るといふべきである。

風 沖繩は風勢割合に大で年平均風速は那覇に於ては一秒間五米、石垣島にては七・一米で、本土の殆んど二倍に相當する。風向は本縣が北東貿易風帶の北邊に位する爲に一年を通じては北東風多く、之に次ぐは北風である。殊に九月より翌年四月迄は支那の高氣壓發達する爲、それより吹き出す北東の氣節風が卓越して強風に達すること多く、従つて航海に艱む時期である。五月より八月迄の夏期は、南又は南東の季節風が吹いて、温濕なる天候が現るゝけれども風勢は比較的弱く、平日は夕刻より深夜に至る迄風に入り、苦熱を覺ることが尠くない。颱風の襲來せんとする兩三日前は殊に然りである。けれども天候に異變を來さゝる日は、常に海陸風の現象頗る著しきを以て、氣温の高きに拘らず海風吹續いて盛夏も凌ぎよい。

本縣に於ける暴風期は七月より十一月の初旬迄である。颱風は南洋マリアナ群島カロリン群島の附近に發生するものであるが、發生後の経路は概して五月頃は印度支那方面に進むものが多いが、六月になると臺灣の南より香港方面へ進行するもの多く、七月には臺灣先島方面から支那大陸へ向つて進行し、漸次八月から九月にかけて沖繩群島を通過して九州、本州方面へ北上するものが頻繁となる。毎年九月の二十日、二十二十日前後に至つて大暴雨が襲來して海陸に多大の慘害を及ぼすのを常とする。然かも本縣は颱風が進行方向を轉換せんとする、所謂彎曲點に位する爲め、進行遅々としてはかどらず低迷數日に互ふことも往々ある。十月、十一月となれば、颱風の進路は漸次東方に轉じ、小笠原島附近より東北に向つて進行するもの多くなる故、本縣に襲來する事稀となるも、十一月二十三日に襲來した記録がある。臺灣及び石垣島近海は低氣壓の發生地ともいふべき所で颱風こそ發生しないが、秋冬より春にかけて俗に臺灣坊主と稱する低氣壓が近海に頻繁に出現する。これは琉球列島を島傳ひに北上し、漸次發達して本州の南方洋上に出て、最後はアリューシャン群島附近に至つて非常に發達して暴威を逞うする。

兎に角、沖繩列島は、帝國領土中では北の千島列島と共に、氣象上の難關とされてゐる。

既往に於ける颱風の記録としては、昭和五年八月九日、南北大東島の間を通過した五十三米秒（最低氣壓六九二耗）が最強のもので、世界記録でも第四位に屬するといふ。（從來の記録にて、石垣島七十七とあるも之は測定の相違で、今日の標準では其の〇・七倍に當り、四十九・五米弱になるのである）前述の如く本縣は七月より九月にかけて屢々颱風の襲來を受けるので喬木も割合に丈け低く繁茂し、古來家屋の建築も高壯なるを好まず、且周圍は暑熱を避くるに不向なる石垣を繞らしてある。けれども暴風は別として、年平均風力の強いのは暑熱を緩和するの益あり、殊に洋上より吹來る海風は颯爽たる涼味を帶び、綠蔭に憩ふて之に浴するは、亦本土で體驗することの出來ぬ南島獨特の情趣である。

濕度 本縣は四面環海の島嶼なるがため、濕氣饒多にして乾燥を告ぐること少なく、那覇に於ける年平均濕度は七十九%にして、石垣島は八十%を示し、年中最濕の月は兩地共八十五%又は八十四%である。濕度の最小なるは冬期にして、那覇は十二月で七十三%、石垣島は十一月で七十七%である。之を他府縣と比較するに、臺北の年平均濕度は八十二%、臺南八十%にして、鹿兒島・東京及大阪にては何れも七十四%である。水蒸氣張力は暖地の常として甚だ大きく、那覇の年平均は十六耗、石垣島は十七耗を示し、年中の最多は七八月で、那覇二十二・六耗、最少の月は一月で十耗を示してゐる。雨量 は年總量で二千耗を超過してゐる。那覇に於ける年平均水量は二千百五十七耗、石垣島は二千二

百七耗である。之を鹿兒島の二千百四十耗、大阪の一千三百七十三耗、東京の一千五百四十四耗に比すれば遙に多雨といへる。一年中の雨天日数は那覇は、二百二日、石垣島は二百十四日を算する。鹿兒島は百六十九日、大阪は百三十八日、東京は百四十七日で臺灣は甚だ少く、澎湖島は九十三日、臺南は百七日であり、滿洲方面は一層少く僅に七八日に過ぎない。大雨又は豪雨は八月より十月に至る暴風期に多く、一ヶ月中の最多量は、那覇にて四百二十七耗、石垣島にて三百五十耗である。しかし之は颱風の襲來に伴ふ現象であるが、地積の狭い島嶼であるから、凡そ地上に漲溢して洪水の害を及ぼす遠く海中に奔流して仕舞ふ。本縣の梅雨期は五月下旬より六月中旬にして、九州・本州より約一ヶ月早く、且つ本土の霖雨と其の趣を異にし、晴降交々臻るのである。

天候 本縣は、水蒸氣多く濕潤なる爲め雲も多く、其の年平均量は満天の十分の七に達し、雲量の八以上、即ち曇天の日数は、那覇に於ては年内百七十日内外の多きを數へ、其の二以下即ち快晴の日は年平均鹿兒島の五十三日・熊本の一十一日・福岡の三十九日・大阪の四十四日・東京の五十六日に比し、僅に十八九日を數ふるに過ぎない。冬期は臺灣・八重山附近にて發生する低氣壓(臺灣坊主)通過の爲め、細雨蕭條として連日に亙ることがあり、然らざる日も西比利亞東部に蟠居する高氣壓より吹き出す季節風の爲に、天氣陰鬱なることが多い。この季節風は連日に亙つて吹き續く事を常とし、その間は操業も意の如くならない事屢々である。夏期は之に反して積雲重疊として起伏し、遂に夕立となり驟雨沛然として降り、所謂盆を覆するが如きこともあるが、忽ちにして晴天に化するを常とする。夕立は凡そ燒くが如き晴天の午後に降るので雨後は實に清涼を覺える。然るに年によつては、その驟雨さへ降らず旱天數十日に及び、農作の被害は勿論、飲料水の缺乏を來すが如き旱魃も尠くない。即ち年總雨に於ては多い方であるが降雨期の偏してゐると、土壤概して瘠薄にして保水力に乏しきを以て、年々旱害を蒙ることが多いのである。

氣象觀測所 本縣管内に於ける完全なる國立の觀測所は、那覇港近くの臺地に巍然たる中央氣象臺沖繩支臺(附屬沖繩測候所と稱せしを昭和七年四月支臺と改稱さる)と八重山郡石垣町なる中央氣象臺附屬石垣島測候所の二であるが、この他に南大東島に同地製糖會社私設の完備した氣象觀測所がある。其他縣内各地に十數ヶ所の管内觀測所なるものを設置してあるが、之は設備も簡單なものである。沖繩支臺 は那覇港を距る南西八百米の郊外丘上に在り、東經百二十七度三十九分、北緯二十六度十二分に位し、海拔二十八米の高臺にあり、那覇市を一眸に睥睨し、東方遙に首里城と相對峙してゐる。高さ三百尺もある自立式の二基の氣象無線電信の鐵塔が高く聳えて、那覇入港の汽船よりは少くとも二時間前より着目され、航海業者唯一の目標たると共に、實に沖繩の關門たる那覇港頭の一偉觀と

なり、外來者の驚異の一となつてゐる。沖繩支臺の建物は現代式鐵筋コンクリート造の堂々たる平屋建にして、總工費四拾餘萬圓を要し宛然白聖宮の如く、中央氣象臺及神戸の海洋氣象臺を除いては全國有数の設備をなしてゐる。無線電信は受信發信の装置があり、電力十キロワット、通達距離太平洋の全面に及び、遠くサンフランシスコに到達するといふ。一日六回氣象實況並に警報を放送して、颱風等の發生に際しては其の中心示度・進行方向・進行速度・位置等を刻々放送して、日本近海一帯に航海中の艦船に警報を與へて航海の安全を期してゐる。以て琉球が氣象上に於て如何に重要な地位を占めてゐるかを知らることが出來よう。

石垣測候所 は八重山郡石垣町郊外にあり、明治二十九年十二月一日民家を借りて出張を創設し、同三十年現敷地に移轉、同四十二年三月煉瓦造二階建になり、その後現在のコンクリートに改築されてこれ又堂々たる測候所である。毎年琉球列島から日本近海を暴らし廻る厄介者颱風の動きを敏速正確に觀測して、中央氣象臺その他に通報し、全國に警戒の手配をなさしむる重大任務を帯びてゐる。同所のコンクリート百五十尺の氣象無線電信塔は昭和五年の建設である。

地震 地質の部に於て述ぶるが如く、本縣管内中、霧島火山脈に屬する地帯は、琉球アークの内方で、就中活火山は鳥島のみであるから、古來大地震のあつたことは甚だ稀である。今理科年表等によつて之を示せば左の如し。

皇紀二三二四年(寛文四年) 鳥島 家屋顛覆 死傷多し

皇紀二三三六年(寶永三年) 宮古島 死傷あり

皇紀二四三一年(明和八年) 石垣島民九千五百名、宮古島民二千五百九名溺死

皇紀二五五八年(明治三十一年) 八重山 通路山岳崩壞(以上理科年表)

皇紀二五六三年(明治三十六年) 鳥島に大爆發あり島民久米島へ移す

皇紀二五八四年(大正十三年) 八重山鳩間近海陥没

(沖繩氣候表並谷本支臺長指導に據る)

第四章 地質及動植物

地 質

沖繩群島の地質を説明するには九州臺灣間に連鎖せる琉球列島全體の地質に就いて述べなければならぬ。偕て此の琉球アークは三線の地質を以て縦貫されてゐる。

火山脈 弧の内方に當る第一線は、所謂霧島火山脈にして純然たる新火成岩を以て形成せられ、霧島山より櫻島・開聞岳・硫黃島・諏訪瀬島・本縣管内の島島等には、活火山及休火山各所に現はれ、粟國島・久米島を經、宮古・八重山の北方に出没して、臺灣北部の大屯山より澎湖列島を貫いて、南支那に達するものである。

古生層 弧の中央第二線は古生層の脈にして、大隅半島より發し、屋久島・大島・沖永良部島・與論島を經て國頭郡及び中頭の北部北谷・嘉手納附近に互り、更に石垣島の北部を貫きて臺灣の中部に連るものにして、一千尺以上の峨々たる山岳所々に屹立し 舊火成岩の迸出せるを見るのである。之を國頭眞土マジといひ、沖繩本島の三分の二は實にこの古生層を以て構成されてゐる。此の地帯は山脈連互

して脊梁骨の如く分水嶺をなし、地勢峻嶮平地少なく谿間又は東西海岸傾斜の地に耕地を存するのみであるが、河川の流れ多く灌漑の利を得てゐるから大莖種の蔗作に適し、其他平地には甘藷・米等を産し、山地は茶及果樹に適し最も畜産に宜しい。蓋し山原の名はよく之を表はしてゐるといふべきである。岩石は粘板岩・砂岩・輝石岩・角閃岩の混合配列大部分を占め、粘板岩・砂岩のみの所もある。特に嘉津宇岳を中心とする本部半島一圓（北部一帯は珊瑚礁）は古生紀石灰岩で、點々石英岩が散在してゐるが殆んど山地である。

第三紀層 弧の外方に當る第三線は第三紀層に屬し、日向の都井岬より起り種子島・喜界島を經、沖繩本島の東南、伊計・高離平安座等の諸島に至りて出現し、與勝半島を經て中頭・島尻二地より宮古の南端大神島・島尻附近に至つて再び現はれ、八重山・小濱島の東端を掠め、西表島に至りて著しく隆起し與那國島を經て、臺灣の東南部に達するものである。此の地質を方言にてチャーガルと稱し、有機質に乏しいが埴土質にて保水力あるを以て旱害に抗し、蔗諸園藝に適する。

珊瑚礁 次に注意すべきは六十有餘に互る沖繩群島に於ける珊瑚礁の分布にして、亦本縣産業と密接なる關係を持つてゐる。珊瑚礁は熱帶圈内なる南洋諸島が其の本場といふべきであるが、我が版圖では新紀、古紀に屬する珊瑚礁が、南は臺灣の南端に發し、北は喜界島に至り延長數百里に及んでゐる。

屋久・種子等の島には僅に周圍に點成するのみなりといふ。本縣管内にては與那國・西表の一部・波照間・黒島・新城・竹富の諸島を圍繞し、石垣島の東南一帯に至りて著しく隆起し、宮古の屬島全部に亘り、久米島の西南に擴延し、沖繩本島・島尻・中頭の大部分を被覆し、國頭郡に至りては僅に本部半島の北半並に附近の離島、伊江・瀬底・古宇利・屋我地及び金武半島・恩納等に其の隆起を見、鹿兒島縣管内の諸島に多少出沒をなし、喜界島を以て代表的のものとなつてゐる。而して與那國・西表・島尻・中頭及附近の離島にありては第三紀層上を被覆し、石垣島及中頭の北部と國頭地方は古生層の裾が緩かに傾斜せる部分即ち海岸一帯を掩うてゐる。此の珊瑚礁は島尻眞土マアヂと稱し、土性有機質に乏しき赤色粘土を爲し、石灰分に富み比較的貧瘠ならず、沖繩重要物産たる蔗藪及五穀の栽培に適し、經濟價值多く、重要な地位を占めてゐる。只、割合に土地乾燥し易く、旱害に對する抵抗力に乏しい。此の珊瑚礁には普天間權現や金武觀音寺の洞窟の如き天下無類の大鐘乳洞があつて、實に一大奇觀をなしてゐる。又全國にその比類なき讀谷山楚邊の暗川や宮古島の穴川の如き、地下深く石階を下つて飲料水を汲む所もある。其の海岸に斷崖をなせるものは、那覇波上宮の石筍崖を始め、更に廣大なる讀谷山のザンバ岬の大高原及び古來有名なる恩納村萬座毛の如き臺地があつて、到る處絶景に富んでゐる。南島の訪客は、東大の神保博士を驚歎せしめたといふ此の大鐘乳洞と高原の風光とを賞すべきである。

沖積地 沖繩本島の東海岸與那原より勝連西岸に至る一帯、即ち西原・中城・美里・具志川・勝連の中城灣に瀕せる部分は沖積地に屬し、地味最も豊沃にして生産に富んでゐる。石垣島の地質は頗る錯綜を極め、各種の地質に依つて構成されてゐる。大部分は古生層であるが、第三紀層もあり、第四紀の沖積地もあり隆起珊瑚礁の被覆も尠くない。同島古生層の地は山岳起伏して平坦ではないが、國頭地方の古生層の如く峻峻ではなく、地勢緩斜して海岸に擴延し耕地が割に多い。石垣の西北部於茂登岳オモデを中心とする一圓は花崗岩より成り、其の南に當り觀音崎附近より中部に向つて古生紀石灰岩地帯があり其の間なる名藏平野は第四紀の沖積地で、膏沃の土地であるが惜しむべしマラリヤ有病地に屬する。更に其の南海岸一體が隆起珊瑚礁になつてゐる。八重山の主なる部落及び大多數の人口は、實に此の無病地たる珊瑚礁上に存在してゐるのである。石垣の東部大濱村境内カラ岳を中心とする一圓及北方に斗出した平久保半島の大部分と、崎枝半島の一部には國頭の古生層と同じく、粘板岩・輝綠岩等の混合配列がある。又野底富士を中心とする狹長の地域は、安山岩を以て構成され、宮良の後方及桃里附近は第三紀の石灰岩より成つてゐる。其他ヤラブ半島の一角及び所々に第三紀の凝灰岩も散在し、珒岩石灰斑岩も此等の地帯に點在してゐる。石垣島は概して土性良質にして甘藷・穀は勿論、棉・茶

果樹等の植栽にも適し、しかも水流多く灌漑の便あり、最も牛馬等の放牧に地の利を得てゐる。マリアの撲滅をなすを得ば一大寶庫たらんも、惜しむべし美田不毛に歸せるもの尠からず。よしんば現在の如く海岸の乾燥地に聚落をなすと雖も、軌道を設けトロツコ等を利用して之を開拓するも相當の成績を挙げ得るであらう。西表島は東部小濱島に相對した一角が古生層に屬し、東南隅仲間・南風見及其他に點々、隆起珊瑚礁がある丈で其の九割以上は第三紀層で、其の地層中に多量の石炭が埋藏されてゐる。西表は沖繩本島の三紀層の如く低平ならず、地勢高峻にして一千尺以上に達し、一見古生層の觀がある。土地富沃廣濶にして南海の富源たるに拘らず只風土病の蔓延に委ねてゐるのは邦家の一大損失であり、人口過剩に惱める瘦弊沖繩のとるべき途ではあるまい。

久米島は火山島で、西方宇江城を中心とする附近の連峯と、東南島尻半島とに高さ一千尺の高峯が相對峙し、其の中間より海岸を一周した地域に耕地が廣がつてゐる。全島殆んど輝石安・山岩より成り、具志川村の西南部一帯は珊瑚礁が擴延し、殊に西部は大原と稱し一大平原をなしてゐる。飲料水に乏しい爲め未だ十分なる人口の繁榮を見るに至らずと雖も、十數年來開拓せられて聚落が出来るやうになつた。北方にヤツチのガマと稱する有名なる大鐘乳洞があり、其他數ヶ所に洞窟がある。

沖繩の動物界

琉球列島の動物界は哺乳動物極めて少なく下等動物に至つては種類豊富にして珍種も亦尠くない

一、哺乳類 かうもり類は其の種類多く、八重山大かうもり・沖繩大かうもり・大東大かうもりダイトウ等の如く、翼の開張三尺餘に達するものがあり、森林中に棲んで主に果實を食とする。食虫類のじやかうねずみは縣下到る所に分布し人家近くに棲んで、晝は土中の穴に潛み夜間出でて各種の昆蟲其他の小動物を捕食する。一見鼠に似て居るが吻端著しく突出し、尾は太くして短く、皮膚の放臭腺からは嫌な悪臭を放つので、甚だ人にきらはれて居る。背の毛が針に變化したはりねずみは、國頭の山地に稀に發見せられる。鼠の類も多く、りうきうきねずみ・とぶねずみ・くまねずみ・えぢぶとねずみ・七郎ねずみ・けながねずみ・はつかねずみ等は其の主なるものである。海牛類に屬する人魚(方言サンノウヲ)は八重山近海にて捕獲せられたけれども今は極く稀になり、遠からず跡を絶つかと思はれる。其の剣製標本は縣立水産試験場に保存されてゐる。慶良間島に産する鹿は沖繩在來のものでなく、慶長年間薩摩から移入されたものと傳へられてゐるが、本土産の鹿より體軀矮小で、北海道帝大名譽教授八田三郎博士が天然記念物調査會委員として來縣調査の結果、日本産の鹿とは別種なりと發表せられ、今

日は天然記念物に指定せられてゐる。

野猪は昔時廣く分布してゐた様であるが今では本島の北部國頭郡と八重山郡とに限られてゐる。毎年名護灣に襲來する海豚の大群も亦有名なものである。

明治四十三年渡瀬博士によつて移入された印度マングースは、島尻・中頭地方に非常な勢で繁殖してハブを退治して居る。又沖繩在來の馬はフィリッピンの原産といはれ、矮小で力弱く勞役上能率が低いので近時大形の良種を移入して改良に努めてゐる。

二、鳥類 種類多くして二百種以上に及び、しろはらみづなぎどり・あをつらかつをどり・だいさぎ・こさぎ等の海鳥は島の近海に棲息し、わたか科のさしばは、秋季極めて多數群集して渡りを営み、みふうづら・ひめくひな・あをしぎ等も時季を定めて渡つて來る。鳩類も甚だ多く、からすばと・かはらばと・きじばと等があり、鷺類も多い。其他あかせうびん・このはづく・とらふづく・りうきうきびたゝき・とらつぐみ・はしぶとがらす等も廣く分布して居る。

三、爬蟲類

龜類 陸には、まるがめ・やまがめを産し、海には・あをうみがめ・たいまい等大形の龜が棲んで居る。蛇類 最小の蛇として珍奇な、めくらへびは地中に棲息するみみず大のもので、形もみみずによく

似て居る。無毒蛇には琉球あをだしやう・からすへび・あまがさもどき・りうきうはななし及體長五六尺に達する大形のあかまた等が居る。有毒蛇の中、えらぶうなぎ・くろがしらうみへびは近海に棲み乾燥して藥用に供する。體長五六尺劇烈な毒を有し幾多の人命を奪つたハブは、餘りにも有名であるが最近五六十年間山林原野の開拓著しきため棲息の場所を失ひ、且つ縣の退治獎勵と相まつて今では著しく減少し減多に見る事がないのである。縣では血清製造所を設けて、はぶ毒血清を造り以て被害者を完全に救助する事が出來、生命を失ふのは血清注射を受けないものでも少數である。はぶ類には宮古・八重山に分布する、さきしまはぶと沖繩本島・奄美大島に分布するはぶ・ひめはぶの三種がある。海陸に棲息する蛇類は十四種ある。とかげ類で珍らしい、きのほりとかげは樹上に棲み保護色の發達したもので外圍の色に應じて變色する。

四、兩棲類 小形褐色のひめあまがへるは雨天前空氣の濕度に感じてコロココ、ココと哀れな淋しい聲を出して鳴き一種の南國的情緒をそゝる。國頭の山中に棲むなみえがへるとほるすとがへる(ワクビチ)は甚だ大形の蛙にして食用又は藥用となり、其の養殖は最も有望視されて居る。るもり類のとけるもりは國頭山地の水溜りに見出され脊に多くの疣を有し、しりけんるもりは尾が劍狀に縦に扁く、中頭・國頭に分布してゐる。

五、魚類 種類極めて豊富にして、四面海を圍らす沖繩は、將來水産によつて生きなければならぬ。特殊のものの中淡水産の鬩魚は皮膚には鮮かな横縞を有し鬩争を好むので其名がある。又水の無い所にも一時棲むことの出来るとびはぜ(方言トントンミー)は河口や到る所の干潮線に見出され、魚の木登りとして名高く、熱帶的風景の一である。又國頭郡の川には鮎・ミキヨウ等を産してゐる。

六、昆蟲類 本縣の昆蟲界は温帶熱帶兩性の昆蟲混淆して實に賑かである。黒色大形の黒大蟻は強烈な毒を有しフィラリヤの中間宿主たるあかまだら蚊、宮古・八重山に於てマラリヤを傳播するアノフエレス所謂マラリヤ蚊等は縣民の大敵である。蝶類では木葉に擬態する木葉蝶、蛾類では大形で色彩の美を以てほころ與那國蛾等は有名である。白蟻は二三回羽化し其の繁殖は最も著しく家屋や家具を害する事おびただしく、其被害は實に恐るべきものである。

七、甲殻類 まつくわんがには八重山の山中に棲み、夜間椰子樹に登つて其の強大なはさみを以て果實を割つて食ふ。

八、軟體動物 ふねだこの灘は貝殻を造つて之に乗り、産卵後は卵を入れて孵化させる。あふむがひは八重山近海に棲み、殻は多くの室から成り中には瓦斯が入つて浮游に適して居る。宮古島で獲れる烏賊には體重七十五斤以上のものもあり、干肉の厚さ一二寸經節代用にせらる。二枚貝殻のたひらぎは

長さ二九〇耗幅一四五耗もある黒色大形のもので略ほ直角三角形をなして居る。貝類中最も大形なるしやこは到る所の海に産し、其肉は鹽漬として賞味される。眞珠を含むあこやがひは津堅・平伊屋・久米島近海から採集される。巻貝類では、りうてん・たつまきさざえ・さそりがひ・しわくちさそり・じゆせいら・ぢやのめだから・はらだから・むらくもだから・かのこだから・かばくちだから・すそよつめだから・すそむらさきだから・あみめだから・もくめだま・くちむらさきだま・りうきうたけ・いとまきふで・にしきみのむし・おほみのむし・るりがひ・あさがほがひ・大名いも・つほいも・さめはだいも・おほじゆどうまくら・こもんまくら・しよくかうら・べにおびしよくかうら・ひめしよくかうら・さつまつぶり・とさつぶり・たかかぶら・はたがひ・ひめやかた・べにしほり・こんしほり・みすがひ・いとかけがひ・うらしま・たいこがひ・やつしろがひ、ほらがひ等一千種以上あり其他ごほうら・ひめぐほうらや支那の王冠に似たたうかむり(唐冠科にして俗に千年貝と呼ぶ)萬寶螺(俗に萬年貝といふ)など高價なものも多い。

九、棘皮動物 うみしだ類は近海の珊瑚類に着生し、くもひとでは氣味悪い腕を振つて岩礁の間隙に多數棲息してゐる。ひとで・うにの種類も多く、なまこの類には長さ一米以上に達する大形帶狀のものがある。

十、珊瑚類 珊瑚礁を以て島の周圍を圍繞する琉球列島は珊瑚の本場とも云ふべく最も種類に富んでゐる。一度舟を出し海眼鏡で海底を眺めると、幾多の珊瑚が枝を交へ其間を色とりどりの珍魚が泳いで居る様は、百花爛漫人工の限りを盡した花園にも優る美觀を呈し、何人も一驚を禁じ得ないのである。

十一、原始動物 赤痢病原のアミーバは春夏秋を通じて發生し宮古、八重山には恐るべきマラリヤ病原體があつて島民を悩まして居る。沖繩の動物界は生態・分布兩方面に興味ある幾多の問題があり、不明の種類も多くあるので此等は今後大方人士の研究を待たなければならぬ。

沖繩の植物界

自然界の景觀で其の土地に固有の風致を與へ、又古來の歴史を聯想せしむるものは第一に植物であらう。沖繩地方に分布してゐる植物はどんな特徴があるか、代表的なものとしては何々があるか等考へたら其處に育まれた、歴史や風俗・人情の機微が充分に窺はれ、民族の華たる藝術の眞の妙味が湧いて來ること、思ふ。それで今此の南國の山野を彩つてゐる植物全體は本土や九州の植物と如何なる關係にあるか、臺灣や南洋諸島に繁茂してゐる植物とどんな關係にあるか等を考へて見たいし、代表的種類も舉げて見たいと思ふ。

一、植物分布では南北聯絡の要地 地史の教ふる所に依れば現時地球上に於ける植物分布の状態は其の基礎が遠く地質時代の新世代第三紀に初まつて居り、以來地球上では海陸に變動が甚だしく、高峻な山脈が各地に形成されて氣候に變化を起し、又屢々氷河に襲はれたりした爲めに滅亡したもののや、形態や習性に變化を來したものの、或は移動したものが夥しかつたといつてゐる。其の頃、琉球孤島は本土と共に亞細亞大陸の東岸であつたさうだが、日本海や東支那海の陥没があつて日本列島を大陸から分離し、又九州・四國・琉球孤島が分離したやうである。

諸て曩に地質の項に於て述べた古生層及火成岩層、第三紀層の地表上に繁茂してゐる植物は殆んど同一の様子を呈してゐて、其の主なる種類を挙げるとシマモチ・モチノキ・オキナソヨゴ・オホシバモチ・クロガネモチ・シマイヌツゲ等の青冬科植物及びスダシヒ・ツブラシヒ・アヲガシ・ヤヘヤマガシ等の殼斗科植物がある。

第四紀層は新古の珊瑚礁から成つてゐることが沖繩列島の一異彩であるが此の珊瑚礁地表に發育をとけた植物こそ熱帶地方の特徴をより多く現はしてゐるものであつて、主なるものは、アカギ・カンコノキ・カキバカンコノキ・オホバギ・クスノハガシハ・アカメガシハ・タウゴマ・ヤマヒハツ・オキナハジンコウ等の大戟科植物と、ガヂマル・アコウ・オホバイヌビハ・イヌビハ等の桑科植物、デ

イゴ・クロヨナ等の荳科木本植物等がある。

次に、南北に繁茂した植物が琉球列島で交叉してゐる状態を述べて見たい。植物區系の原因は先に述べた様に地質時代に始まつてゐるが、氣候風土等の變化に應じて植物の抵抗力があづかつて力があり、又海岸地方では永年海流によつても影響を受けたのである。

琉球列島は日本の植物區系中で、熱帯植物と温帯植物が互に混入してゐる處であるだけに其の種類も多く今日までに發見されてゐるものは二千種に近いのである。混入してゐる事實をあけて見ると、

フヨウ	薩隅、油津	グミモドキ	沖繩島
ガヂマル	屋久島、種子ケ島	ヒハツモドキ	沖繩島中頭郡
シマウリノキ	種子ケ島	シクンシ	沖繩島首里
クロキ	沖之永良部島	シロバナヒルギ	那覇へ移植
アカギ	大島に至らず	アカギモドキ	宮古島
コハデイシ	大島に移植あり	ハテルマヒルギ	宮古島
リウキウガキ	與論島	ゴバンノアシ	石垣島
ナタヲンノキ	沖繩島北部	コウトウシウカ	與那國
テンニンクワ	沖繩島		

等が主に南部に生育して琉球列島を傳うて北に進んだ終點である。又主に温帯地方に生育して九州を経て琉球列島に進んで來たもの、主なるものの終點をあけると左の通りである。

ヒゼンマユミ	沖繩島北部	アヲギリ	島尻郡糸満町
アハブキ	同上	トネリコ	同上
ハナイカダ	國頭郡、伊平屋島	サネカヅラ	宮古島
キリシマサウ	國頭村	マルバチシヤノキ	石垣島
トキワガキ	沖繩島中部	カラタチバナ	同オモト岳
シロダモ	首里市	ムクロヂ	西表島
クコ	首里市	アヲバノキ	同上

二、沖繩植物の環境と生活 琉球列島は氣候の章に於て述べたるが如く亞熱帯であるが、北緯二十六度即ち沖繩島の南半迄は小笠原諸島と共に寧ろ熱帯に入れ得る區域であつて、ノヤシ・ビラウ・アカギ・デイゴ等がよく繁茂して居り、北緯二十六度から三十四度迄は九州と共に亞熱帯常緑闊葉樹帯に入れ得ると思ふ。又生態から見た分布の上では溫度や雨量の關係が殊に著大であつて、沖繩地方は雨量が極めて多く、最少量の國頭郡では稍々熱帯降雨林の景觀を呈し、森林鬱蒼としてゐる。次に黒潮の

影響を受けて温度も高いから國頭郡など氣生植物も多い。又羊齒植物の生育も宜しくヘゴを初めとして百五十餘種を算する。而して降雨量の比較的少ない島尻郡・中頭郡・宮古郡等は一般に植物の繁茂少なく、殊に珊瑚礁地帯と相俟つて乾性植物が多いのである。次に風力は植物に機械作用を與えて其の形態に影響を及ぼしたり、土地を乾燥せしめたりする。沖繩地方は風速が強い爲め海岸地方、山地地方何れの樹木も一般に枝梢や樹頂に特異な形態を現はし傘状になつてゐるのは日本本土の森林樹木に比して著しい點であらう。

琉球列島は臺灣島の東南沖から北流して來る黒潮に洗はれてゐる爲めに、南洋地方から色々の種子が運搬せられて來て海岸地方や入江等に繁茂生育するのを見ることが多い。例へばヤシ類、ピロウ・アダン・ヤラボ・クハテイシ・ハウチハノキ・モンバナノキ・クサトベラ・マンングローブ等である。

三、沖繩の代表植物 沖繩によく繁茂した植物で然かも南國特有の風致を現はし、又は工藝品の材料になつたりするものを少しく紹介して見たい。

アカギ 一名カタンといひ、其の大なるものは首里城外ハンタン山によく繁つてゐる。材はなかなか緻密で紫檀材の代用となり、又器具及び建築用材となり、近年は彫刻材にも賞用されるらしい。伊勢神宮御造營替に際し已に二回本縣へ御用命があつたといふ。

リウキウマツ は幹は黒松に近く、葉は赤松に似てゐる。けれど其の特徴とも見るべきは葉が細かいこと、長いこと等で明るく澄渡つた青空を細長い葉の間から透かして眺めた景趣が格別よい。昔冊封使も「琉球松尤奇」と詠じてゐる。古來琉球形帆船の用材並木用材として賞用されてゐる。

コハテイシ は熱帯亞細亞の原産といはれてゐるが、梢の頂に叢生したる大きな葉はどう見ても熱帶的であつて、時に六月頃青緑の中に眞紅に紅葉したのはさながら花の思をせしめられることがある。古來路傍、馬場、墓場等蔭木用として植栽せられ、所々に古木が残つてゐる。材は強靱なため轆轤細工や車輪に用ひられ、又柱、板等にも使用せられる。(口繪参照)

テリハボク 一名ヤラボは印度やマダガスカルから沖繩まで分布した植物である。長さ五六寸の革質で卵形の葉が、強い日光を受けてキラ／＼光つてゐるのは氣持がよい。幹に芳香ある樹脂が含まれてゐるが、フィリップピンではアルコールに溶かして傷藥に用ひて居る。幹は家具材として賞用され、又轆轤細工に使用されてゐるし、種子は油が六十%も採集出来るので最近では石鹼や燈火用に供される様である。

フクギ は防風、防火用の樹として宅地に植ゑられることが多い。葉は革質で厚く卵形で二枚づつ向合つて着いてゐる。材は建築用に賞用され、又家具材にも用ひられてゐる。葉及び樹皮には黄色色

素を含んでゐるので古來之を染料に利用してゐる。セイロン・印度等熱帶亞細亞に分布してゐるが臺灣には之を見ないといふ。

テイゴ は荳科の一屬中で最も巨大な樹である。印度の原産で、夏は茂り冬は落葉するから八重山あたりでは山藍の陰木として栽培された所もある。四月頃から紫紅色の美化を梢上に満開する。材は白色で軽く、琉球漆器の主要材とされてゐる。葉は綠肥に用ひてゐるが、印度では家畜の飼料に用ひられ、嫩葉は食用に供せられてゐるらしい。

アマキ 一名ギョボクはセイロン島から北は屋久島に至つてゐる。冬季は落葉する。材は年輪が明かで軽く軟かで、烏賊餌木（ウミイダ）を作り、又網の浮標に用ひてゐる。印度では家具・太鼓・櫛・モデル等に用ひられ、種子を食用にするらしい。

クロヨナ 一名ゴヨウフヂ、南は印度、馬來から沖繩島に互つてゐる荳類の樹木である。樹皮は灰褐色で常綠樹である。五六月の頃に淡紫色の花を開き莢の中に一ヶの種子が出来る。材は建築に用ひられ枝葉は飼料、肥料等に用ひられる。印度では種子から赤褐色の油を得て燈用に、又皮膚病藥に使用されてゐる。

リウキウガキ 一名クロボウと云はれてゐる喬木で、葉は革質、樹皮は暗黒色になつてゐる。果實はやゝ扁い様な球形で熟すると柿の實によく似てゐる。

ガヂマル 無數の氣根を垂れる樹として有名なものである。又巨幹に多くの枝を分ち樹冠が擴大してゐること、四時綠色の光澤ある葉をつけてゐることは實に雄大な感じがする、氣根は土中に入りて遂に幹となるの奇觀を呈するのである。材は指物細工となし朱塗下地に使用されるし、家具、裝飾用として用ひられる。臺灣では根の鞣皮で草鞋・生蕃袋（シーカー）・繩を製し、氣根を肺病の良藥として用ひると云ふ。

アコウ ガヂマルに似て氣根を垂れる巨木である。葉は長さ五寸に及ぶ大きさで往々不時に落葉することがあり、新芽は初め黄白色の大きい苞に包まれてゐるが苞は直に落下する。ガヂマルに亞いで色々の器具・玩具を作製する。

ユウナ (オホハマボウ)は南は印度・セイロン・マレイ・カロリン群島から沖繩に互つて生育してゐる。樹皮は灰色で葉は圓狀になつて嫩い葉芽には白柔毛が密生してゐる。夏季に黄色の美花を開く。材は軽く軟かいが心材は稍々丈夫で伐採當時は鮮紅色をしてゐるが暗綠褐色に變化する。樹皮の纖維は繩用にしてゐるが、太平洋諸島では魚網となし、バラオ群島では婦人の腰籠を製し、セイロンでは美麗な敷物を造つてゐる。古琉球でも衣服原料なりしならんといふ。臺灣では、醬油を製する時に煮

た豆の上にこの葉を置くことがある。

サキシマハマボウ 一名タマウリノキと云はれ最も多い土地は宮古島である。葉は稍心臟形で光澤があり、樹状はユウナに似てゐるが枝の分岐が少ない。花はよくユウナに似てゐるが凋落する時には紅紫色に變ずる。材は建築、車輛、家具材となし、フィリッピンでは樂器を作るに用ひられてゐる。纖維は繩用になる。

ハスノハギリ (方言トクナシ)は沖繩各地に點々生育してゐるが著名なのは、名護町宮里海岸の蓮葉桐林である。桐葉の様な大形無毛の葉が繁つて樹皮は灰褐色である。材は桐の代用として下駄材ともなり、嫩葉及種子は下劑に用ひ、種子の油は燈用、石鹼の原料となるようである。

オホバギ 印度、マレイ、支那等に産する常緑の喬木である。生長は早いけれども長く生活はしえない樹である。傘を開いたやうに梢を出して楕形の大きい葉をつけてゐる。沖繩では蔭木用とし又綠肥として葉を用ひる外に利用してゐないが、臺灣南部地方では材を建築に用ひ葉を牛の飼料としてゐる。

クロキ 一名ゾウゲボク、セイロン島・フィリッピンから大島までに分布してゐる常緑の小さい喬木である。近在で其の自然群落をなしてゐるのは那覇市奥武山公園である。此の樹は生長が極めて遅く、樹皮は黒く、葉は長さ一寸五分、巾八分位が關の山である。實は橢圓形で赤く熟して小さい柿と云ふ感じがする。邊材は淡黄白色であるが心材は深黒色で非常に緻密で磨けば美しい光澤が出る。

此の樹は黒檀の一種で裝飾用材として最も貴重なものとなされ、床縁、洋杖、象眼、ボートの錨等に賞用され昔から沖繩では三味線を製するに用ひられてゐる。

オキナハケウチクトウ (ミフクラギ)は印度やビルマ附近から沖繩島に互つて生育してゐる常緑の小喬木である。幅二寸長さ七寸位の細長い葉をつけ、樹皮を傷つけると白色の乳液を多量に分泌する。白色の花が梢頂に満開した時は實に見事なものである。此の樹は防潮林として最も適當である。フィリッピンでは液を吐漏及び下劑に用ひると云ふが、乳液や種子は共に有毒で之が毒素を研究してゐる學者がある。

アカバナヒルギ 一名ヲヒルギと稱へ、亞細亞熱帯海岸の産である。屋我地島南方海岸には約二段歩に達する擴大なヒルギ林があり、満潮には水上の一大森林の觀を呈し樹間舟をやる事が出来る。實は質肉で落下に先だつて發芽する即ち胎生状態をなすものである。樹皮は紅色の染料として用ひられる。

リウキウカウガヒ 一名メヒルギ、琉球筭の名は、其の果實が細長く蔓のあとが五六本の突起にな

つて、昔日琉球の男子が用ひた筭に似てゐたからである。樹勢はよく、アカバナヒルギに似てをり、花が白色である位が著しい區別點になり、又少し矮性である。果實が胎生状態であることも亦同じである。印度のタヴオイでは樹皮を媒染劑に用ひると云ふ。此の樹も屋我地島のヒルギ林中に散在してゐる。

オホバヒルギ 一名シロバナヒルギ、之は八重山島に多い樹で所謂紅樹林(マングローブ)の主要樹種である。海岸泥濘中に生育して、恰も支柱の如く無數の氣根を出してゐる。胚は矢張り樹上で發育し長さ三尺に達することもある。樹皮は單寧を含むのでボルネオではキャッチを製造して歐洲に輸出し、材は主に薪用とし、氣根から鹽を採集することも出来ること云ふ。又果實は甘味があつて食することも出来、實の液から酒を造ることもあるといふ。

トウツルモドキ 一名サントウと稱し島尻郡八重瀬岳や中城々址・名護・世富慶等によく繁茂してゐる。蔓性の木質草本で長さ三四十尺に及ぶものがある。葉は葦の葉に似てゐるが先は堅く卷鬚になつてゐて、之で他物に纏絡し上昇するのである。莖の外観はよく藤に似てゐるが質がよくないので結束用としたり、籠を製したりする。

リウキウカネブ 一名ワタエビとも云ひ八重山島や國頭地方に多く、葉は葡萄葉によく似て居り、莖も木質の蔓であつて、薪其他物を結束するに用ひるのである。

アダン 俗に沖繩バナマと稱してゐる、帽子原料は此の植物の葉の角質層を漂白したものである。よく海濱地方に生育する灌木で雌雄の區別があり、高さ丈餘に達し、太い氣根を多數に生じて支柱の用をなしその根冠は代表的のものとして知られてゐる。葉は幅三寸長さ四尺に及ぶものがあり葉縁と葉の肋の裏には堅い刺が無數並んでゐる。葉を帽子の原料に用ひる外に、氣根を以つて綱にしたり、網糸にしたりする。莖は燃料に供せられる。

ツルアダン よくアダンの似てゐるが莖が細長く蔓をなして懸崖から下垂したり、樹幹に纏繞したりする。葉も小さく幅が僅かに六分、長さが二尺位になるものである。八重山島に多く又小笠原島にも産する。

ナンテンカツラ 主に海岸や原野に生ずる蔓性の常緑小灌木であつて、葉はナンテンに酷似してゐる。葉の柄には鈎刺を多く具へて他物に倚り懸つて上昇する。蝶形の黃花を無數につけ春季に開花するのである。

ハブカツラ 首里城北面の森林中や、國頭地方の山林中で、サトイモの葉に似た大形の葉に所々孔のあいてゐるものを見る。之がハブカツラである。莖は柔いやうで綠色で莖節から氣根を出して石や樹

に攀ぢ又は匍うてゐる。其の景觀がよく熱帯森林を思はせるのである。

ツキイゲ は中頭郡城間の海岸や名護の海岸等の砂地に生育してゐる。多年生の堅い草である。莖は砂の上に葡萄して五六間に及び質は堅い竹の様である。葉は短くして堅く先は針状になつてゐる。花は刺長海膽トゲナガウニのやうに、多くの長い針が集つて球状になつてゐる。

ソテツ 莖は芋状をなし半ば木質になつてゐるが、沖繩では古來荒救植物として栽培を奨励してゐた。食用成分は澱粉であるが其の製造法はなかなか手数がかゝるし、又有毒成分たるアルデヒドを含有してゐる。ために應々中毒死する者がある。ソテツの生育地で代表的の所は、島尻郡小祿村大嶺方面で、見渡す限り原野に叢生してゐるのは見事なものである。

ヘゴ 一概にヘゴと云うてゐるが沖繩に産するものでも、ヘゴ・オニヘゴ(クロヘゴ)・ヒカゲヘゴ(アヤヘゴ)・ヒョケヘゴの四種がある。此等のものは所謂木生羊齒と稱して、其の材を器具に用ひたり、門柱に用ひたり、花鉢に使用したりする。沖繩島で其の主なる生地は國頭郡恩納岳・名護岳・源河山・與那覇岳等である。

ヤブレガサウラボシ 羊齒類の大なるもので葉は形や、カヘデに似てをり、柄の長さは五尺に及ぶものがある。八重山石垣・西表諸島に産するが、又遠く馬來・印度・ポリネシヤ等にも産する。

第五章 交通 通信

一、道 路

沿革 藩政時代は道路を宿道・脇道・原道の三種に分けてゐた。宿道とは各間切の番所に通ずる道路即ち驛路で、首里を起點として中頭の東部に通ずるものを東宿ひじやばせといひ、西岸を走るものを西宿にしやばせと呼んでゐた。脇道は宿道より分岐せる道路で今日の里道に相當し、原道は農道に該當してゐる。而して宿道の兩側には並樹敷なみきしきを設け並松を植栽して當該間切(村)に之を保管せしめた。其の幅員は八尺であつたが兩側の並樹敷が各六尺あつて道路に編入されてゐたから三間内外の幅員になつてゐたのである。脇道は幅五尺とし、原道は實地調査の上認定せられてゐた。

往時は參詣又は儀式に關係ある道路を主とし其他の宿道は第二次に置かれてゐたといふ。道路改修の史上に現はれたるは後花園天皇の享徳元年(皇紀二二二二)尙金福王が明國冊封使の迎道として那覇イベガマ(瀉原・久茂地角)より安里(崇元寺前)迄の間に長虹堤(海中道路)を築造したのを以て嚆矢とする。

其後天文十年（皇紀二二〇一）尙清王時代に辨ヶ嶽に通ずる道路を改修し、元和六年（皇紀二二一八〇）には浦添城に達する道路が改鑿せられた。此等の主要道路は何れも石を鋪き兩側に並樹敷を設けて稚松を植栽するを例とした。今に遺存せる普天間街道を始めとし東宿・西宿共に老松亭々として天を摩し恰も日光の參詣道路や諸侯の參觀道路を想見せしめるものがある。以て往時の爲政者が道路に對し相當の注意を拂つてゐたことを知るべきである。然るに當時の道路は支那より傳はつた風水説に依つて曲道を活龍とし、直道を死龍として忌んでゐたから屈曲の甚だしきは勿論、地方に至つては凹凸亦著しく岩石の露出せるものありて泥濘蹠を没し、人車牛馬車通ぜず、一部の人士は讒に輜輿によつて去來するを得、貨物の運輸に至つては一に人肩、馬背に頼るの外はなかつた。

明治十六年十二月縣令西村捨三氏赴任するに及び道路改修の急務なるを認め、先づ第一着に首里那覇間公道の鋪石を撤去して砂利を敷くこととなり、翌十七年七月起工同年十一月に竣成した。其の工費は四千九百八拾餘圓に過ぎなかつた。次いで明治十八年に至り首里與那原間の道路改鑿を企畫し内務省に稟請して其の認可を得同年五月著手して翌十九年竣工した。是れ置縣後に於ける道路改修の先驅をなすものであるが當時は國費支辨に屬せしを以て工事遅々として進捗せず爾來久しく舊態を改むることが出来なかつた。之より二十年の星霜を閱し明治四十二年に至り本縣に初めて府縣制の施行と共に沖繩縣島嶼町村制等の施行せらるるに及び從來の國庫負擔を縣費に移したるを以て俄に面目を改め爾來着々縣道編入並市町村道路改修の實を擧ぐるに至つた。

國縣道 本縣は海洋中の島嶼なるが故に縣内に於ける國道は那覇港棧橋より縣廳前に至る一線延長纔かに十六町五十四間にして縣道は縣制施行以來編入せるもの三十一線實延長八十五里二十四町餘であるが其他地元にて相當修理の上近く縣道の認定をなすべきもの三十七線實延長六十二里十七町餘にして之を通算せば實に百四十八里餘に達し、其の完成の曉は縣下の道路網も略整備して著しく面目を一新するに至るであらう。

縣道

路線名	起點	終點	實延長	認定告示年月日
那覇名護線	那覇市より	國頭郡名護字名護	一七里三二町二六間	大正九年四月一日 （舊に編入せしむる日 に道路法施行に 付新に認定せり）
那覇首里線	那覇市	首里市	一里二三町一三間	
那覇糸満線	那覇市	島尻郡糸満町	二里二四町二六間	
那覇與那原線	那覇市	島尻郡大里村字與那原	二里一七町五二間	

與那原 泡瀨線	島尻郡大里村字與那原 中頭郡美里村字泡瀨	四里一七町一三間	同
名護 鹽屋線	國頭郡名護町字名護 同郡大宜味村字鹽屋	四里二六町二七間	同
石垣八重山港線	八重山郡石垣町 同郡八重山港	二町三六間	同
城邊漲水港線	宮古郡城邊村 同郡平良町漲水港	四里 五町 九間	同
首里 與那原線	首里市 島尻郡大里村字與那原	一里 四町 十間	大正十一年四月二十四日
那霸 普天間線	那霸市 中頭郡宜野灣村字普天間	一三二町四〇間	同
那霸 波上線	那霸市 同市波上神宮	二町二八間	同
大濱 石垣線	八重山郡大濱村 同郡石垣町	一里 三町	同
港川 國場線	島尻郡具志頭村字港川 同郡眞和志村字國場	三里 二町 二間	昭和二年五月三日
金武 普天間線	國頭郡金武村字金武 中頭郡宜野灣村字普天間	八里 六町一八間	同
屋慶名 泡瀨線	中頭郡美里村字泡瀨 同郡美里村字屋慶名	二里二六町三〇間	同
泡瀨 普天間線	中頭郡美里村字泡瀨 同郡宜野灣村字普天間	一里 六町 四間	同

糸滿 與那原線	島尻郡糸滿町 同郡大里村字與那原	三里一五町三二間	同
米須 那霸線	島尻郡摩文仁村字米須 那霸市	三里二六町	同
佐敷 與那原線	島尻郡佐敷村字佐敷 同郡大里村字與那原	一里 五町四〇間	同
與那原 停車場線	島尻郡大里村字與那原 與那原停車場	三五間	同
東風平 停車場線	東風平停車場 島尻郡東風平村字東風平	三五間	同
桑江 停車場線	桑江停車場 中頭郡北谷村字桑江	三四間	同
大山 停車場線	大山停車場 中頭郡宜野灣村字大山	二町二三間	同
嘉手納 停車場線	嘉手納停車場 中頭郡北谷村字嘉手納	三八間	同
泡瀨 嘉手納停車場線	中頭郡美里村字泡瀨 嘉手納停車場	三里三〇町三七間	昭和六年三月三日
渡久地 名護線	國頭郡名護町字渡久地 同郡名護町字名護	六里 二町二六間	同
久手 堅那霸線	島尻郡知念村字久手堅 城・大里・東風平より那霸	三里二六町五三間	同
桑江 停車場諸見里線	桑江停車場 中頭郡越來村字諸見里	一里 六町二七間	同

與那覇漲水港線
新里漲水港線
久手堅與那原線

宮古郡下地村字與那覇
同郡平良町漲水港
宮古郡下地村字新里
同郡平良町漲水港
島尻郡知念村字久手堅
同郡大里村字與那原

二里六町
二里一三町四五間
一里二三町三九間

同
同
同

計三十一線

八五里二四町三六間

其他已に縣會の議決を経て内務大臣の認可を得たるも未だ縣道認定の告示を爲さざるもの左の如し

縣道豫定線

路線名	終起	點點	實延長
港川那覇線	島尻郡具志頭字港川那覇市		一里一四町四間
米須糸滿線	島尻郡摩文仁村字米須糸滿町		二里七町四〇間
普天間首里線	中頭郡宜野灣村字普天間首里市		二里一九町五六間
渡久地名護線丙	國頭郡本部村字渡久地伊豆味經由名護		二里八町五八間
邊土名名護線	國頭郡國頭村字邊土名同郡名護町字名護		九里一三町一二間

瀬嵩名護線
白保石垣線
那覇停車場線
那覇名護線
渡地港通堂線
友寄首里線
國場首里線
港川糸滿線
百名津嘉山線
稻嶺停車場稻嶺線
津嘉山停車場津嘉山線
南風原停車場南風原線
太儀間線

國頭郡久志村字瀬嵩同郡名護町字名護
八重山郡大濱村字白保同郡石垣町
那覇市
那覇停車場
那覇市
國頭郡名護町字名護
渡地港
那覇市通堂町
島尻郡東風平村字友寄首里市
島尻郡眞和志村字國場首里市
島尻郡具志頭村字港川同郡糸滿町
島尻郡玉城村字百名同郡大里村字津嘉山
稻嶺停車場
島尻郡大里村字稻嶺
津嘉山停車場
島尻郡南風原村字津嘉山
南風原停車場
島尻郡南風原村字兼城
島尻郡具志川村字太田同郡仲里村字儀間

三里 三二間
二里二四町
五町
二町
三町一五間
一里二五町七間
二六町四〇間
一里二八町一四間
三里二町
二九間
四八間
二一
三二町五〇間

豊見城村 一、〇二、二二	摩文仁村 四、二、三三	南風原村 二、〇二、二二	伊平屋村 五〇・九湮
東風平村 二、三三、〇三	具志頭村 三、三〇、三五	眞和志村 一、〇八、二三	粟國村 三〇・八湮
兼城村 二、二四、一八	玉城村 三、二六、三三	久米島 五〇湮	渡名喜村 二〇・五湮
高嶺村 三、〇二、〇八	知念村 四、三三、四一		

中頭郡

浦添村 二、〇六、〇四	中城村 四、一〇、〇九	越來村 六、一七、一五	與那城村 八、〇三、三三
西原村 二、三三、五三	北谷村 五、三三、五九	美里村 七、〇四、一六	勝連村 七、二七、五二
宜野灣村 三、一五、五四	讀谷山村 七、一九、三五	具志川村 八、一四、三四	

國頭郡

名護町 一七、三三、五五	久志村 二〇、三〇、五九	大宜味村 二三、一七、二一	本部村 三三、一七、二七
恩納村 二二、一一、四三	東 村 二五、一一、〇〇	羽地村 一九、二四、一五	伊江村 三三、一七、二七
金武村 一三、〇四、四一	國頭村 二五、一四、〇四	今歸仁村 二二、二六、三六	五・五湮

一、鐵道、軌道及自動車

鐵道 本縣に於ける鐵道は明治二十七年侯爵大久保利和氏等の發起に依り沖繩縣鐵道株式會社を組織し那覇を起點とし首里經由與那原に至る線路敷設の出願をなせしに始つたが日清戰役前後經濟恐怖時代に入りて遂に之を果さず明治三十三年九月事業廢止届を提出した。

之より十餘年を経て地方産業の發達は運輸交通機關の整備を要求すること切實なるものあり明治四十年縣會に於て那覇與那原間及國場糸滿間に縣營輕便鐵道敷設の建議を見、當局亦其の必要を認めて之を採用し周密なる成案を得て大正二年一月の縣會に附議せしに滿場一致を以て可決し同年二月政府の許可を得て著手の運びに至つた。而して大正二年度より同四年度に至る三ヶ年繼續事業として企畫せられ、同三年二月起工同年十一月竣功を告げ、十二月一日より愈々與那原線五哩八分の營業を開始するに至つた。其の建設費參拾萬九千餘圓は起債によつて之を支辨したのである。

引續き第二期線たる糸滿線に著手の豫定であつたが歐洲戰亂勃發のため諸物價暴騰を來し且縣債の募集も行惱んだ結果大正五年十二月姑く糸滿線削除の手續を爲し、大正七年本縣に所謂稅法實施の機會に地方産業開發の主旨を以て那覇嘉手納間並國場糸滿間の鐵道敷設を復活することとし其の資金は

所得税法施行延期の意味に依り國庫より特別補助の恩典に浴すべく大正六年四月政府に稟申し、其の結果嘉手納線敷設資金として大正七年より同十二年度に至る六ヶ年繼續にて金五拾九萬七千餘圓を特別補助せらるることとなつた。依つて直ちに線路調査に着手し大正八年三月工事施行の認可を得たが用地買収等の爲め遅延し、大正十年起工同十一年三月竣工を見るに至つた。延長十三哩九分、工費百拾壹萬圓を要してゐる。而して糸満線は與那原線國場驛より分岐し、島尻郡の中央を縦貫して南部糸満町に至り、延長九哩三分、工費六拾參萬圓を要し、大正十三年七月開通した。

各線共午前六時より午後九時過迄の發車最終(十時過着)にて午前午後を通じ與那原線は十四回(約一時間毎)嘉手納線及糸満線は各八回(約二時間毎)の發車になつて居る。

昭和六年度經營概況を示せば、乗客人員百六萬六千九百五十二人、旅客收入拾六萬貳千參百參拾八圓四拾錢、貨物收入貳萬九千參百四拾貳圓七拾五錢、雜收入五千六百參拾六圓七拾四錢合計拾九萬七千參百拾七圓八拾九錢にして事業費拾四萬六千九百九拾圓、一キロ米の營業收入參千八百六拾圓になつてゐる(但同年度はデング熱大流行のため減收あり)。

軌道 軌道の起源は明治三十九年伯爵吉井幸藏氏等が沖繩起業株式會社を發起したのに其の端を發し那覇首里間の電氣鐵道敷設を出願して同四十年内務大臣及遞信大臣の許可を得たが日露戰役後財界不況の爲め着手困難に陥り遂に延期不許可となつて軌道企業は全く蹉跎してしまつた。其後明治四十四年五月に至り沖繩電氣軌道株式會社は資本金五拾萬圓を以て創立せられ那覇を起點とし首里に至る延長四哩三鎖の軌道を敷設するの特權を獲得し、大正三年四月一部の工事を竣成して營業を開始するに至りしも維持困難に遭遇せしを以て大正五年三月軌道敷設の許權を電力供給の關係ある沖繩電氣株式會社に讓渡し未済工事の進捗を計り同六年九月竣成して今日に及んでゐる。單線ではあるが車輛十數臺約八分毎に發車するから兩市の交通は極めて便利である。

沖繩軌道株式會社 は大正三年三月の創立にして資本金五萬圓を以て經營し、與那原を起點とし中頭郡の東海岸西原・中城兩村を経て美里村泡瀬に至る延長十一哩七十六鎖の軌道を敷設し大正五年十一月竣工、縣鐵與那原驛に於て鐵道との聯絡を取り十臺の乗合馬車と七臺の貨車とを以て交通運輸に貢獻する所多かつたが時勢の進歩と共に自動車に壓倒せられて經營困難の状態である。

糸満軌道株式會社 は大正七年の創立に係り資本金拾萬圓那覇市垣花より島尻郡糸満町に至る五哩六十鎖の軌道を敷設し、客車十一臺貨車一臺を以て營業を開始し一般運輸の便を圖つてゐるが縣鐵糸満線敷設の影響を受け最近又自動車の壓迫に依つて經營難に陥つてゐる。

自動車 營業用八十餘臺の外自家用十七、貨物用二、合計約百臺となつてゐるが那覇を基點として首

里へは十數分毎にバスが往復して居り、國頭方面では名護・今歸仁・本部・羽地・大宜味・金武の各村へ、中頭郡では美里・具志川・與那城・泡瀨の各地へ、島尻郡では糸満方面へ毎日午前午後數回乗合自動車が出發するし、タクシーも近年増加して便利になつた。

目下經營せる重なる營業者左の通りである。(昭和七年七月現在)

營業所名	許可 臺數	主なる取扱地	主なる線路	電話
南陽自動車商會	一〇	那覇大門前・名護	那覇・國頭郡各村間	六一六番
朝日自動車商會	九	那覇西新町山川橋・名護	那覇・國頭郡各村間	四三一番
あらかき自動車商會	一六	那覇西新町・名護	那覇・國頭郡各村間	三一一番
日乃出自動車商會	八	那覇西新町・名護	那覇・國頭郡各村間	五七五番
あづま自動車商會	八	那覇西新町・名護・中頭	那覇・國頭・中頭間	四七〇番
大和自動車商會	四	那覇市西新町	中頭興勝線・國頭金武線	一六三番
昭和自動車商會	一〇	那覇東町・糸満町	那覇・糸満間	二二七番
昭和タクシー	二	那覇東町・糸満町	貸自動車	
安田自動車商會	八	那覇旭町・與那原	與那原・佐敷泡瀨那覇間	五四九番

沖繩モーターズ商會	四	那覇三重城	貸自動車	
當眞タクシー商會	四	那覇西新町	貸自動車	二二四番
富士タクシー商會	三	那覇市東町	貸自動車	四七五番
太陽自動車商會	二	波の上大通り	貸自動車	二二三番
サクラ自動車商會	三	那覇西新町	貸自動車	一一〇番
みやぎ自動車商會	四	與那原	與那原・泡瀨・佐敷間	
宮古、柴田朝雄	一	宮古平良町	宮古島内	
八重山、大濱孫昌	一	八重山石垣町	石垣島内	

人力車 は首里・那覇丈で一千臺もあつて兩市八萬の市民が老幼八十人で一臺を乗廻してゐる形である。之は全國類例のない奇現象であるが、生活程度の低い關係上車賃が餘りに低廉なる結果であらう。目下夜間雨天の外は市内は拾錢均一と見てよい。

乗合馬車 は時勢の進歩と共に大分其の影をひそめたが未だに百十臺残つて居り今猶ほ與其他各種の乗物を使用せる點に於て宛然交通博覽會の感がある。

自轉車 は近年著しく其數が殖え七八年前千四五百臺であつたものが現在は四千七百臺に上つてゐる

其他 縣内に於て荷車は三千三百數十臺、荷馬車が二千四百三十餘臺、荷牛車が二百臺、乗用馬車が二臺ある。

三、海 運

沿革 縣民は古來海外發展の意氣旺盛で貧弱な琉球型帆船に乗じて日本本土は勿論遠く支那朝鮮及南洋諸國へも航行し貿易を以て經國の策となしてゐたのであるが、颱風通過頻々たる航路なるがため難破すること多く生還せざるものも尠くなかつた。明治四年宮古島行帆船が遭難して生蕃の慘禍を蒙りしが如きは即ち其の一例である。臺灣征伐後政府は急激に琉球處分の必要を認め、其の懷柔策として「前年の遭難に鑑み汽船一雙を下賜して海運に供ふること」といふ布達をなし、五六百噸の汽船大有丸を琉球藩に下附された。同船は明治十二年廢藩に際し縣に引継ぎ、縣は之を三菱會社（今の郵船會社の前身）に依託して神戸・那覇間の航海に従事せしめたが明治十五年に至り鹿兒島縣人林徳太郎等が開運會社を設立したので縣は大有丸を同社に轉托し、或條件の下に先島航路に向けることにした。

明治十七年大阪商船株式會社は三菱に代つて本縣航路に活動し始めた。當時は僅に五六百噸級の木船平安丸で島傳ひ浦傳ひに、方々寄港して阪神迄には凡そ十日も要するといふ有様であつた。明治二十年頃舊藩士の發意に依り尙侯爵家を中心となつて沖繩廣運株式會社を設立し球陽丸（五六百噸）を建造して那覇・大島・鹿兒島・神戸・大阪等との航海を開始し日清戦争後業務を擴張して廣運丸（千噸級）を建造し更に又大島丸（同級）を購入して本縣海運界も活氣を呈するに至つた。

明治三十年頃に至り鹿兒島郵船株式會社が沖繩航路に沖繩丸（百噸級）を航海させ、同四十年開運會社の解散に依り該社船舶及航路權（補助金六千圓共）を同社が譲受けることになつた。爾來那覇・鹿兒島・大阪間の航路は廣運・商船・鹿兒島郵船の三社が或は三巴競争を演じ或は二社妥協して一に當つたり幾多の迂餘曲折を經、大正五年廣運會社は其の一切を商船會社に引繼ぐこととなつた。然るに大正五六年より歐洲戦争の好景氣に伴ひ、鹿兒島郵船の外新に日東汽船會社・大洋商船會社・大島汽船會社等も亦本縣航路に進出し一時更に複雑した競争を演ずるに至つた。然るに戦後經濟界の不況と共に大正十四年頃鹿兒島郵船會社は本縣航路關係の業務一切を大阪商船會社に依託することとなり、他の會社もいつしか手を引いて今日の如く海運界の一大王國大阪商船株式會社獨占の現状となるに至つたのである。

那覇鹿兒島定期航路開始 大正五年政府の補助を得て多年の懸案たりし那覇鹿兒島間の定期航路を開始し汽船一雙月六回往復せしむることとなり、大正九年より汽船二雙月十回となし、大義丸（千五百

噸)・宮古丸(千噸)を之に向けた。大正十一年宮古丸を先島航路に廻し千六百噸の安平丸(千六百噸)と交替せしめた。而して昭和三年に至り、優秀船首里丸(千八百噸速力十四五浬)を建造して安平丸に替へ更に昭和七年二千噸級の開城丸を大義丸と交替せしめ現在の如き改善を見るに至つた。

阪神直通航路開始 大正十三年八月大阪商船會社は大阪那覇間の直通航路(大島神戸寄港)を開始し、遽かに三千噸級の大型汽船臺北丸(二千五百噸)・天草丸(同級)を以て月五回往復せしむることとなり、爾來三泊四日にして大阪に直航するの便を得るに至つた。其後昭和三年六月に至り更に之を改善し、臺中丸・臺北丸(共に三千三百噸)と交替せしめ而して今日に至つてゐる。

三等運賃低減 歐洲戰後經濟界の變動に依り本縣男女の離村して工業都市に進出するもの數萬人に達し船客激増の状態に鑑み同社に於ては輿論の要求を容れ別表の如く大正十二年九月より那覇鹿兒島間三等船客運賃の臨時引下げを斷行し從來鹿兒島間八圓九拾錢を六圓に引直し後更に那覇大阪間三等運賃拾參圓を拾圓に引下けて特に三等船客の利便を圖ることにした。

大阪沖繩線 大島各島經由阪神行定期船として久吉丸(千三百噸)・正吉丸(千噸)が航行して居り、猶ほサイゴン・シヤム航路四千噸級の船が毎月一回外米を載せて寄港してゐる。

先島臺灣航路 那覇より宮古・八重山・基隆行定期船は以前は不定期でしかも數百噸級の老朽船が多かつたが大正六七年頃より千噸級の宮古丸・八重山丸を之に向け、更に千六百噸の蘇州丸・基隆丸之に代り、一時二千五百噸の新高丸を航行させてゐたが現在は湖北丸・湖南丸(共に二千五百噸)が毎週火曜日に那覇・基隆兩地を出帆することになり、著しく改善さるゝに至つた。宮古の多良間・八重山の與那國は共に絶海の孤島であるが月一回先島航路の船が航行することになつてゐる。

大東島航路 又南北大東島へは毎年五月頃一回先島航路の船を廻航せしめて居るが同地大日本製糖株式會社の備船も同時に馬天港と往復する。

阪神航路は目下社外船としては瑞鳳丸(千二百噸)が大島・鹿兒島・神戸・大阪間を往復してゐるのみである。

合資會社那覇商運組 は西新町棧橋前にあり。大阪商船會社專屬の荷客仲次業務を取扱ひ輪移入の荷役・荷捌・保管及び輪移出の荷客蒐集をなしてゐるが昭和六年九月同社の設立迄にはまた本縣運送界にも幾多の變遷があつた。

今其の概要を述べれば、明治十七年大阪商船會社が本縣航路開設の當初は未だ支店の設置なく、池畑盛之助氏が當地代理店を引受け大阪沖繩線・鹿兒島那覇線の同社輸出入貨物取扱を經營してゐた。其後通商の増進に隨ひ木村榮左衛門杉原大吾の兩氏も亦運送業を開始したが荷客爭奪の弊ありしを以

て明治四十三年五月愈々商船會社支店の設置せらるゝに方り支店長續眞氏の斡旋に依り三者を一團として沖繩組と稱し、輸出・輸入の業務を截然分割して同組は輸入專業を經營し、明治四十五年一月一日を以て那覇商船組と改稱し商船會社專屬輸入貨物取扱と爲し、大正七年四月合資會社那覇商船組に組織變更をなすに至つた。一方輸出業務は夫々木村・杉原・池畑の三運送店に於て取扱つてゐたが、大正四年頃合併して那覇運送合資會社を創設し漸く昭和六年九月に至つて前記輸入輸出運送事務を併合して現在の合資會社商運組に統一するに至つたのである。

定期發着表

大阪 那覇線 (命令) (毎月五回)

航 往		航 復	
大阪	那覇	那覇	大阪
後二、〇〇發	前八、三〇着	後四、〇〇發	後〇、〇〇着
大阪より 一四・〇 數	六七一・〇	各港間 一七五・〇 數	五〇九・〇
1日	5日	7日	10日

毎月六日・十二日・十八日・二十四日・三十日(但二月は二十八日に繰上)大阪那覇兩地發

大阪 沖繩線 (毎月五回)

航 往		航 復	
大阪	那覇	那覇	大阪
後二、〇〇發	前八、三〇着	後三、〇〇發	午後
大阪より 一四・〇 數	六七一・〇	各港間 一六一・五 數	着
1日	6日	7日	

但荷客の都合により往復他の數ヶ所に寄港することあり

鹿兒島、那覇線 (命令) (毎月九回)

航 往		航 復	
鹿兒島	那覇	那覇	鹿兒島
後五、〇〇發	午前	後四、〇〇發	午前
鹿兒島よ り 二〇九・〇 數	着	各港間 一七五・〇 數	發
1日	3日	4日	5日

毎月一・五・八・十一・十五・十八・二十一・二十五・二十八の九回兩地發

運賃臨時低減

大阪より鹿兒島沖繩方面三等運賃に限り當分本表の通り低減實施

大阪那覇線特別三等

那覇	四〇〇	名瀬
一・五〇	九・二〇	神大 戸阪

神大 戸阪	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇
油津	—	五・五〇	—	七・五〇
鹿兒島	四・〇〇	五・五〇	六・〇〇	—
名瀬	—	—	—	三・五〇
古仁屋	—	—	—	—
那覇	—	—	—	—

那覇大東間 (各等)

那覇	五・二〇	五・六〇	六・六〇
南大東	八・九二	九・八二	一一・五五
北大東	一四・〇三	一五・四二	一八・一五
沖大東	—	—	—

沖繩近海汽船株式會社は通堂町第二棧橋近くに在り。高知丸(三〇六噸)と龜津丸(三三六噸)とを以て本島沿岸及離島へ國庫補助の受命航路に従事してゐるが高知丸は久米島へ月五回、龜津丸は名護へ十二回、粟國・渡名喜・座間味・渡嘉敷の各島へ月二回の命令で郵便物の塔載をもなしてゐる。運賃は那覇久米島間二等貳圓三等壹圓五拾錢にして其他は七拾錢均一となつてゐる。茲に近海航路の沿革を尋ぬるに、明治二十九年開運會社所有の第三運輸丸(百噸)が政府より參千圓の補助を受けて那覇名護間及離島命令航路を開始せしを以て其の濫觴となし、同三十九年頃より古賀辰四郎氏所有船辰島丸(三浦丸と改名、百噸級)が運輸丸と交互に航行してゐたが明治四十三年十月名護より那覇への航海中暴風の爲め那覇港外に於て顛覆沈没し未曾有の大慘事を惹起して數十人の犠牲者を出したことは世人の猶ほ胸奥に新なる所である。明治四十年開運會社解散の結果其の船舶及航路權は鹿兒島郵船會社に引繼ぐ事となり、一時海城丸が那覇名護間の航路に就いてゐたが、名草丸之に代り數年間第三運輸丸と交互に航海を續けた。然るに大正四年他の石油發動機船との競争激甚となりしを以て名草丸は賣却せられて其の姿を見せざるに至つた。而して第三運輸丸は二十餘年間此の航路に従事貢獻すること甚大なるものがあつたが、大正六年十月十日暴風の爲め名護灣頭に於て悲惨なる最後を遂ぐるに至つた。其後郵船會社は運輸丸の機械を利用して、國頭丸(百九十噸)を建造したが、歐洲戰爭の好景氣と共に

幾多の發動機船が競争的に航海せし爲め汽船は著しく其の航海回数を減じた。大正十四年頃郵船會社は本縣航路より一切手を引くことになりしを以て久志助英氏等に依りて設立された國頭運送會社が國頭丸及航路權(六千圓の補助金共)を譲り受けることになつた。

然るに大正十五年會社は其の船舶及航路權(補助金九千圓共)を野間政敏氏等の創設した沖繩汽船株式會社に讓渡した。爰に於て會社は國頭丸の外第一名護丸(五〇噸)を就航させ、辨天丸(一五〇噸)が國頭丸に代り、更に壹州丸(三二〇噸)に代へ米島丸(五〇噸)と二隻にて經營してゐるが昭和六年四月同社は解散して新に野間氏等によりて沖繩近海汽船株式會社が設立せられ同社一切の權限を讓受けて業務を開始することとなり、現在では國庫補助金は壹萬五千圓に増額せられ前記の如く高知丸(三〇六噸)・龜津丸(三六噸)の二隻を以て經營に當つてゐる。

其他の近海航路 第二棧橋前共進組取扱として名護(第一一心丸)・本部(第二一心丸)へ月十回、今歸仁(共榮丸)・久米島(第八名護丸)へ月五回、伊江島(盛安丸)・伊平屋(伊福丸)各六、七回、徳之島・大島住用(名護)へ月二回の航海をなしてゐる。

其他個人所有の發動機船にて本部及大宜味國頭行の通運もある。

近海各航路里程並船客運賃

航路	等級	
	二 等	三 等
那覇 久米島	五〇哩	壹圓 五拾錢
那覇 名護	三二哩	七拾錢 壹圓
那覇 本部	三一哩	壹圓
那覇 伊江	三二哩	壹圓
那覇 伊平屋	五七・五哩	貳拾錢 壹圓
那覇 粟國	三〇・八哩	七拾錢
那覇 渡名喜	二九・五哩	七拾錢
那覇 座間味	二三哩	七拾錢
那覇 徳之島	一〇〇哩	參圓

四、港 灣

牧港と泊港 浦添が沖繩の首都として四方に號令を下してゐた時代は牧港が貿易港であつたやうであるが遷都後は其の勢力が泊港に移り次第に那覇港に移つてしまつた。牧港が今は水田に化して古への面影を留めないのと同じく泊港も今日は狭く淺くなつてゐるが、往時は首里觀音堂の下が今歸仁船の繫留場であつたといふから安里河口の泊港は實に廣大な港であつたに違ひない。當時大島諸島の貢物は泊の大島倉に收納してゐたので可成り船舶が輻輳してゐたわけであるが、三山統一後は日本・支那・朝鮮・南洋との貿易が益々盛大に赴き殊に尙金福王が長虹堤を築かせてより浮島とも稱せられ一

漁村に過ぎなかつた那覇が地續きとなつて首里との交通が容易となり、親見世といふ貿易公衙や御物城といふ公庫などが設けられてから泊港は本島及屬島の船舶を繋ぐ所となり外國貿易船は皆那覇港に出入することになつた。彼のリース博士が「西曆一四五四年以來琉球王は其の首府を東亞貿易の一大市場にしようと努力した云々」といつてゐるのは即ち此の那覇港を指してゐるのである。

築港前の那覇港 本縣唯一の要港で貿易甚だ繁盛を極めてゐる那覇港は面積四萬有餘坪三重城燈臺下より屈折して潮水深く彎入し三面陸地を以て圍繞せられ纔に西北方に向つて開口してゐる。以前は港口甚だ狭小にして幅員四十間を出でざるのみならず水深亦巨船を容るゝに足らず加之岩礁點綴して隨所に起伏し航海者の悩む所であつた。然かも暴風の際は港内碇繋の船も萬全を期し難く港外在泊の船舶は多く慶良間の阿護之浦に避難するを常としてゐた。

古來船舶の本港に入津するに三條の通路がある。一を宮古口と稱し南方去來の船は此の通路を取り二を唐船口といひて幅員最も廣く水深亦大にして支那貿易船の要路に當り現今も大小船舶多く此の通路に依つてゐる。三は倭口と呼び内地航路船の通過する所であつたが岩礁錯節して危険多く沿岸交通の小蒸汽船及小帆船の外は此の航路を取るものはない。しかも港口には俗に「トバヤ」と稱する獨立暗礁があるため船舶は港外に假泊し浮標の間を徐航して入港してゐた。是れ即ち築港前の状態である。

浚渫 那覇港は實に天然の良港であるが前述の如き危険ありしのみならず其の周圍は第三紀層及新成地なるが爲め大雨毎に土砂が港底に沈積して年々水深が淺くなるので歴代の國王は港務員を置いて港内沿岸の取締に任じ且冠船渡來其他適當なる時期に浚渫工事を施してゐたことは球陽に散見する所で享保二年(皇紀二二七七)の如きは六萬八千人(延人員)の人夫を督して一大浚渫をなした。而して置縣前に於ける最後の浚渫は元治元年(皇紀二五二四)であるから築港著手迄四十四年の歳月を經過してゐたのである。

築港 廢藩後は沿岸の取締昔日の如くならず且人口の繁榮と共に泥砂の流入、塵埃の投下等甚だしく爲めに水深愈々淺く大形汽船は入港すること能はず貨物の積卸は一に舢舨に依り其の不便甚だしいものであつた。此に於て縣令西村捨三氏は深く之を憂ひ之が修築に關し政府當路に陳情する所があつたが事成らざるに去り、爾來歴代知事皆前議を踏襲して畫策せしも時運未だ到らず荏苒空しく春秋を閱し、明治二十五年奈良原繁本縣知事を拜命するや極力之が實現に邁進して政府當局に迫つた。然るに日清日露の兩大戰役を経、明治三十八年に至り初めて市瀨内務技師の調査と爲り、同四十年二月第二十三帝國議會に於て遂に那覇港修築費は貴衆兩院を通過するに至り爰に多年の懸案を解決するに至つた。第一期工事は工費八拾餘萬圓を投じ、明治四十年より歳を閱すること八春秋港内埠頭の面目一新

し港口の「トバヤ」暗礁を粉碎し、曲折亂點の岩礁より成りし沿岸は一直線の護岸工事によつて整然規割せられ水深平均最大干潮面に於て二十餘尺一千數百噸の汽船をして出入自在ならしめ、陸上の設備も亦之に適應し無数の繫船柱を建設するの外百二十五間の片側鐵棧橋を築造し千餘噸の汽船三艘を同時に横着せしめ得るに至つた。此に於て船客の乗降、貨物の積卸等甚だしき便利を得全く昔日の俤を改むるに至つた。

然るに該築港は十數年前の縣狀に鑑みて企畫せしもので時勢の進歩に伴はざるものあり殊に大形船舶の錨地に適せざるを以て更に第二期擴張工事の必要を生じ、大正十年より同十五年に亙り工費百五十萬圓を以て着手するに至つた。即ち港内の一部を梗塞してゐた刑務所及北明治橋を移轉して大に港灣を擴張し通堂舊波止場より渡地迄約八十間の繫船壁を設け之に沿うて四間乃至六間の道路を新設し北明治橋より月見橋に至る沿岸及壺川附近を埋立てて市街地となし、那覇停車場より海岸へ六間の直線道路を開設し、更に港口屋良座の突出岩盤を掘鑿して水路を廣め深度を二十四尺乃至二十六尺に浚渫し三四千噸級の汽船を容易に出入碇繫せしむることにした。此の二回の築港によつて本縣運輸は大發展を見全く隔世の感あるに至つた。然るに港内猶ほ三千噸級以上の大船を回轉するには狹隘を感ずるを以て沖繩振興計畫の實現の暁は更に大々の擴張を見るであらう。

其他の港灣 本島の東岸には風光明媚な與那原港がある。廣濶なる中城灣内の一港で國頭郡東岸より木材を運搬する山原船の碇泊地である。其の東の馬天港は水深くして軍艦の投錨に適し以前海軍の要地として炭庫・水庫等の設備があり北白川宮御渡臺の砌寄港せられたこともある。中城灣は津堅久・高の二島を以て灣口を擁抱し、大正十年東宮殿下御渡歐の途次御召艦香取を碇泊せしめ與那原港より御上陸になつた光榮の土地である。北部の運天港は港内水深く景勝の地にして汽船の碇泊に適し港口の暗礁を除去せば理想的天然の良港であるが未だ利用せられざるは惜しむべきことである。本部渡久地港は政府の補助に依り昭和七年より漁港として修築着手するに至つた。名護港は郡の中心に位し山紫水明の環境であるけれども遠淺にして汽船は一里の沖に碇繫してゐる。宮古の漲水港八重山の石垣港は共に樞要なる地位にあるがいづれも遠淺にして良港とはいひ難い。西表の船浮港は水深くして大船の碇泊に適せるも土地僻陬にして僅に炭鑛の運輸に利用せられてゐるに過ぎない。他日西表島が開發せられ産業振興の暁は大に其の價値を發揮するであらう。

五、航路標識

縣下に於ける航路標識施設は國頭郡伊江島・那覇港頭先原崎・中城灣頭津堅島の三ヶ所で那覇三重

城には分室がある。

伊江燈臺 は伊江島最西端、西江前茅毛に在り。北緯二十六度四十四分、東經百二十七度四十五分に位し、明治三十年三月の初點で、構造は鐵造八角形黑白横線塗、一等回轉にして日本有數の燈臺である。燈質は白色で三十秒間毎に一光を發し、明弧は北四十四度四十分西より北南を経て南六十四度二十分、西迄二百八十八度間に及び、高さ基礎より燈火迄十丈、高潮面上十六丈七尺、燭光數十八萬、光達距離十九浬である。

先原崎燈臺 は那覇港の西方小祿村鏡水の北角にある。燈高高潮面上九十二呎、晴天光達十四浬にして明治二十九年十一月の創設に係り、煉瓦石造、圓形白塗、第六等回轉、白紅綠光を顯はし、十五秒間に一回轉する。東北紅光を以て淺瀬其他の危険を示し、東南白光を以て唐船口の船路を示し、同綠光を以て唐船口北側の危険を照し、又西南白光を以て港外錨地を照し、同じく綠光を以て陸地接近の諸礁を示してゐる。

津堅燈臺 は中頭郡勝連村津堅島に在りて中城灣頭に位し沖繩島東方唯一の航路標識である。明治二十九年創設、鐵造六角形白塗、燈高は高潮面上七十六呎、晴天光達十四浬である。本島の最南端なる島尻郡喜屋武岬にも久しき以前より燈臺建設の必要を訴へてゐる。目下遞信當局に陳情中に屬するが

いづれ實現するであらう。

六、郵便 電信 電話

郵便 本縣の通信事業は明治七年琉球藩時代那覇通堂に郵便所を設置せしを以て嚆矢となす。當時は纔かに普通郵便の集配をなすに過ぎなかつたが置縣後明治十七年四月に至り爲替及貯金事務をも開始するに至つた。當時は那覇局は鹿兒島郵便電信局の管轄に屬してゐたが同四十三年四月官制改正の結果熊本遞信管理局の所轄に移され、大正二年六月更に九州遞信局の管轄となつた。縣外との郵便物は鹿兒島及大阪間の定期船が頻繁となつた結果著しく便利となつた。本島内に於ける陸上便は那覇及名護を起點とし毎日午前午後二回の順送便と那覇・名護を中心とせる交換便とがある。數年前より嘉手納・名護間は自動車を利用して其の迅速を圖つてゐる。縣下に於ける取扱局は目下二十七箇所の集配局と二十三箇所の無集配局の外六ヶ所の郵便取扱所とがある。

昭和五年度取扱成績左の如し

通常郵便(引受數) 九、八四五、一四〇通
配達數 一一、二〇八、九八一通

小包郵便(引受數) 八七、六二二個
(配達數) 一六八、三五二個

電信 は明治二十九年陸軍省所管の軍用通信所を那覇局の一室に設けられたるに起因し、同三十九年に至り該電信所は郵便局と併せられて那覇郵便電信局と改稱し遞信省所管に移され、即時に一般電信事務の開始を見るに至つた。爾來縣内の主要なる郵便局に支線を延長して電信事務を取扱ふに至り現今は二十九箇所の電信事務局を有してゐる。然るに那覇・鹿兒島間並那覇・先島及臺灣基隆間に敷設せる海底電信は暴風期等故障を生じ易く、爲めに縣外との通信は甚だしき不便を感ずること尠からざるを以て、大正十二年那覇に無線電信局を設置し、本土及臺灣間の通信頗る便利となり縣民の幸福を増進するに至つた。殊に近年他府縣及臺灣航路の船舶は何れも無線電信の装置あるを以て航海中に於ても容易に之を利用することが出来るやうになつた。

昭和五年度取扱成績左の如し

有	線(發信)	三〇八、七七一(内外國電報四四八)
	線(受信)	三二二、九九一(内外國電報四四八)
無	線(發信)	一、七八七(内外國電報四)
	線(受信)	五、〇八三(内外國電報六)

電話 は明治四十三年二月初めて那覇郵便局に電話交換事務を開始せられ、當時は交換手六名加入者

百五十餘名に過ぎなかつたが、翌四十四年一月更に那覇・首里間市外通話の開始を見るに及び俄然進展し、現在加入者五百五十八名(交換手二十二名)を算し年々加入希望者多きを加へ、抽籤を以て許可する有様であるが従來の單式器械にては交換の敏速を缺くを以て複式交換機に取換へることになつてゐる。目下電話取扱局は那覇の外首里・糸満・西原・仲間・宜野灣・泡瀬・與那城・名護・羽地・本部・今歸仁・國頭・大宜味・鹽屋、計十五ヶ所にして那覇市石門に常設公衆電話一箇所ある。

第六章 貿易及金融

一、貿易

税關沿革 那覇港が開港場として設定されたのは明治二十七年であるが記録に残つてゐるのは明治二十九年以來で、當時長崎税關那覇税關支署は今の第一棧橋控室附近にあつた沖の寺を假事務所として開廳を見、貿易額は輸入のみ僅に參拾圓に過ぎなかつた。其後假廳舎を山川橋際に移し、更に港務所前、市役所倉庫の一部を改造して之に充當し久しく此に在つたが、大正十五年に至り、通堂町電車終點西側に移轉し、漸く昭和三年六月那覇港埠頭、通風採光宜しき景勝の地に現廳舎を新築して之に移つた。事務内容に就いてはさしたる異動なきも、昭和三年七月より從來農林省に於て取扱つてゐた植物輸出入を税關に移管した。外國貿易の趨勢は左の如くである。

年次	輸 入	輸 出	合 計	摘 要
明治二十三年	四、四九四 ^円	—	四、四九四 ^円	米、大豆、茶、豆粕輸入、石炭を輸出す

明治二十七年	一一、九九四	七、七四〇 ^円	一九、七三四	
大正十一年	三、六五、一五六	二六〇、二九〇	三、八九、四八八	
大正十四年	一六、三三六、六五	二六、五七五	一六、五九三、二〇〇	朝鮮、臺灣行米穀を手續せり
大正十五年	五、〇三三、九六四	二二、三四五	五、二五七、三〇九	
昭和六年	一、〇三九、〇四五	—	一、〇三九、〇四五	爲替相場の關係にて輸出なし

本縣輸移出入勘定 昭和五年度本縣輸移出合計壹千五百六拾八萬壹千六百拾壹圓、輸移入合計貳千四百貳萬四千八百八圓にして差引八百參拾四萬參千九百九拾七圓の缺陷となり、一戸當六拾九圓、一人當拾四圓強になつてゐる。而して拾萬圓以上の輸移出品は左表の通り九種に過ぎないが、輸移入品は實に二十六種に及んでゐるのは經世家の注意すべき現象である。

輸 移 出 調

砂 糖	九百八拾萬六千九百九拾六圓	畜 産	四拾九萬九千七百五拾圓
黑糖	四百八拾九萬八千八百七拾九圓	泡 盛	四拾六萬貳千百拾五圓
分密糖	四百參拾貳萬參千八百七拾五圓	蔬 菜	參拾貳萬八千拾五圓
白下糖	五拾八萬四千貳百四拾貳圓		

水產物	百五拾壹萬六千貳百九拾壹圓	林產	貳拾五萬七千四百壹圓
帽子	六拾壹萬壹千參百參拾圓	疊表	拾貳萬八千參百拾八圓
絹綿上布	五拾五萬五千八百貳拾壹圓	漆器	九萬四千貳百貳拾五圓

輸移入調

米	六百拾四萬參千七圓	綿糸	參拾壹萬六千七百七拾七圓
絹綿布	百五拾七萬六千六百六拾五圓	藥品	貳拾九萬六千二百九拾七圓
金物	百拾五萬八千貳百五拾七圓	機械油	貳拾五萬四千貳百圓
煙草	九拾七萬八千貳百九拾壹圓	精糖	貳拾四萬八千百貳拾五圓
肥料	九拾貳萬八千五百貳拾圓	履物	貳拾貳萬壹千貳百七拾六圓
大豆	八拾五萬四千七百四拾八圓	陶磁器	貳拾萬六千八拾九圓
石油	七拾六萬壹千九百五拾貳圓	干魚	拾九萬壹千貳百八拾圓
茶	七拾六萬貳百九拾六圓	菓子	拾八萬貳千五百四拾四圓
林產物	六拾七萬參千六百六拾六圓	メリヤス	拾六萬九千六百五圓
素麵	五拾五萬參千七百四拾貳圓	文具	拾五萬八百貳拾貳圓

最近十ヶ年那覇港輸移出入調

麥粉	四拾八萬五千七百八拾七圓	和紙	拾貳萬貳千六百七拾七圓
種子油	參拾八萬八千五百貳拾參圓	ビール	拾萬八千四百七拾七圓
石鹼	參拾貳萬參千〇貳圓	硝子器	拾萬六千八百五拾五圓

年次	種別	輸移出	輸移入	輸移出超過	輸移入超過
大正十年		二〇,三五二,七一九 ^円	一九,二七一,五六二 ^円	一,〇八〇,一九五 ^円	
同 十一年		一八,五〇一,〇四八	一七,〇〇九,〇四〇	一,四九三,〇〇八	
同 十二年		一六,四〇九,七八六	一八,〇四〇,〇三三		一,六三〇,二三七 ^円
同 十三年		一八,三六一,二九四	二二,九五八,九七六		三,五七七,六八三
同 十四年		一四,六六一,三六〇	一三,〇七二,八八一		七,四二〇,五二二
昭和元年		一六,九四〇,七四九	一四,八〇七,三五六		七,八六六,六〇七
同 二年		一五,三五七,九七四	一三,五七四,四三九		八,一五九,四三九
同 三年		一七,九二二,五四七	二九,二二六,一六四		一一,二〇六,六二七

同 四年	一六、九四、三五	二六、一四、五七	—	一一、三〇、一七
同 五年	一三、七三、四六	二三、九九、九四	—	九、二六、四五

備考 大正十年物價騰貴以來八ヶ年間平均輸入超過額七、五四三、四六七圓

二、金 融

銀行 現在縣下に於ける銀行は左の通りである。

- 日本勸業銀行那覇支店 那覇市東町(電話 四番 五番)
- 株式 第百四十七銀行沖繩支店 那覇市東町(電話 一四七番 四七番)
- 株式 沖繩興業銀行 那覇市通堂町(電話 二番 三番)

本縣銀行沿革概況 本縣に於ける銀行の創設は明治十六年鹿兒島に本店を有する**第百七十七銀行**が本縣の國庫金業務を取扱ふ爲め其の支店を那覇に設置せしを以て嚆矢と爲し、之と相前後して第五十二國立銀行設立せられしも開業後幾何ならずして破綻するに至つた。而して地元銀行としては明治三十一年十一月資本金貳拾萬圓を以て沖繩農工銀行が設立せられしを最初とし、超えて明治三十二年資本

金拾萬圓の國頭銀行を設立した又其翌四十年には資本金五拾萬圓の那覇商業銀行設立を見ると共に國頭銀行は解散して資本金七拾萬圓の沖繩共立銀行及資本金六拾萬圓の沖繩實業銀行が設置せられた。然るに聊か亂立の嫌ありし爲め大正八年沖繩共立銀行と沖繩實業銀行とは併合して資本金百五拾萬圓の沖繩産業銀行が成立するに至つた。沖繩農工銀行は設立後數次増資を行ひて資本金百參拾萬圓と爲し營業堅實にして業績はれつゝあつたが大正十一年四月二十五日**日本勸業銀行**に合併せられ當地には其の支店が設置された。大正七八年の財界好況は金融業者をして放漫貸付をなさしめたる結果當地銀行も亦多額の貸付金回収不能となり、業態殆んど破産に瀕せんとする窮境に陥りしを以て縣當局に於ては那覇商業・沖繩産業・沖繩三銀行の合同を劃策し大藏省及日本銀行等の指導援助の下に交渉一年有半を費し遂に徹底的整理の下に大正十四年九月十七日三銀行合同して資本金貳拾五萬圓を以て即ち唯一の土着銀行たる**沖繩興業銀行**を設立した。而して債権者の諒解を得て其の預金の一部切捨及株式振替をなし、昭和七年一月三十一日の株主總會に於て資本金を百萬圓に増資すべく決議した。増資實施後は本縣有力者の多數を株主として網羅するに至るべく且つ縣より運轉資金百萬圓を産業振興資金の中より融通を受け居るを以て漸次行務の進展を見るに至るであらう。同行は日本銀行より貳百五拾萬圓の特別融通を受け更に發展策として、銀行關係者に於て株式會社棧橋倉庫を設立し銀行と聯絡し

て入庫貨物に對し資金融通の道を講じつゝあるから整理の上は縣下の金融に貢獻すべく期待せられてゐる。

昭和六年度末に於ける三銀行業務状態は貸出高は九百九拾萬四千五百五圓、預金高壹千五拾八萬貳千四百拾參圓(内公金百貳萬九千七拾六圓、一般預金九百五拾五萬參千六拾七圓)である。

縣金庫 は勸業銀行那覇支店に於て取扱つてゐる。

日本銀行代理店 大正十二年四年預金制度改正により第四百四十七銀行支店内に於て那覇代理店として國庫事務を取扱つてゐる。

第四百四十七銀行代理店 名護町・平良町・石垣町の三箇所に代理店を置いて縣下の金融界に貢獻し、且三代理店は日本銀行代理店を兼ね大正十四年四月より沖繩縣支金庫の代理事務を執つてゐる。

沖繩興業銀行支店 は首里・名護・嘉手納・糸満・平良・石垣の六箇所にある。

産業組合の沿革 本縣の産業組合は明治三十四年那覇市に機業の原料購買及織物の販賣を目的とし沖繩購買販賣組合を設立せしを其の嚆矢となし、超えて明治三十七年に北谷信用組合(現存)の設立を以て農村組合の魁となしてゐる。爾來各市町村に續々設立せられ、幾多の變遷を経て昭和五年度末迄に設立總數百四十組合を算するも現在は六十餘組合、一聯合會がある。而して縣は産業組合の發達を期

する爲め大正六年度より専任職員(産業組合主事補)を置き大正十年度より獨立の豫算を以て産業組合監督獎勵費を計上し漸次組合數の増加に伴ひ、昭和三年度より更に主事補一名を増員して之が指導獎勵に努めてゐる。

産業組合聯合會 本縣産業組合事業上の系統機關として大正二年之を設立した。同會は最初縣廳内に事務所を置き單に信用事業と肥料の購賣斡旋をなすに止まつたが大正九年より砂糖の販賣事業、大豆粕の滿洲直輸入をなし、大正十五年事務所を旭町に移し而して業務進展を圖り産業組合中央金庫代理聯合農業倉庫業の開始により、昭和四年現在の通堂町に移り、昭和七年明治橋附近に鐵筋コンクリートの事務所並に肥料配合所を新築落成して之に移轉し順調に發展しつゝある。

産業組合中央會沖繩支會 大正十年産業組合の普及發達及聯絡を圖る目的を以て支會を設立し大正十一年度より専任主事補一名を置き昭和六年四月より更に一名を増員して縣は年々補助金を交付し組合の設立普及並に指導獎勵・講習會・講演會・協議會等を開催し而して斯業の發達に努めてゐる。

農業倉庫及聯合農業倉庫 大正十五年農業倉庫業法の改正に依り本縣産黑糖及白下糖が其の保管物に指定せられたるを以て縣は樞要の地域に倉庫建設を慫慂し、昭和二年度に國庫補助金四萬圓・縣費補助金六百參拾圓昭和三年度に國庫補助金七千圓・縣費補助金貳千五百圓合計五萬百參拾圓の建設獎勵費

を支出し聯合農業倉庫を那覇に設け其他伊江・金武・北谷・稻嶺等六ヶ所に倉庫を建設した。

産業組合概況(昭和五年度調) 組合数は信用四・購買二・信用購買二・販賣購買四・信用販賣購買二

十五・信用販賣購買利用二十六計六十三にして内、調査せる四十二組合の概況は左表の通りである。

種別	組合員數	出資		拂込濟		諸積立金	借入金	貯金	運轉資金
		口數	出資金	出資金	諸積立金				
調査組合四十二組	一三、九四	四、七〇	五〇四、三六五 ^円	三六、四七 ^円	一三九、一九〇 ^円	三六、七九 ^円	三五二、八四〇 ^円	一、三〇六、二六 ^円	
一組合平均	三三二	一、〇六六	一二、〇〇九	九、二〇〇	五、六九五	七、八六	八、七五二	三、一〇二	

種別	貸付金	販賣額	購買額	利用額	損益	利率	
						借入金貯	金貸付金
調査組合四十二組	六二、七〇二	四五、四九八	二五、九六	一一、四五六	四、九五三 △三、五五八	—	—
組合平均	二、八九七	一〇、七六	六、三三	二七	六九九	八〇〇	五九三 一、二九六

無盡業 縣内に於ける無盡業は大城無盡商會・那覇無盡株式會社・首里無盡株式會社の三社がある。大城無盡商會は其の設立最も古く明治三十年頃大城兼義(前貴族院議員)氏個人の發起によりて成りしもので大正五年一月一日無盡業法施行に際し同年七月二十日認可を受け、那覇無盡會社は最初大正二年

六月二十日沖繩貯金株式會社と稱して設立認可を得、大正六年六月十五日沖繩無盡株式會社と改稱し更に昭和七年六月那覇無盡と改稱した。首里無盡會社は大正十四年十月十六日いづれも設立認可を得た。昭和六年末に於ける三會社の組數は五百七十五、口數九千九百七十一給付金契約高參百拾壹萬四千百圓・掛金契約受入高參百貳拾壹萬六千六百六拾四圓現在迄給付濟高百參拾九萬百圓で財界不況の結果未收無盡掛金も相當にあつて各社共其の回収に努力しつゝある。

私營質屋 昭和五年度末現在縣下私營質屋は營業者百三十一人・口數九萬八千七百十六・金額拾七萬五千八百五拾四圓にして金利は最高年四割八分、最低二割四分である。

公益質屋 經濟界の不況に伴ひ庶民金融機關の缺乏と縣民經濟生活の實狀とは公益質屋設置の必要を痛感せる結果昭和五年度末現在にて縣内十二ヶ所の設立を見、資本金拾七萬五千圓、口數二萬六千八十四・貸付金拾壹萬八千五百四拾四圓にして、金利は最高一割五分・最低一割二分にして私營質屋とは著しき懸隔あるため其の利用業績頗る良好であるが何れも資金缺乏のため、十分なる融通の出來ないのを遺憾とする。本施設は實に貧民救助の良機關であつて、今後各町村に於ても續々設立を企畫すべきである。

第七章 財政

沿革 置縣當時に於ける縣民の公費負擔に就いては暫く舊藩の制度を踏襲し那覇、首里に在りては總て國庫支辨に屬し、間切島に在りては吏員給料のみ國庫給付を受け其他は間切島民之を負擔してゐた。明治二十九年沖繩縣區制施行され那覇首里兩區も吏員給料のみ國庫の交付とし其他は區民の負擔となるに至り、同四十一年區制の改正と共に沖繩縣島嶼町村制が施行せられ、茲に區町村自治の組織全く成りしを以て國庫交付金は全然之を廢し、區町村費は全部區町村民の負擔に屬せしめ、越えて同四十二年府縣制の施行を見るや縣民は縣費及區町村費を負擔するに至り爰に初めて他府縣同様一般公課の負擔を分任した。然るに此の急激なる負擔の加重は以て縣民を困憊せしむるの虞あるを慮り、政府は縣費補給金二十萬圓を毎年國庫より交付し、大正三四年頃削減せられて拾六七萬になつてゐたが其後亦貳拾萬圓に復活して現今に及んでゐる。

昭和七年度沖繩縣歲入歲出豫算

歲入經常部

第一款 地租附加稅

八九、九四三^円

第二款 特別地稅

二〇六、四〇二^円

第三款 營業收益稅附加稅

二二、一九三

第四款 所得稅附加稅

一四、二〇三

第五款 礦業稅附加稅

九六二

第六款 家屋稅

一五、三六〇

第七款 營業稅

一八、五〇〇

第八款 雜種稅

七四、八九二

第九款 財產收入

二六、二一〇

第十款 使用料及手數料

二六、四四五

第十一款 警察費下渡金

五、八九六

第十二款 雜收入

一七〇、四三三

經常部計金

一、三三、三四九

歲入臨時部

第一款 繰越金

一〇、〇〇〇^円

第二款 國庫補助金

一七、三六一

第三款 寄附金

三九、六二〇

第七章 財政

第四款 縣費補給金

二〇〇、〇〇〇

第五款 興行銀行償還金

二六、八六七

第六款 鐵道會計戻入金

二、一〇〇

臨時部計金

四五、九六六

歲入合計金

一、六三、三七七

歲出經常部

第一款 神社費

七^円

第二款 會議費

一七、一五五

第三款 縣職員費

四七、八六三

第四款 警察費

三三、四三三

第五款 警察廳舍修繕費

一、三九

第六款 土木費

七四、六五〇

第七款 教育費

四一、〇三〇

第八款 衛生及病院費

四三、六四

第九款 勤業費

三九、八九五

第十款 社會事業費

二二、三四

第十一款 兵事諸費	五五	第五款 勸業費	一五、五七
第十二款 選舉費	七	第六款 教育補助費	二四、三九
第十三款 財產費	二、九三〇	第七款 衛生補助費	八、六一
第十四款 縣稅取扱費	二四、八四	第八款 勸業補助費	一七、九五
第十五款 地方改良費	一、六七〇	第九款 地方改良補助費	八、六
第十六款 那霸港灣費	四、六六	第十款 統計補助費	四、一四
第十七款 市町村吏員懲戒審查會費	一	第十一款 特別會計補充費	三三、八六
第十八款 豫備費	一〇、〇〇〇	第十二款 特別會計戻入金	五、五八
經常部計金	一、二六、一四	第十三款 縣債費	七、〇九一
歲出臨時部		第十四款 縣稅整理費	八、八三
第一款 警察廳舎建築費	五五	第十五款 造林費支出高	一〇、六六
第二款 土木費	六四、四〇〇	第十六款 家屋賃貸價格調査費	四、四三
第三款 教育費	三、〇二六	臨時部計金	四七、一七二
第四款 衛生及病院費	三、九九〇	歲出合計金	一、六三、三三七

市町村歲入 (昭和四年度決算)

市町村稅	一、四八一、〇九〇 ^円	寄附金	九三、九四二 ^円
財產收入	一五九、五二〇	財產賣拂代	一三、〇六四
使用料手数料	一一三、七四三	繰入金	一〇二、三九五
國庫下渡金	八四二、一七六	夫役現品	九、五七二
雜收入	一七四、二九三	市町村債	三五九、九五六
繰越金	六四〇、六四九	其他	一、二二〇、二三〇
交付金補助金	一〇二、二四〇	計	五、一八二、八七〇

市町村歲出 (昭和四年度決算)

役所役場費	五六八、九九九 ^円	市場費	五、一一三 ^円
會議費	二六、一九三	警備費	八、三七〇
土木費	一一二、四五五	公園費	一、〇一六
教育費	一、九四九、五八六	補償費	四一、九〇七
衛生費	八九、九六六	公債費	一三五、一八五

勸業費	四三、三三九	産業振興資金	一、二七一、九一六 _円
諸税及負擔	四七、〇七四	時報費	四六五
雑支	一四〇、六三七	訴訟費	九二五
基金積立	五〇、二一一	自作農創定資金	五九、〇八二
寄附及補助	八六、七〇七	地方改良費	三、七三五
財産費	二四、五四九	其他	五三、四二八
社會事業費	一四二、八九二	計	四、八六三、七五〇

古琉球の税制 古へは一定の租税なく唯有事の時に費用を賦課し即ち人頭を廻らして尺度となし其の一束を貢稻米としてゐたが、後年に至り國中男女毎年一束を納貢すること定制になつたといふ。

沖繩の税制は島津氏の征繩後土地の丈量と共に初めて確立せられ、地租・人頭税・物産税・船税等の種別が出来た。幼稚なる經濟社會にあつて地税が租税収入の全部を蔽ふは各國其の軌を一にしてゐる。慶長十四年征繩の役終るや薩藩は竿入奉行上井里兼等十四人其他吏員百六十八人を琉球に遣はし全島の土地を査檢し翌十五年三月檢地帳二百七十餘卷の調製を見、更に宮古・八重山・大島をも丈量して租税の法を定めた。丈量竿は六尺五寸を一間とし貳間竿を使用し、丈量法は十字法に依つたのである。

而して檢地の結果總草高八萬九千八十六石を國王の知行と定め草高一石に付租米九升二合を課せられた。慶長十九年島津氏は琉球國王の收入を五萬石とし、其餘は之を諸臣に分與せしめ猶ほ剩餘あれば王の雜費に充用せしめた。然るに當時の取扱を見るに貢租の總額は檢地以前の儘に据置き、之を石高に割當て、税率を算出したので各村の税率區々にして公平を缺く所があつた。是れ當時は團體を單位として課税した爲めである。寛永十二年薩藩は御朱印高不足の理由を以て更に其の補充として草高六千百十九石及び上木高千六百七十九石を増加し合計九萬八百八十三石餘の目錄を交付した。享保七年薩藩は耕作増加を豫想して増税を行はうとしたが國費窮乏の故を以て延期を請ひ寛永十二年盛増高の半額を加へ合計九萬四千二百三十石に更定し而して廢藩置縣に及んだ。

地租の附加税に賦米・荒缺米・掛増米の三種があり、明治四年薩藩の廢止となり政府の直轄となつたので之を總稱して重出米と呼んでゐた。賦米は政廳より薩藩に納めんが爲めに徴收するもので高一石に付一升五合宛であつた。荒缺出米とは荒蕪地等のため税米不足につき徴收したものであり、掛増米は一に盛増米とも稱し、享保七年増高の結果増加したものである。

税品の種類は米・麥・大豆であつたが不足の場合は粟・粟粃・黍・黍粃・白大豆・本大豆・小豆・白篇豆・菜種・砂糖・眞綿の十一種を以て代納を許し又特に藩廳の許可を得るときは代金納が出来るの

であつた。

人頭税は寛永十四年宮古・八重山の人員を調査し從來本島と同制なりし貢租を改正して課したものである。萬治二年藩廳は吏員を派して其の納額を定め一部は粟納、一部は反布納とし明治三十六年地租條例の施行に依つて此の幼稚不公平なる惡税は消滅した。物産税は一に浮得税と稱し、檢地帳に上納物と稱し各間切毎に調査した芭蕉・唐芋・九年母等十一種の植物及鹽屋等十五種の物件に課した租税である。船税は山林取締を目的とし藩庫の一財源に充當してゐた。夫役税は夫役錢又は夫賃と稱し、實役に服せしむる代償として徴收する租税で古來藩廳に於て必要に應じて夫役を課してゐたが本島に於ては二百五十年前、先島に於ては二百年前より金錢を以て勞役に代へしむることになつた。徵税法租税は一間切を單位とし、地頭代をして完納の責任を負はしめ、若し滞納未進ある時は之を詰責し間切をして辨償せしめてゐた。故に間切に於ては各村に之を賦課し村は更に與に負擔せしむるの制にて今日の如く滞納や缺損はなかつた。

現行税制施行 我國地租徵收の方法は明治初年迄全國各舊藩で制定せられし標準に據つてゐたが斯くては同一國內に於て寛苛輕重其の宜しきを得ざるを以て、明治六年七月地租改正法の上諭を頒布し給ひ而して公平劃一となるに至つた。然るに本縣地租の改革は之が根本たる土地制定の整理を斷行するに非ざれば之を實施すること能はざるを以て明治三十二年沖繩縣土地整理法を實施し、同三十六年一月一日より宮古・八重山、同三十七年一月一日より他の二市三郡に地租條例及國稅徵收法を施行するに至つた。

猶ほ本縣に於ける印紙税・賣藥税は明治二十九年十一月一日より之を施行し、相續税・營業税は同三十年一月一日より、砂糖消費税は同三十八年四月一日より、酒造税は同四十一年十月一日より、織物消費税は三十八年四月一日より、所得税は大正七年四月一日より之を施行した。

稅務署の設置 本縣收稅事務は以前知事の監督にして收稅署と稱し、之を各郡區役所内に設置してあつたが、明治二十九年十一月一日官制改革の結果縣の所屬を離れて大藏省の直轄となり、那霸稅務管理局新設の下に那霸稅務省・首里稅務署（首里及中頭を管轄とす）・國頭稅務署・宮古稅務署・八重山稅務署を設置し、明治三十五年十一月五日稅務管理局を稅務監督局と改稱し、那霸局は鹿兒島稅務監督局に合併して縣内各署共其の管下に屬し、同時に首里稅務署を那霸稅務署に併合し初めて高等官の稅務官を配置せられ後職名を司稅官と改稱せられた。

國 稅（昭和五年度）

種別	税別	
	地租	所得税
収入額	一七、七三九	一三、六三三
調定額	一九、七、六一	一三、二六四、一三〇
種別	營業	營業
收入額	一三、五九三、三七二	二、八七九
種別	營業	營業
收入額	一、四九三、一〇〇	六、四七二、三〇〇
種別	酒	酒
收入額	二、九〇三、二〇九	二、五九、〇二二
種別	酒	酒
收入額	二、五三三、四七三	二、五三三、四七三
種別	糖	糖
收入額	二、七二、三三二	二、七二、三三二
種別	其他	其他
收入額	四、五六、八五七	四、五六、八五七
計	計	計
計	計	計

本縣諸稅負擔額 (昭和五年度)

直接國稅	縣稅	市町村稅	計	一戸平均負擔	一人平均負擔
四四、四五五	七四、〇七二	一、四九三、五〇三	二、五九八、〇三〇	三、三七	四、五四

沖繩縣振興計畫

調査會設立迄の經過

本縣疲弊の遠因 沖繩は帝國の南陔に位し、交通不便土地狹小にして人口稠密なるのみならず、古來經濟貧弱にして漸く海外貿易の利潤を以て公帑を補つてゐるが、慶長以來貿易の利益は壟斷せられ、

島民は過去二百年間苛斂誅求に泣き僅に藩黨の二作物に依りて生命を繋いで居る有様であつた。

明治十二年廢藩置縣の結果、一視同仁聖代の恩澤に均霑するに至つたが、政府は此の歴史的疲弊困憊せる縣民を經濟的に開發匡救すべき何等の方策を講ずることなく年々斯かる窮島の疲民より數百萬圓の國稅を徵收せるに拘らず、他府縣の如き國家的施設なきを以て本縣經濟は坂を下る車の如く遂に蘇鐵地獄に陥り、然かも大正十二三年以來糖價の慘落に比し諸物價昂騰を續けしに依り縣民の生活は急轉直下忽ち危機に瀕するに至つた。

産業助成施設 爰に於て大正十三年知事龜井光政氏は此の窮狀を打開すべく産業十年計畫を樹立して時の政府に陳情し、其の援助を受くるに至つたが大藏省に於て之を五ヶ年に短縮し經費も著しく削減せられ、即ち大正十五年度より沖繩縣産業助成費の支出を見し之と共に昭和三年度より糖業改良獎勵費の交付を受け以來各種産業の開發に關し着々實績を挙げつゝあるが、不景氣の深刻化せる上其の助成期間の短かりしと金額亦豫期の如くならざりし爲め十分なる効果を齎らすに至らざるは頗る遺憾とする所である。

根本的振興計畫の樹立 此の時に際し現令伊井野次郎氏は昭和五年八月任を本縣に受け親しく縣民窮乏の現狀を憫察し、奮然蹶起根本的に本縣經濟の建直しを行ひ、現在他府縣の三分の一に過ぎざる生産額を全國平均に引上げべく、即ち十五ヶ年を期して本縣振興の計畫を樹立し、一方振興計畫促進期

成會を組織し、其の協力援助と相俟ちて若槻内閣に猛運動を開始し、日夜肝膽を砕き心血を注いで之が實現に奔走し涙ぐましい程の活動を續けられたが、幾多の迂餘曲折ありて昭和七年度には實現を見るに至らず遂に調査會を設置すべく内定せる矢先、昭和六年十二月若槻内閣は總辭職して犬養内閣の成立を見、本縣振興計畫も亦新規時直しに閣僚の諒解運動に邁進することになった。幸にして首相以下各省官僚の同情に依り調査會費は壹萬圓に確定せられ、四月内務省議に上提すべき豫定の處、突如同月十五日犬養首相の凶變に遇ひて政友會内閣は總辭職となり、四月二十五日齊藤内閣が成立した。此に於て三度振興計畫の折衝運動を開始せざるべからざるに至つた。然るに井野長官は終始一貫此の重大使命の遂行に向つて不眠不休の大活動を繼續せられ一方亦舉縣一致の猛運動に依りて今や國費多端の折柄、齋藤首相を始とし閣僚の認むる所となり愈々昭和七年八月内相を調査會長とし委員二十餘名の顔觸れも決定せられ、九月に調査會を開催して昭和八年度豫算に計上實施せらるゝ見込になつてゐる。縣民たる者長官の熱誠に感激して協力一致之が實現を期すると共に一面亦精神立縣の意氣を作興して永遠に郷土の發展に奮勵努力しなければならぬ。

諸て振興計畫の内容を窺ふに本縣特有の天恵を利用して農業・水産・林業・畜産・工業の各産業並土地改良・道路橋梁・港灣・治水・鐵道・保健衛生等の各項目に亘つて施設をなすものにて其の經費は本縣に於ける國庫收支計算の超過額を標準として支給を受け、現在四千貳百餘萬圓の生産高を十五ヶ年後には壹億圓に到達せしめようとするのである。愈々調査會にて審議を遂げ政府の提案によつて議會の協賛を経る段取になるので未だ豫測を許さないのであるが左に井野知事案振興事業理由並内容の一斑を掲げることとする。

振興計畫理由

琉球ハ南海ノ僻陬ニ孤立セル一小王國內ニ産ヲ興シ外ニ雄飛シテ自ラ開拓スルノ外途ナク時ニ或ハ日本本土ト貿易ヲ求メ夙ニ敢テ明ノ冊ヲ承ケ通商ノ策ヲ畫スルカ如キ苦心慘憺纔ニ王國ノ體面ヲ維持シ來リシナリ

慶長年間一旦島津氏ノ征服スル所トナリ其ノ附庸トナルヤ民ハ内ニ生産ノ搾取ニ遭ヒ外ニ貿易ノ實利ヲ壟斷セラレ自由飛躍ノ樂ヲ奪ハレ其ノ壓制誅求ノ下ニ呻吟スルコト實ニ三百有餘年其ノ間民ハ老若男女、其ノ一生ハ薩摩ノ爲メニ存シ自ラヲ顧ミルノ違ナシ、喰フニ食ナク購フニ貨ナク極度ニ疲弊セル民ハ甘諸ノ普及ヲ計リ之ヲ唯一ノ糧ト爲シ砂糖ノ製法ヲ習得シ之ヲ唯一ノ貨物トスルノ已ムナキニ至リタルハ思フタニ戰慄スヘキモノアリ、同情ノ念禁スル能ハサルナリ、更ニ其ノ精神状態ニ至リテハ思半ニ過クルモノアラム

斯クシテ時勢ハ推移シ世ハ明治ノ御代トナリ其ノ五年朝廷ノ藩國トナリ茲ニ全ク薩摩ノ羈絆ヲ脱スルト共ニ長キ桃源ノ迷夢ヨリ醒メテ皇化ニ霑フニ至リタル洵ニ感激ニ堪ヘス、民ノ幸福之ヨリ大ナルハナシ

明治十二年始メテ縣ノ名稱ヲ受ケ益々一視同仁皇恩ニ均霑スルニ至レリ、名ハ即チ縣ナリト雖モ實ハ即チ搖籃ヲ離レタル一嬰兒ナリ、其ノ養育、保護ヲ俟テ始メテ他日有爲ノ士トナルヘカリシナリ、朝鮮・臺灣・北海道ノ如キ皆然ラサルナシ獨リ沖繩縣ニ關スル限り爲政者識者共ニ事茲ニ出テス其ノ内容ノ充實ヲ顧ミス徒ニ制度ノ改廢自治權ノ確立等形式ノ整備ニ餘念ナク其ノ實ヲ忘レタル洵ニ恨事極リナシ

明治四十二年府縣制ノ施行、大正九年特別制廢止ノ如キ一面自治權ノ確立ヲ見タリト雖モ他面ニ於テ縣民ヲシテ其ノ負擔加重ノ苦ニ泣カシム

思ヘハ沖繩縣ノ産業ノ不振、經濟ノ逼迫セル洵ニ故ナキニアラス其ノ産業組織・經營方法・極メテ單純ニシテ然モ幼稚、其ノ生産額ノ如キ全國平均三分ノ一ニタモ及ハサルナリ

遠ク日清戰爭ヲ始トシ日露、世界大戰ハ經濟界ニ變動ヲ來シ糖價ノ暴騰ハ縣民生活様式内容ノ變化トナリ移入超過ノ因トナレリ。糖價ノ暴騰ハ一場ノ夢、反動忽チニシテ來リ年々八萬圓ノ移入

超過ハ公租公課ノ負擔加重ト共ニ縣民經濟ノ脅威タリ個人經濟ハ勿論公共團體ノ財政茲ニ全ク行詰リ縣財政ノ如キ縣民ノ福利増進ノ爲メニ費シ得ル金額僅ニ一人當リ拾圓ニ足ラス全國平均ノ三分ノ一ニタモ及ハサルハ遺憾ノ極ナリ

縣民生活ノ如キ其ノ程度他府縣ト比スヘクモアラス、更ニ衛生狀態ニ至リテハ未タ全ク改善セラレス慢性的疾患「マラリア」・「フエラリヤ」・癩・結核ハ其ノ威ヲ逞フシ「チフス」・「アミーバ赤痢」亦全國ニ其ノ比ヲ見サルノ狀態ハ縣民ノ衣食住ト相俟ツテ其ノ體格ヲ低下セシムルカ如キ洵ニ由々敷慘事タリ

本縣民ヲシテ昭和ノ御代ニ日本臣民トシテ生レタル光榮ヲ感シ聖澤ニ浴セシムルハ實ニ識者・爲政者ノ責務タラサルヘカラサルヲ痛感ス

沖繩縣ハ他ニ類例尠キ天惠ヲ有シ、地味又不良ナラス沖繩本島ヲ始メトシ宮古・八重山ニ豐饒ナル多クノ開墾適地ヲ有シ各般ノ産業ニ適ス、其ノ天惠ヲ利用シ其ノ地ノ利ヲ盡スニ於テハ本縣ノ振興期シテ俟ツヘキモノアルヲ疑ハス沖繩縣ニ對シ世人往々一知半解、或ハ誤傳ヲ信シ何等ノ光明ヲ認メス甚タシキニ至リテハ毒蛇・毒蟲ノ棲息スル忍フ能ハサルノ地トナシ捨テ、顧ミス唯一笑ニ附スルカ如キモノアルハ誠ニ沙汰ノ限リナリ

昭和元年以來政府ノ助成ヲ得テ各種産業ノ機關ヲ設ケ或ハ試験ニ或ハ獎勵ニ努メツ、アリ其ノ成績觀ルヘキモノアリト雖モ未タ以テ根本的治療ヲ施シ本縣ノ振興ヲ計ルニ足ラス、茲ニ根本的ニ本縣振興ノ計畫ヲ樹立シ十五ケ年ヲ期シ産業ニ、土木ニ、衛生ニ其ノ施設・改善、改良ノ實ヲ舉ケ其ノ生産額ヲ高メ他ト同一ノ地位ニ置キ以テ聖代ノ惠澤ニ浴セシムトス其ノ之ヲ實現スル元ヨリ縣ノ能クスル所ニアラス

茲ニ於テ北海道拓殖計畫ニ準シ本縣ニ於ケル國庫ノ收入支出ノ差額ヲ十五ケ年間還元スルノ恩典ニ浴シ以テ此ノ計劃ノ遂行ヲ期スルハ實ニ本縣民ノ熱望シテ止マサル所ナリ

振興事業概要

昭和八年度以降十五ケ年間に支出すべき振興事業費豫定總額は七千參百九拾九萬八千四百七圓にして其の内容左の如し。

産業費	參千四百四拾貳萬四千貳拾圓
糖業獎勵費	九百參拾參圓貳千六百九拾圓
普通農事獎勵費	貳百七萬參千五拾圓
農事試驗場費	參百四拾四萬四千八百六拾貳圓

水産業獎勵費	百拾五萬貳千貳百五圓
水産試驗場費	百七拾貳萬四千九拾五圓
林業獎勵費	五百貳拾四萬貳千九拾四圓
林業試驗場費	拾壹萬壹千七百參拾四圓
蠶絲業獎勵費	貳百參萬六千百拾圓
蠶業試驗場費	六拾萬六千參百七拾參圓
畜産獎勵費	百八拾貳萬參千貳圓
種畜場費	八拾九萬九千八百五拾五圓
獸疫血清製造所費	七拾貳萬四百七拾圓
工業獎勵費	百七拾五萬參千參百五拾五圓
工業指導所費	八拾八萬四千六百壹圓
副業獎勵費	百貳拾七萬五千六百五拾九圓
販路擴張費	百參拾四萬參千四百六拾五圓
土地改良費	壹千五百七拾貳萬八千四百拾五圓

新版沖繩案内

一一八

道路橋梁費	五百九拾四萬四千五百圓
港灣費	七百參拾八萬七千圓
治水費	四拾四萬圓
鐵道費	貳百五拾八萬圓
保健施設費	貳百六拾七萬貳千九百八拾六圓
調査費	貳拾九萬七千參百圓
航路改善費	參百拾六萬圓
産業振興資金利子補給金	百參拾六萬四千百八拾六圓
計	七千參百九拾九萬八千四百七圓

第八章 産業

一、概観

昭和四年度縣統計に據ると縣民の職業別現住戸口は大略農業八萬三千五百戸(四十二萬人)工業八千戸(三萬三千人)商業六千戸(二萬七千人)水産四千五百戸(二萬三千人)鑛業(一千人)で農業は全體の八割強を占めてゐる。猶ほ此等の生産額を比較すれば

農産	貳千百參拾貳萬七千圓	鑛産	四拾貳萬圓
工産	貳千拾九萬四千圓(砂糖ヲ含ム)	計	五千五拾九萬貳千圓
水産	參百九拾參萬壹千圓	一戸當	四百參拾八圓
畜産	貳百八拾九萬壹千圓	現住一人當	九拾圓六拾錢
林産	百八拾貳萬六千圓		

であるが、之を他府縣に比較すれば驚くべき貧弱といはねばならぬ。更に各種目に依つて細別して見ると、

農産 貳千百萬圓中主要食糧たる甘藷が約三萬町歩で九百七拾參萬圓、砂糖の原料たる甘蔗が一萬九千町歩で七百參拾參萬圓、米が六千町歩で百四拾貳萬圓(五萬六千石)、大豆が四拾九萬圓、大根が貳拾六萬圓、麥が貳拾壹萬圓、蠶豆が拾參萬五千圓、七島蘭が拾貳萬五千圓、甘藍が拾壹萬五千圓で、拾萬圓以下のものでは、粟八萬圓、豌豆七萬圓、柑橘類六萬圓、青芋五萬五千圓、西瓜五萬圓、小豆五萬圓、牛蒡五萬圓、薯蕷四萬圓、胡蘿蔔四萬圓、黍參萬六千圓、バナ、參萬圓、葱參萬圓、綠豆・菜豆參萬圓、水芋參萬圓、冬瓜參萬圓等、蠶繭絲が拾八萬五千圓である。

工産 は貳千萬圓中砂糖が筆頭で約壹千貳百萬圓に上り(内黑糖七百五拾萬圓、分蜜糖四百萬圓、白下糖四拾五萬圓)次に泡盛が貳百拾貳萬圓、織物類が百參拾萬圓(内綿織物六拾六萬圓、上布四拾五萬圓、絹織物拾六萬圓、芭蕉・麻其他貳拾萬圓)バナマ帽子が百萬圓、樽桶五拾萬圓、漆器が貳拾七萬圓、疊表が貳拾參萬五千圓、醬油が拾五萬圓、澱粉が九萬圓、味噌が七萬圓、瓦・土管・煉瓦が七萬六千圓になつてゐる。

分蜜糖は沖繩製糖會社が島尻・中頭・宮古の三郡に四箇所の工場を經營して二十六萬擔を生産する外、大日本製糖會社が大東島に於て十萬餘擔製造してゐる。而して黑糖と白下糖とは縣下の農家が殆ど四千個所の在來製糖場で舊式製糖方法に依り小規模の經營をなしてゐるのである。

水産 四百九拾萬圓中鯉節が百參拾九萬圓、鮪節八萬圓、鰺參萬圓、鱈壹萬貳千圓、製鹽貳拾壹萬圓、他の水産製造物が參萬八千圓、其他漁獲物貳百拾七萬圓で前途猶ほ洋々たるものがある。

畜産 貳百九拾萬圓中豚豚五拾萬參千圓で産牛拾壹萬六千圓、産山羊七萬七千圓、産馬六萬圓で屠肉が百四拾貳萬圓、家禽が參拾萬圓、産卵が參拾萬圓、牛乳が拾貳萬圓になつてゐる。

林産 百八拾萬圓中用材が七拾五萬圓、薪炭拾貳萬五千圓、木炭八萬圓、竹材參萬五千圓、造林用苗木八千圓等である。

鑛産 四拾貳萬圓中燐鑛が拾七萬圓、土石類拾五萬圓、石炭九萬六千圓であるが、ラサ島より採掘してゐた燐鑛も今では殆んど採取し盡されて事業中止の状態になつてゐる。石炭は八重山西表島より發掘してゐるが鑛脈猶ほ豊富である。

將來の産業 藩政時代は道路に並木、山野部落等に抱護、海岸に潮垣、山地に猪垣イヌガキを設けて風害等の除去に注意を拂つたものであるが今日に於ても本縣農政上此等の施設を復活維持し更に新に農地防風林を造成すると共に灌漑排水施設をなすは實に喫緊の急務にして之を實現せば生産の倍加すること左程難事ではあるまい。猶ほ從來の産業は換金作物たる輸移出品にのみ着眼せられてゐるが、今後は縣内需要品たる米・茶・大豆・柑橘等を栽培して移入防遏に努むると共に藥草・果樹・觀賞用花卉等、

熱帯・亞熱帶的副業作物の選定に留意し、且織物其他能ふる限り自給自足の方策を樹立しなければならぬ。

二、農 業

1 沿 革

「農は國の本」で沖繩に於ても古來爲政者は農政に重きを置き周到なる注意を以て之が奨勵に努めてゐたのである。アマミキヨ時代、麥・粟・黍・菽初めて久高島に生じ、稻は玉城の受水・走水及び知念の三穂田に試作して國中に廣まるやうになつたといふ。それで昔から國主は毎年二月麥の穗祭に久高島へ、四月稻の穗祭に知念・玉城へ行かれ嚴かなる祭典を舉げて居られたが、延寶元年(皇紀二三三三)國相向象賢の建白に依り經費節減の趣旨によつて代官を派遣せらるゝに至つたといふ。

五百數十年前察度王未だ野に在るの時牧港に來舶せる本土の商船より鐵塊を購つて耕具を造らしめたとあり、文中元年(皇紀二〇三三)王、明主の招諭に應じて通交をなせしより彼國の文物を移入し、以來農業の状態も漸次進歩するに至つたであらう。然るに當時三山分裂して、戦亂が絶えなかつたので弘和三年明主は使を遣はし「三王兵を息めて農を勸め、以て民を養へ」と諭す所があつた。是れ今日に

於ても「黑白鬭争を息めて農を勸め、以て民を養へ」と進言する所以である。尙巴志が三山を統一して天下太平に歸せしより久しく斷絶したりし本土との交通を復活し、之より海外貿易も亦盛大に趣いたので農作物の名稱に、唐・大和・南蠻・高麗等の名を冠するものが多くなつた。尙眞王(皇紀二一三七立)時代は琉球の黄金時代とも稱すべく、田畑の境界を正し、貢納を改め、疏水を開くなど農務を奨め、其子尙清王亦農事の改良に努むる所があつた。慶長十年甘藷渡來後漸次國中に廣まるに至つて遂に主要食糧となり、甘藷と共に二大作物となるに至つた。而して本縣の溫度・雨量・土質等は最も藪蔗に適してゐるのである。

農政機關 寛永二年(皇紀二二八五)尙豊王代算用奉行を置いて農務を兼攝せしめたが、寛文九年(皇紀二三二九)尙眞王代別に高奉行を置いて田畑を管理し兼ねて貢船貨物を管せしめ、百年後明和三年(皇紀二四二六)尙穆王代田地奉行を任命して専ら農政を司らしめた。其の職掌は(1)田畑農作報告(2)工藝作物の植栽(3)開墾地の測量(4)災害地免租賦課更正(5)河川・橋梁・道路の修理(6)牧場取締(7)耕作物の收穫取締(8)備荒貯蓄(9)農務帳の實施等であつた。農務帳は享保九年蔡温時代に編纂したもので地面格護(國土保安)農事手入(農場管理)耕作致源(耕作互助法)貯(貯蓄)土木仕立耕作當勤方の六項に分ち農民の金科玉條として準據すべきものである。

地方機關としては各村(字)に耕作當を置いて農事の係員となし、掟役之を監督し、更に間切には地頭代(村長)の下に總耕作當を置いて間切中の總監督をなさしめ、中央政廳より派遣の檢者・下知役之を督勵してゐた。藩政時代は家屋建築の制限、屋敷・墓地の制限、牛馬屠殺の制限、地目變換の禁止山野開墾の禁止、伐木の制限等嚴重であり、棕櫚・櫨・唐竹・マチク・椿・楮・ヤラボ・梯梧・茶・蘭等特用作物の栽植に就いては臺帳を設けて記入せしめ、調査報告を命する等積極的獎勵も尠くなかつた。

土地制度 土地の種目には(1)百姓地(2)地頭地(3)オエカ地(間切役人俸祿地)(4)ノロクモイ地(5)仕明知行地(士族の開墾地)(6)仕明請地(百姓シアケ)(7)請地(百姓より返還して士族に譲與したもの)(8)拂請地(御手入處分地にて具志川・北谷兩間切にのみありきといふ)(9)屋敷地(10)墳墓地(11)浮得地(12)山林原野である。百姓地は私有及賣買を禁じ、村(字)内の人口及貧富を參酌して賦課配當し、四五年乃至二三十年に至つて更に之が割替を行つてゐた。之を地割替といふ。之は民に貧富の大差を生ぜず、土地を有せざる農民なき等、當時の社會政策として長所もあつたが、一面亦土地を愛護するの念慮に缺け、隨つて農業の改善進歩を促進することが乏しかつた。「所有權といふ魔の手が觸るれば砂礫も黄金に化す」といへるアーサーヤングの言味ふべきにあらずや。仕明地とは開墾地のことで、慶長役後二重の搾取

に農村著しく疲弊し到底從來の土地のみの生産にては浮ばれなかつたので薩藩の許可を得て寛文八年(皇紀二三二八)より貞享四年(皇紀二三四七)迄二十一年間各餘力あるものに開墾を許した。其の結果祖先傳來の山林は忽ち荒廢に歸してしまつたので藩廳は驚いて之を禁止し、已に仕明けた土地は之を個人有となして賣買を許し、且租税も極めて薄くした。慶長十四年薩藩は琉球全島の土地を査檢し其後百十餘年を経て享保七年更に檢地を命じたが疲弊のため之を果さず漸く元文二年に着手し寛延三年迄十四年間の歲月を費して之を完了した。

寶曆九年に至り租税は新臺帳によつて賦課せられ置縣後迄續いたが明治三十三年四月沖繩縣土地整理法を實施し同三十六年十月完了し此に初めて土地の所有權が確立した。之より農業は著しき發達を遂ぐるに至つたが土地の評價不公平にして他府縣に比し均衡を失せるものありて農民の負擔過重となり今猶ほ之が改正の急務を訴へつゝあるの状態である。前述の歴史的關係により本縣の農家は大地主少なく概して小規模なる自作農が多い。土地整理後は多少土地兼併の風も行はれたけれども之を他府縣の状態に比すれば著しく自作農が多い特徴を有つてゐる。之を昭和四年度統計によつて見るに農家戸數八萬六千六百四十一戸中自作五萬七千六百四十九戸(六割七分強)自作兼小作二萬一千三百九十二戸(二割四分強)にして純然たる小作は僅に七千六百戸(八分七厘)に過ぎない現状である。而して本縣

の土地總反別は二十一萬六千餘町にして内民有地十六萬八千七百餘町歩、官有地四萬二千六百餘町歩で之を種目別にすれば民有租地の内、田が八千九十八町歩、畑が五萬七千町歩、宅地が四千五十町歩、山林が六萬四千四百町歩、原野が三萬八千餘町歩、雜種地六千八百餘町歩になつてゐる。今田畑合計六萬五千餘町歩を總地積に比すれば約三割強に當り、之を農家戸數に配當すれば一戸當り約七反に當つてゐる。

2 重要農作物及び特用作物

甘藷 慶長十年(皇紀二二六五)野國總管が初めて南支那より種苗を持歸り後、儀間親方眞常之を國中に播布した。本縣は古來風旱の災害多く五穀稔らずして屢々饑饉に陥り然かも交通不便なる絶海の孤島なるを以て食糧輸入の途なく餓死するものも多かつた。然るに甘藷渡來してより五穀の補助となり百四、五十年後首里の人周氏金城和最之が栽培法を改良して二毛作を奨励し遂に島民の主要食糧となつて今日の如き人口の繁榮を見るに至つた。(人物略傳、總管の項参照)

甘藷渡來前は飢饉と疫癘流行のため人口は一進一退の状態であつた。今其の人口増加の経路を見るに、四百六七十年前第一尚氏時代迄は僅に七、八萬人に過ぎなかつたが其後慶長十年(二二六五)野國總管が甘藷を移入せしより食糧の充實と共に人口著しく繁榮し之より百餘年後蔡温時代に至つては最早

人口二十萬人(首里・那覇三萬人、田舎十七萬人)といふ盛況を呈してゐる。蔡温は獨物語の中に「自今以後十萬二十萬繁榮相増し都合三四十萬に相及び候とも御政道の本法(自給自足)を以て相治め候はゞ人居(人口)相増し次第衣食も出來絶えて不足これなく御藏方(公庫)緩ユルと相濟み申す積りに候」といつてゐる。二百年後の今日已に三倍の六十萬人(在海外者合せて)を突破せる實狀を聞いたら地下の蔡温も吃驚するであらう、是れ食糧充實の賜にして甘藷の傳來に負ふものが多い。今日では甘藷作付反別凡そ三萬町歩、收穫高一億二千萬斤、價格九百七拾萬圓といふ盛況を呈し、農作物中其の右に出るものがない。本縣は氣候風土諸作に適するを以て四時生育良好にして春植は六ヶ月秋植は八ヶ月を通例とし二年三作若しくは三年四作も敢へて難事たらず。近年農事試験場等に於て、沖繩一號等續々新品種を出し、畦立の新栽培法を奨励せるも未だ急激なる改良を遂ぐる能はず且全國中第一位の諸作地なるにも拘らず之が移出を見ざるのみならず時に不足を訴ふるが如きは頗る遺憾とする所である。甘藷は主食の外澱粉を取り又豚牛等の飼料として價值多く酒造の原料にも適してゐる。イモ豚政策と稱し、イモの豊作は人間の食糧を充實せしめて生活を安定にし其の餘裕によりて家畜が蕃殖肥満し且家畜によりて土地を肥沃ならしめる故にイモ・人・豚の三角關係は本縣農政上頗る重要視すべき歴史的關係を有してゐる。平時に於ても甘藷の缺乏は、食糧の不足は勿論直ちに家畜の飼養に至大の影響を及ぼし惹いて

土地の瘦瘠を來すのであるが、若し國家有事の際海島の交通杜絶して苦境に陥るが如きことあらば、縣民は其の生活を支ふるに四苦八苦の慘狀を呈すべく、二百年前蔡温の警告を忘却せし罪觀面に現出せぬとも限らぬ。是れ切に縣民の猛省を促す所以である。(人物の章、野國總管參照)

甘蔗の傳來に就いては判然せずモトと稱して古くから栽培せられたやうであるが明國との通交後南支那より移入したのではなからうか。四百年前尙清王の冊封使として來琉した陳侃の使録にも甘蔗のあつたことが記載してあるが當時は果物として食用に供するに過ぎなかつた。又其の汁を皿に盛つて客に薦めてゐたといふ。沖繩は交通不便の孤島なるを以て食糧自給策の關係上元祿十年(皇紀二三五七)甘蔗の作付に對し一は反別の上より一は栽培地域の上より一定の制限を附すること、なり漸く明治二十一年に至つて之を撤廢するに至つたが、從來の禁制地たりし各離島及先島の如きは尙ほ蔗作を喜ばず縣當局は之を諭示して百方獎勵の策を講じ十年にして漸く其の利益を自覺せしめ今や全縣下各町村を通じて栽培を見ざる所なく、換金作物の首位を占むるに至つた。明治三十五年以來、甘蔗立毛審査會を設けて優勝者に授賞する等極力獎勵に努めし結果、蔗作反別逐年増加し、蔗圃の割合は明治二十七年には僅に一割二分に過ぎなかつたが、大正二年には二割一分に増加し、昭和四年には畑五萬七千町歩中蔗圃一萬九千町歩にして三割三分に達してゐる。甘蔗の品種は以前シヤウモ島蔗と稱し頗る退化したものであつたから、縣當局は在來種中優良なる讀谷種の普及に努めてゐた。其他生食用としては、唐蔗又は、小笠原種の大莖種が栽培せられてゐたのである。明治四十年頃ローズバンブーが移入されたけれども、之は一般に普及するに至らなかつた。大正十二年に至り縣立農事試驗場は大莖種二七一四P O Jのみを取寄せて試験中に屬してゐたが、翌十三年農學士宮城鐵夫氏に依つて、二七一四P O J、同二七二五號、同二七二七號が移入せられ、試作の結果愈々自信を得たので、初めて二七二五號を縣下に普及すべく一大努力をなし、其後更に二八七八號を移入試植して適種である確信を得たので、二七二五號と共に選定品種として獎勵し遂に今日の盛況を見るに至つた。其他氏の斯業發展に對する功績は實に顯著なるものがある。

米 二三世紀前甘藷栽培の普及しなかつた時代は、米を主食としてゐたので、隨つて畑地より水田が多かつたことは、寛文八年(皇紀二三二八)に於ける琉球國郷土帳に依つても之を知ることが出来る。然るに本縣は、地勢上水利に乏しく、且砂糖の製出後甘蔗作の收利多き爲め、之に壓倒せられ、殊に蔗作制限の撤廢によつて、水田の蔗圃に變ずるものが激増し、現在では水利の便多き國頭郡・八重山郡・島尻郡屬島の久米島・伊平屋其の大部分を占め、他は沼澤地の觀ある濕田と看天田に狹められてゐる。而して移出産業の首位に在る砂糖の増收と共に、稻作は重要視せられざるに至り、依然品種の

改良、栽培の改善等遅々として進まず、反當收量全國水稻平均凡そ二石に對し、縣下平均八九斗といふ有様であつた。大正六年には作付反別七千二百町歩で八萬二千石を産出したが、昭和四年には六千二百町歩・收量五萬五千石に減少した。之に反して米の輸移入は逐年増し昭和四年には二十四萬石價格六百七拾七萬圓に達し、黑糖代の三分の二以上は米價に支拂はれ、泡盛の原料たる粉米の三萬六千石(七拾萬圓)を除いても縣民五十五萬人の半分は米食をなしてゐる勘定になつてゐる。十數年前縣立農事試験場に於ては、在來種中比較的良品種と目せらるゝ二十三品種に就き、六ヶ年に互り繼續試験を行ひたる結果、就中名護穗赤・羽地黑穗の二品種を最良種と認め、之が普及を圖るに先立ち、尙ほ其の生産能力を昂進する必要より數年間右二品種の純系淘汰を行ひたる結果、優良純系が出来たので大正十五年には三町歩の採種田を設置し、其の生産種粉を當業者に配付して着々普及獎勵に努めた。

猶ほ縣産業に於ては、在來種改良計畫の傍、一方に於て先進米作地の優良品種を移入して、本縣風土に馴化せしむべく、當時の主要食糧主任技師新里順正氏の發意に依り、大正十三年の秋臺灣總督府より中村種を取寄せしを始とし、大正十五年には臺中特二號と臺灣優良在來種たる烏種・盛高等を移入して、試験場及國頭農會に試作せしめた。猶ほ、八重山郡農會に於ても技手仲本賢貴氏は臺灣種を試作して好成績を収めた。是れ實に本縣米作改良の發端である。

右改良種栽培の結果は、反當收量在來種たる、名護穗赤の八斗六升に比し、一石二三斗の成績を示したので、此の動機によりて開發せられたる、羽地村技手島袋久仁氏は、昭和三年新に臺中六十五號を臺灣より移入し栽培宜しきを得、從來の反收一石に對し、一躍二石といふ好成績を擧げた。

爰に於て縣當局は愈々確信を得て、指導地を擴大し縣下を通じて右六十五號の普及に努むると共に、更に二期作(秋稻)を獎勵して、長足の進歩を見るに至つた。昭和六年度は在來種五萬石、新種一萬七千石、計六萬七千石であつたが、同七年度には六十五號の一期米が千五百町歩で三萬石、二期が一千町歩で二萬石、小計五萬石、之に在來種約三萬石と見て八萬石を豫想してゐる。昭和六年縣農會審査の結果は、一等賞が羽地に於ける反當四石六斗五合であつた。吾人は鈴木前主任技師の努力に對し、敬意を表するに吝ならざるものである。猶ほ今後稻の株出等に就いても研究實施するを得ば、更に一段の進歩を見るに至るであらう。因みに縣下に於ける米の主産地は、八重山各村・羽地・國頭・美里・今歸仁・名護・恩納・金武・大宜味・久米島・伊平屋等である。

琉球藍 俗に山藍と稱し、水蓑衣科に屬する宿根草にして、古來有名なる宮古上布、及び琉球紺の染料として聞えてゐる。色澤の美と芳香を保つ點に於て特色を發揮し、他に其の比を見ざる優良染料にして、國頭郡が主産地で、八重山之に亞いでゐる。近年化學染料に壓倒せられて、漸次其の作付を減

じ、明治三十年前後は毎年五百町歩以上の作付があつたが、昭和四年には作付僅に六七十町歩、總額參萬五千圓を産するに過ぎない。山藍は琉球織物の生命とも稱すべきもので、今後琉球織物の進歩と共に之が製出は大に考究せらるべきものである。

纖維芭蕉 絲芭蕉と稱し縣民の夏衣を織る原料で、其の沿革最も古く、木綿等の渡來せざりし時代島民は夏冬共に蕉衣を纏うてゐた。縣下の作付面積は百數十町歩にして、その主産地は國頭郡大宜味・今歸仁・本部等である。多く宅地内又は河堤、谷間等に栽植し苗植付後三年目の夏季に採取するを常とする。然るに近年自給自足精神の弛緩と共に、其の産額著しく低減し、昭和四年に於ける絹綿布輸入高は實に四百萬圓（一戸平均約參拾六圓）に達してゐるのは、經世家の注目に値する現象であらねばならぬ。

苧麻 俗に麻苧まをと稱し、本縣特有の作物で、宮古細上布即ち綾綉布あやさびぬのの原料である。之は今より百二三十年前支那より移入して、今歸仁に栽培せられたものであるが、今より九十餘年前、奉行屋嘉部某が今歸仁より歸首の際持歸り、北谷に一泊して置忘れた苗が同地に試植せられ、伊禮大主うらひしゆうなる者遙々今歸仁に赴きて、其の栽培法を視察し、初め製造人を今歸仁より雇入れて傳習せしめ、濱川・桑江・伊禮等に廣めたといふ。本部は今歸仁の隣境なるを以て早くより栽培せられ置縣後羽地・名護へも廣ま

つたが、製造人は初めいづれも今歸仁より雇入れてゐた。苧麻は砂地又は砂質壤土を最適とするも、其他の土壤にありても、縣下に適地多く品質優良にして、甚だ収益が多く副業として大に奨励すべきものであるが、其の栽培と製法とは特殊の研究と熟練とを要する。

近年臺灣産の粗悪な苧麻が低廉に移入せられてより、宮古上布の聲價を傷け、且縣内に於ける栽植殆んど其の跡を絶たんとするは寔に悲しむべきことである。

七島蘭（王草） 琉球蘭とも稱し、古來本縣の特産なるが如く、又風土に適するを以て三年乃至十年間宿根に依りて發芽し、年二回の收穫がある。島尻郡兼城村を主産地とす。莫産又は疊表・蠶網等を織製し、縣下に於ける昭和四年作付反別百十二町歩にして、那覇港移出高（疊表）拾五萬六千圓を算してゐる。近年縣農會の奨勵に依り大分縣に於て研究の結果改良織機の普及を見つゝあり。

鐵砲百合 歐米諸國に於て花百合は薔薇につぐ重要觀賞草花たるのみならず、殊に宗教的祝祭日には缺くべからざる裝飾花として其の需要が甚だ廣い。然るに世界に於ける百合の供給地は、我國を除き僅にパミューダ島外一二の地に限られ、我國産は實に其の八割を占むるの現況である。昭和五年度輸出二千四百九十八萬球、價格貳百七十七萬八千圓に達してゐる。而して其の種類は、鐵砲百合・山百合・鹿ノ子百合の三種を大宗とするが、就中鐵砲百合は殊に歐米人の嗜好に適し、且つ其の生産地は

沖繩・沖永良部・九州等で關東産より二ヶ月乃至四ヶ月早く收穫するを得、毎年九月彼岸前後に植付け、翌年六七月に根を掘取つて輸出し、歐米にては之を温室に育成して、クリスマス迄に開花せしむるのである。由來鐵砲百合は、本縣全島の山野に自生し、四月頃香氣馥郁たる純白無垢の花を開くのであるが、比較的珊瑚礁に適して居る。昭和六年度は約二百萬球、價格五六萬圓を出し前途益々有望である。

3 農業獎勵機關

農事試験場 本場は那覇市外眞和志村字與儀にある。其の沿革を探るに明治十四年七月勸農試験場と稱し、古波藏楚邊原(圖書館附近)に設けしを以て其の濫觴と稱し、甘蔗・藍・烟草・麥・稻・ウコン等の試作を行ひ、傍ら製糖試験を施行してゐたが、明治三十六年之を那覇區久茂地(專賣所附近)に移して從來試験の外養豚・養蠶を開始し、同年眞和志村安里なる陸軍用地の保管轉換を受けて、安里農場を設置し、主として甘蔗作・製糖及普通作物の試験を行ひ、漸次擴張の機運に向つてゐたが、明治四十二年縣制の施行と同時に、國費經營を廢して縣立農事試験場と改稱し、普通農事及糖業に關する試験を施行して來たが、同四十四年中頭郡西原村なる糖業改良事務局の後を承けて、縣立糖業試験場を設置すると共に、農事試験場を廢して其の支場となし、専ら普通農事の試験を行ふこととなり、大

正元年、更に右支場を廢して本場(西原)に併合した。然るに時勢は普通農作物の改良を要求せるを以て、大正四年普通農事園藝等試験の目的を以て、名護に試験地を置き翌五年名護を支場と爲し、更に宮古・八重山の兩郡にも委託試験地を設け、八重山は特に熱帶作物の試験をもなしてゐたが、大正八年兩先島委託を廢止し、大正九年に至つて業務を擴張し全然糖業試験場と分離して、獨立せる農事試験場となつた。而して大正十二年之中頭郡普天間に移轉し、大正十五年より産業助成費を以て、小祿に園藝部を設置し、昭和三年度以後糖業獎勵費の交付ありしを以て、更に園藝部を擴張して著々實績を擧ぐるに至つた。而して昭和四年眞和志村與儀に糖業試験場、那覇苗圃を設置し、漸次廳舎及附屬建物を完成し、昭和六年六月廿一日を以て前記普天間普通農事試験地、西原糖業試験地、小祿園藝試験地、國頭試験地及び宮古苗圃を打つて一丸となし、爰に初めて大農事試験場として、併合統一を見るに至つた。其の組織及事業の概要左の如し。

- (一)本場、は面積三十四町九反餘にして、主なる事業は甘蔗優良苗の育成配付、同栽培試験、一般害虫に關する研究調査、野鼠チブス菌の配付驅除等である。
- (二)小祿試験地、は面積四町八反餘にして、重要蔬菜類に關する試験、同優良種子育成配付、各種農作物の加工試験、甘藷の優良品種育成等をなしてゐる。

- (三)西原試験地、は面積六十六反餘にして製糖に關する試験、甘蔗栽培試験、同品種改良に關する研究、製糖に關する講習、農産物土壤肥料等の依頼分析等をなしてゐる。
- (四)普天間試験地、は面積四町七反餘にして主なる事業は大豆・陸稻・麥等普通作物に關する試験、甘蔗原種の配付、烟草に關する試験等である。
- (五)國頭試験地、は面積五町八反餘にして、甘蔗の優良原苗育成配付、水稻に關する各種試験、水稻原種の育成配付、果樹栽培試験、茶に關する試験等をなしてゐる。
- (六)宮古試験地、は面積十一町五反餘にして、甘蔗の優良原苗の育成配付に努めてゐる。

農會 本縣に於ける町村農會は、明治四十五年宮古郡に於て全村設立を見たるに其の端を發し、他は大正十年頃より同十三年初迄の間に町村農會及郡市農會の設置實現せるを以て、愈々大正十三年三月二十九日各郡市農會代表者會を開き、即日縣農會の發會を議決し、且帝國農會加入の手續をとつた。會長は縣知事を推戴することとし、副會長一名・特別議員二名・代議員各郡市一名・評議員四名を市町村農會側より選舉することになつてゐる。其の目的とする所は、農業の指導獎勵・研究調査・販賣斡旋及び紛議調停をなし、以て農業者の福利を増進するに在り。昭和七年度の豫算は收入貳萬八千四百餘圓にして、縣費補助金壹萬八千七百拾五圓、國庫補助金四千參百九拾圓、郡市農會負擔金貳千六

百貳拾六圓、寄附金千五百圓等を主なるものとし、事業概要は技師一名・技術員數名・書記等を置いて基本部落指導獎勵・蘭草栽培・製糖改良・品評會・原山勝負・茶指導園設置等副業の獎勵・甘蔗立毛共進會・農業經營及農家經濟の調査・下級農會指導・綠肥作物獎勵・煙草作指導獎勵等にして、縣産業當局と相提携して、本縣農事の改良發達に貢獻しつゝあるも、未だ會費を徵收するに至らず、將來此等の點を考慮すると共に、更に農事全般の指導に當る等改良努力を要すべきもの尠くない。

原山勝負 之は本縣獨特の農事獎勵法で、今より百二十年前(文化十一年)尙瀬王より表彰せられた豊見城間切高安村の人、前地頭代座安親雲上が嘗つて根差部村の掟役在職中、村内の疲弊挽回策として發案したもので、後之を間切に及ぼし各村へ下知人一名宛を配置して、毎年四月八月の兩度田畑耕作方の勝負を行つた結果、農民の競争的氣分を作興して農事の一大進歩を促すに至つた。是れ即ち原勝負の起原であるが、後世中頭郡の北部越來・美里・讀谷山及國頭郡では之に、山勝負を加へて原山勝負と稱し、近年は家畜勝負迄含めてゐる。

藩廳時代は田地奉行の指揮の下に地頭代・惣耕作・惣山當をして審査項目を選定せしめ、間切吏員をして、此の標準に依り間切内の田畑・山林・道路・橋梁・宅地・家地等の手入・保護・勤惰を巡視せしめ、更に田地奉行自ら各地を巡檢して、督責せしめ、負け方は名譽毀損的一種の懲罰を行つてゐる

たので、係員は之を甚だしき恥辱となし随つて其の成績良好であつた。現今役場吏員・字區長等を委員として審査せしめ、各字等級を附し優勝旗並金員を授與して之を施行してゐるが、昔日の如き生氣なく僅に古への形骸を留むるに過ぎない。

4 糖 業

沿革 本縣に於ける製糖戸數は四萬六千三百戸にして、全農家戸數の五割三分を占め、價格壹千貳百五拾萬圓(昭和四年)生産物總額の二割五分に當り、縣外輸移出品の六割五分を占むるに至れるを見れば、本縣の産業が砂糖本位にして糖價の騰落は直ちに縣經濟の振否に關し、如何に縣民の生活と密接の關係を有するかを察知することが出來よう。

此の一大産業たる砂糖が始めて製造せられたのは、今を距る三百餘年前元和九年(皇紀二二八三)尙豐王の三年で、長史林國用等が支那福州に於て製糖法を學んで歸り、儀間親方眞常甘蔗を邸内に栽培して製造を試み、遂に國中に傳播して迅速なる發達を遂げた。之より二十四年の後正保四年(順治三年)初めて貢糖の制が設けられ、黒糖は本土の市場に現はるゝに至つた。當時琉球は薩摩より銀九千兩を借用してゐたが、之を償還するの途なく諸士協議の際、古波藏筑登之親雲上賀親(比嘉賀學氏祖先)、當間親雲上重陳(當間重剛氏祖先)二名の建議に依り、砂糖の私賣を禁止し一手に取つて、之を薩州に

つかはせば利潤多かるべしと、法司即ち之に賛し、在番奉行諏訪木工右衛門に稟議して、之を實施するに至つたといふ。而して砂糖奉行が置かれたのは、之より十五年後の寛文二年(皇紀二三三二)である。元祿六年(皇紀二三三三)政廳は食糧政策上、甘蔗作付反別を制限して千五百町歩となした。舊藩時代の砂糖産額は約三百二十萬餘斤にして、内貢糖九十七萬六千餘斤、補缺糖二十萬六千餘斤、買上糖二百四萬八千餘斤で、恰も今日の專賣制度の觀があつた。明治十三年五月、政府は糖業保護獎勵のため、十ヶ年据置爾後十ヶ年賦償還の方法に依り、金六萬九千八百餘圓を無利息にて貸下け、明治十六年之を各産糖間切の共有金に移して、糖業改良に使用せしむることゝなつたが、明治三十二年沖繩農工銀行の設立せらるゝに及び該資金を共有間切株として、銀行に拂込ましむるに至つた。

製糖取締 舊藩時代には政廳より砂糖取締法を發布して之を遵守せしめ、又取締内法を設けて村民相互の制裁に依つて、嚴重に之を勵行してゐた。萬延元年(皇紀二五二〇)の布達に依ると、(1)壓搾器を洗滌して清潔を保つこと、(2)搾汁に塵埃の混入するを防ぐこと、(3)石灰の分量に注意すること、(4)浮游物を除去すること、(5)火夫及製造人は熟練者を置くこと、(6)製糖小屋の通風良好ならざれば砂糖の風味を悪しくすること、(7)燃料の過多及生薪は結晶の不利を來すこと、(8)樽詰に蔽をなし濕氣を防ぐこと、(9)新古糖を混入せざること、(10)未熟の蔗を混用せざること等實に細微に亘つて激勵してゐる。

然るに置縣後其取締漸く弛緩せしを以て、明治十九年製糖改良規約を設けて督勵する所あり、同三十九年更に縣は製糖取締規則を發布して、粗糖濫造を戒め市場の信用維持に努め、同四十一年沖繩糖商組合にて之が検査を執行せしめたけれども、弊害あるを以て大正元年之を縣の直營に移管し、同時に砂糖検査規則を制定し同五年更に検査所の組織を變更して、物産検査所と改稱して今日に及んでゐる。

製糖機改良 儀間眞常以來、甘蔗壓搾機は二轉子式を用ひてゐたが、寛文十一年(皇紀二三三二)尙貞王三年首里の人眞喜屋實清の創案に依り、之を三轉式に改良し搾汁歩率著しく向上するに至つた。置縣當初の甘蔗壓搾機は、木製又は石製縱式三本轆轤で、其の構造甚だ不完全であつたが、明治十五年以來縣は鐵製縱式三本轆轤の使用を奨勵して、舊式壓搾機を一掃するに至つた。其後水利の便ある地方に於ては水力を原動力とする横式鐵輪を使用するもの多く、縱式三輪車にも亦種々の改良を加へられたものが考案せられた。然るに蔗作の増加に伴ひ、壓搾機改良の急を訴ふるに至り、明治四十三年高嶺村産業組合に於て八十噸の汽力壓搾機を裝置して、新製糖場の設置を見、其後名護大兼久・屋部等小製糖工場が設立せられたが、成績良好ならずいづれも閉鎖の悲運に遭遇し、遂に小規模の壓搾機を奨勵するの必要を生じ、大正二年度より石油發動機を原動力とせる小型壓搾機を裝置するものに對し、國費を以て其の共同製糖場創設費の半額以内を補助するの制を定め、現今六十二ヶ所の補助設置

を見るに至つた。けれども猶ほ資本なき大部分の農民は、舊式の製糖工場に於て畜力による三輪式鐵車を用ゐてゐるのは、如何にも時代錯誤の幼稚な工業である。昭和五年度に於ける農業戸數は八萬八千八百八十四戸、糖業戸數四萬六千二百八十一戸にして、其の歩率は五二・五になつてゐる。

糖業改良 本縣の糖業は明治二十一年作付反別の制限撤廢以來、長足の進歩を遂げたが、明治三十四年砂糖消費税法の實施と共に、糖價暴落して消費税は消費者よりも寧ろ生産者に轉嫁して、一種の生産税たるの觀を呈し、農家の苦痛甚だしきに至つた。依つて糖業奨勵費の補助を大藏・農商務兩省に申請した結果、漸く模範製糖場設置の必要を認め、明治三十九年四月に至り、糖業改良事務局官制を發布し、中頭郡西原村我謝に工場を設置して、百噸の新式改良製糖機を据付け、同四十一年之を完成した。是れ本縣に於ける分蜜糖業の起源である。然るに同四十四年に至り、其の目的の一半を達成すると政府財政の都合に依り之を廢止した。而して其の圃場・廳舎・附屬設備(分蜜工場を除く)は總て本縣に無償讓與せられ、且年々一定金額の國庫補助を得て、之を縣立糖業試驗場と改め、甘蔗栽培・同病蟲害・含蜜糖製造・製糖機械其他一般農具改良・土壤・肥料・砂糖等の分析鑑定・糖業講習生の養成・郡町村技術員糖業講習・民間製糖技術者講習・糖業に關する出張指導・糖業報告書の刊行等本縣糖業の改善指導に努むる所あつたが、昭和六年之を廢して縣農事試驗場に併合した。(本章十、産業助成施

設並十一、糖業改良獎勵金の項参照)

製糖會社の勃興 糖業改良事務局の廢止と共に工場及工場附屬設備は有償にて、沖臺拓殖製糖株式會社へ讓渡せられた。明治四十四年には、同社嘉手納工場の設置を見、此に機械工業の一新面目を開いた。由來本縣の糖業は栽培製造即ち農工一體の産業組織なるがため、最初原料を賣却するを喜ばず、随つて嘉手納工場の如きも經營の困難を感じてゐたが、漸次農民の理解する所となり、明治四十五年西原工場を拂下げ兩工場にて七萬俵の分蜜糖を産するに至り、會社は資本金貳百萬圓を増資して、一躍五百萬圓となした。大正五・六兩年には豊見城及西原に各二百五十噸の工場を増設し、又大正五年には沖繩製糖株式會社なるもの起りて、高嶺村に三百噸、宜野灣村に二百噸の工場を建設して、製糖に従事したが、大正六年臺南製糖株式會社に併合せられた。而して沖臺製糖株式會社も亦、大正七年には臺南製糖株式會社に合併し、爾來沖繩本島に於ける工場は全部同社の管下に屬した。其の後宮古島に五百噸の工場を設置し、一大發展を遂げつゝあつたが、糖界の不況に崇られて宜野灣豊見城の二工場を閉鎖するの止むなきに至り、昭和七年同社は資本金を五百萬圓に減じ組織を變更して、沖繩製糖株式會社と改稱するに至つた。現在は嘉手納工場(四〇〇噸)西原工場(二五〇噸)高嶺工場(三〇〇噸)宮古工場(五〇〇噸)の五箇所を經營し、千四百五十噸の動力を運轉してゐるが、他日經濟界の復活を

俟ちて國頭に五百噸、八重山に七百五十噸の工場を施設すべく計畫中なりといふ。其の實現の曉は、本縣糖業界も愈々盛況を呈するであらう。東洋製糖株式會社は大正六年南大東島に五百噸の工場を建設して以來之を經營してゐるが、今は大日本製糖株式會社に併合せられた。

甘蔗産額累年比較

年次	種別	作付反別	收穫高	反當收穫高	價格
大正八年		一六、八五・一 ^町	七五、一八六、五〇二	四、五九九	一五、三三三、二二 ^円
同 九年		一八、三〇・一	一一三、二六七、一六〇	六、八〇一	八、九一九、〇五六
同 十年		一六、七八・七	八〇七、九二一、七六九	四、八四四	六、二七九、九六七
同 十一年		一七、六九・五	七九六、五五九、二二二	四、五〇八	七、七七、〇七〇
同 十二年		一七、三六・三	一一〇八、六二二、五五六	六、三六六	九、五九四、九八三
同 十三年		一七、九六・八	八三、一六〇、五六	四、五三三	六、〇三三、一九七
同 十四年		一八、三三・五	一一〇八、六六四、二七四	五、九二〇	六、八二二、四四五
昭和元年		一八、七七・五	一一〇九六、六五四、六五六	五、八三三	六、六〇〇、五四五

年次	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年
黒糖	一八、四八〇	一八、七二〇	一八、八四〇	一八、四五〇
白糖	一、三三三、五二一、一三三	一、二五九、七六、六四〇	一、〇八七、三三〇、四四五	一、〇八八、二四、五六一
赤糖	六、六二一	六、七三三	五、七七〇	五、八九八
分蜜糖	七、〇四三、六五八	七、三三三、三七六	五、五一、二七六	
糖蜜				
計				

砂糖産額累年比較

年次	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年	同 十四年
黒糖	七、一五一、六〇五	七、二六三、一九三	七、九二〇、三三三	八、四六〇、八六六	六、二〇九、三五八	六、九三三、二〇八
白糖	六、二七五、三九九	四、八六二、六三〇	四、九三三、七三三	五、四七五、九〇七	三、三三一、三六六	四、二七、二四五
赤糖	一五三、五八二	四四、一九九	二〇、四一〇	五三、六八七	一〇、七七二	一三、九五
分蜜糖	一三、五八〇、五六六	一三、一七〇、〇三三	一三、八六四、五五	一三、九九〇、三六〇	九、五三、五五六	一一、〇六四、三七八
糖蜜						
計						
合計	一〇、九三三、九八	一〇、九三三、九八	一一、六六八、八〇二	一二、〇四六、四八〇	一三、一四四、一四四	一三、一四四、一四四

三、耕地整理

本縣は地積狹隘人口過多なるを以て、耕地の利用價值を増加せしむると共に、一面亦新に耕地面積の増加を圖る必要がある。縣に於ては大正二年度より之が調査に着手して、約三萬餘町歩の見込地を豫定し、愈々大正四年度より専任技術員を置いて、之が設計調査及工事監督の任に當らしめ、工費の補助をなす等百方奨勵に努めし結果、漸く縣民の自覺を促し、大正五年度より國頭郡羽地村深山・濟井出・名護町宇茂佐の三箇所に於て工事の施行を見るに至つた。其の結果頗る良好にして、整理前に比し著しき増收を挙げたるを以て、爾來之を施行せんとする者續出し昭和七年現在に於て、實に八十二箇所總面積六十餘町歩に達するの盛況を呈するに至つた。猶ほ將來島尻・中頭・宮古の三地方にあ

年次	同 四年	同 三年	同 二年	昭和元年
黒糖	四、九三五、九六三	七、三七八、八二五	六、三〇九、一九〇	六、三三、一九七 ^四
白糖	五、四四、六元	四、四五、五四	六、五七、九五四	五、〇、二八
赤糖	二三元	一一、七九九	六、四二六	—
分蜜糖	三、九四、六四八	三、九六九、一九七	四、五二、五四三	四、〇四六、四八〇
糖蜜	三五、〇九五	三五、〇八六	三三、三五四	三三、四二四
計	九、一三〇、五七四	一一、八四〇、四二二	一一、五七七、四五七	一〇、八三〇、一一九

りては灌漑を主として排水を副とすべく、國頭・八重山にありては排水を主として、灌漑を副として施行すべき土地が甚だ多い。

四、蠶業

本縣に於て養蠶業の最も古い歴史を有するのは久米島である。久米島規模帳等に據れば今より五百五十年程前、察度王時代同地なる堂之大親が綿子紬の調製方を稽古したとあるから、支那と交通するに至つて其の端緒を發したものと見るべきである。其後元和五年(皇紀二二七九)越前の人盛元龍、俗に宗入道と呼べる者久米島へ渡つて、桑の仕立方及び養蠶・製綿の方法を傳授し、之より五十餘年を経て薩人酒匂氏(友寄景文と改名し唐名を平萬社といふ)寛文十年尙豊王の命を受けて、同島に渡り八丈島織即ち久米島紬の製法を傳へたとあり、漸次養蠶業の發達を見るに至つたのである。

琉球藩租税法に依れば養蠶地たる諸島の年々上納せる眞綿及紬の額は久米島七九八反(原料九十五貫八百十匁)眞綿は久米島三貫六百七十六匁五分、伊平屋島三十貫匁、粟國島十一貫三百十五匁慶良間島五貫二百八十匁、渡名喜島九百八十匁合計眞綿百四十七貫百三十一匁五分になつてゐる。而して藩廳は斯業に干渉し、保護すると同時に其の賣買を禁止してゐたので、當時の養蠶業は全く貢租

の爲めに營まれてゐたのである。明治初年より本土との交通漸く開け、蠶業の利益亦尠からざるを以て、藩廳も斯業の奨励に努めし結果、首里士族間に之を飼育するもの輩出し、宅地内に桑樹の栽植を見るに至つたが、當時未だ飼育幼稚なりしたため、數年を出でずして其の形跡を認めざるに至つた。其後蠶業は一部他府縣出身沖繩在住の官公吏の妻女によつて行はるゝのみであつたが、明治三十年縣に蠶業専任技術者を置き、農事試験場に於て蠶兒試育及講習生の養成に努めしも、後此の施設を廢し何等蠶業奨励機關なきに至つた。更に明治四十三年縣に専任技術者を置きて講習・講話及實地指導をなすと共に、蠶種及桑苗の無償配布及斡旋をなす等普及奨励に努めしも、爾來一進一退遅々として成績の見るべきものもなかつたが、大正十三年頃より糖業不振の結果、農村の疲弊甚だしく之が救濟の一助として、縣は極力養蠶業の普及増殖に努めし結果、漸次成績が顯はれた。特に井上技師は専心斯業の發達に盡瘁すると共に、本縣に於ける原蠶製造の有利なるを認めて、各府縣養蠶業者に之を憇憑する所あり、大正十五年片倉製絲紡績會社は率先して、那覇市外眞和志村に乾繭場を造り出張所を設けた。爾來他府縣蠶種製造者の着目する所となり、來縣して原蠶飼育及製造をなすもの逐年増加した。大正十五年以降五ヶ年間に亘り、斯業奨励の爲め縣は政府より補給せらるゝ産業助成費中、四拾六萬七千餘圓を以て徹底的奨励施設を講じ、本縣養蠶業は數年にして未曾有の發達を遂げ、昭和四年飼養

戸數七千三百戸、繭産額拾七萬圓に達してゐる。然るに昭和五・六年生絲の暴落に遇ひて亦一頓挫を來すに至りしも、本縣の氣候風土は全國比類なき恵まれた適地であるから、景氣の挽回と共に再び盛況を呈するであらう。桑園の設置に就いては農家耕地面積の狭小なる關係上、今後開墾助成法に依り山林原野を開拓して、之に充當するを最も有利と認める。

五、畜産

概況 本縣に於て飼育せる家畜頭數は昭和五年末現在に於て、牛三萬二千四百四十頭・馬三萬八千六百六十二頭・豚十二萬四百九十九頭・山羊十三萬九千九百七十七頭にして全國平均(人口千人當飼養頭數)との比較は左表の如く、牛馬が二倍餘・豚が十六倍・山羊が七十二倍に相當せる程の盛況を示してゐる。偕て斯業の盛衰は實に農家經濟に直接至大の關係を有するのみならず、厩肥の農地改良に及ぼす影響も亦重要視すべきことである。

由來本縣は氣候溫暖にして四時綠草に富み且つ、蔗諸の葉根等飼料豊富なるを以て畜産の好適地たるに拘らず、從來之が改良増殖に腐心せられざりし憾あり、近年農業經營の變遷と縣民生活の向上と共に伴ひ其の獎勵の必要を認識し着々改善の歩を進めつゝ、あるも猶ほ一段の努力を要する。

本縣家畜密度表(昭和五年度全國との比率)

區別	種別		牛	馬	豚	山羊	備考
	頭數	人口千人當					
全國	頭數	人口千人當	一、四九八、二六〇	一、四九九、九七九	七四二、三二一	二七、二八九	
沖繩	頭數	人口千人當	一三、七四〇	三六、一六三	二〇、四九九	一三九、九七七	
全國をひとしたる沖繩の比			二・五	二・八	一八・二	七三・五	

牛 馬の矮小なるに反し、本縣産の牛は體軀肥大強健にして、能く風土に馴れ役用としては結構なるも、肉用及乳用としては改良の必要あり。大正二年以來農商務省より役肉用シンメンタル種及乳用エアシャー種牝牛の貸下を得て改良に努力し、成績良好なるものがある。然るに本縣農家經濟の窮迫は如實に家畜數の上にも現はれ、大正十年に三萬九千四百五十二頭を算してゐたが、昭和五年には參萬貳千四百四十頭に減じてゐる。是れ生産數多からず鹿兒島縣管内より仔牛を移入するに對し、年々生牛凡そ三千頭(價格五拾餘萬圓)を關西市場に移出してゐる關係に依るものである。目下縣に於ては役肉牛として改良和種の普及を獎勵し、猶ほ現在飼育してゐる三百頭の乳牛は體質劣等にして、一

日五升を越ゆるものもないので之が改良を期してゐる。

馬の移入に就いては、文獻の徴すべきものもないが、本縣在來の馬はフィリッピン種の系統に屬してゐるといふ。往昔南島は馬の名産地なりしが如く、天武天皇の八年倭の馬飼部の造連を南島に遣はされたとあり、又五百六十年前察度王明國の招諭を受けしより以來、尙貞王の十三年迄三百年間馬を貢してゐる事實から推測すれば、以前は駿馬を産したものと見える。然るに永い間同種間の繁殖行はれて退化せしと、本土よりも西洋種の移入遅かりし爲め、今日の如く體軀矮小なる劣等種となるに至つたのであらう。明治四十年馬政局よりアングロアラブ雜種牡馬の貸下を得て、馬匹改良の端を開き、大正六年より産馬の改良並馬匹使役上必要なる去勢施行せられ、劣等なる種馬を廢し、大正七年馬政局よりアングロアラブ種の種馬二頭を購入して改良を圖る所があつたが、未だ縣下に普及するに至らず、隨つて從來馬車用の役馬は殆んど縣外より移入せられてゐるが、最近島尻郡に於て漸次改良が行はれ、使役用として其の用途を擴張しつゝあり、縣に於ても之が助成に努めてゐる。昭和五年飼養頭數は三萬八千六百六十二頭である。

豚は以前「島豚」と稱する在來種があつた。之は體軀矮小なるも味優秀にして、賞味せられてゐるが明治三十五年頃國頭農學校の教諭平良保一氏の苦心に依つて、パークシャー種が他府縣より移入せられ、郡内養豚の改良を企畫せしを以て其の發端となし、爾來縣に於ても廣く之が繁殖を圖り、今や島豚は全く其の品種を絶ち、雜種縣下に普及して著しく收量を増加するに至つた。昭和五年現在本縣飼育豚數は十二萬四百九十九頭に於て、實に全國の首位を占めてゐる。然かも其の飼料たる甘藷の適地たるに拘らず、未だ縣内需用を充たすに留まり、却つて仔豚を鹿兒島より移入せるが如きは恥づべき現象にして、將來縣當局に於て豚疫の徹底的豫防撲滅法を研究すると共に、他府縣及朝鮮地方等に大量輸出をなすやう農家の一大發奮を要する。

山羊 は其の頭數に於て全國の首位を占め、昭和五年には十三萬九千九百七十七頭に於て、其の用途が肉用なるは本邦稀に見る現象にして、將來毛皮を防寒其の他の用途に利用法を講ずると共に、乳用に充當するを得ば保健衛生上多大の利益を得るであらう。

鶏 は其の總羽數約四十萬羽を算するも其の九割は在來種にして、一ケ年も飼養せざれば産卵せざるのみならず、産卵種一ケ年僅に五十個内外にして、全國平均の半にも達せざる状態である。依つて縣は種畜場に種鶏部を置き、種卵及種禽の配付を行ひ、以て之が改良増殖を圖りつゝある。

畜産獎勵の施設としては技師一名技手一名を置いて、一般指導獎勵に當らしめ、畜力利用獎勵の爲め糖業獎勵費中より技手一名を置いて、一般獎勵の外畜牛の改良増殖のため毎年種牡牛を購入して、

産牛地に配付し蕃殖に供用せしめてゐる。其他畜産組合同業助成のため補助金を交付し、猶ほ大正十年四月農事試験場より畜産部を分離して、縣立種畜場を設置し、昭和四年五月より宮古郡平良町に分場を設置してゐる。現在職員は場長一人（主任技師兼務）分場長一人（支廳長兼務）技手三名（内一名は分場）主事補二名（内一名は支場）である。

縣立獸疫血清製造所 明治四十一年豚傳染病發生し、爾來年々其の災禍を蒙ること甚大なるを以て、從來血清類は農林省より無償配付を受けてゐたが、大正十一年一月十九日勅令第九號を以て、道府縣の負擔となり、即ち同年より血清製造所を新設し、翌十二年七月初めて其の製品を見、本省の檢定を得て九月より之を使用してゐる。昭和元年以來産業助成金の國庫交付に依り、更に之を擴張して倍量の血清を製造することになった。

六、林業

沿革 本縣は渺茫たる海洋中に散在せる數多の島嶼より成り、交通甚だ不便にして、林産物の如き粗大なる物資を縣外より移入するは極めて不利なるを以て、古來爲政者は大に林政に意を用ひ、山林の保護植栽に就いては、最善の努力を拂つてゐたのである。而して人口稀薄の時代は、天然林鬱蒼とし

て左程木材の不足を憂ふることなかつたが、今より四百年前尚眞王時代に至つて、琉球第一の巨刹圓覺寺を創建し、且中央集權の制度を布いて、諸按司を首里に定住せしめ、都市經營を畫策した結果材木の需要激増し、即ち山林養護の必要に迫られた。由來、沖繩は察度王以來海外貿易を以て經國の策となし、本土は勿論支那貿易のため多くの船舶を建造し、且首里城及地頭の邸宅改築等にも亦多大の木材を要するので、山林の經營には一層留意するに至つたのである。寛永五年（皇紀二二八八）尙豐王時代總山奉行を設置して林務を司らしめ、寛文六年（皇紀二三二六）尙質王代羽地朝秀（向象賢）國相となるの年、森林保護の布達を發し、御用木として杉・檜（イヌマキ）の二種を指定したが、之より五、六十年後蔡溫時代に至つては、先づ山林を巡視して適切なる造林法を布き、杉・廣葉杉・イク（モツコク）・ユス（イス）・檜（イヌマキ）・イチユ・樟・センダン等を仕立敷と稱する造林地に植栽し、一面亦憔悴山仕立敷と稱し荒廢林恢復の策を建て、藪山仕立敷とて主として松の播種造林を勵行せしめ、國頭地方に在りては、山入端 吳我・嘉津宇等山林内の部落は地割替を斷行して、山林外に移轉を命ずる等徹底的制度を布いたので、百數十年後に至る迄、森林鬱蒼として繁茂し彼が理想の如く國內造林木を以て建築材・船材・橋梁材・器具材等有ゆる需要を充たして不足なきを得た。猶ほ支那より傳來せる風水説が盛に唱道せられ、風水林と稱へる禁伐林を設けた。是れ即ち今日所謂水源涵養林・防

風林又は風致林に相當するものである。部落及山野の周圍には抱護と稱する松造林をなし、海岸には潮垣、山野には猪垣を設けて、風潮等の害を除去する施設をなしてあつた。然るに廢藩置縣に際し、諸制度の改廢に伴ひ、林政漸く緩みて濫伐の弊を醸成したるを以て、明治十七年舊制度の一部を復活し、林業の振興に努めたるも大河の決するが如く支ふべくもなかつた。加之明治三十二年沖繩縣土地整理法の發布に際し、^{シマヤ} 杣山(舊藩廳の公有林)は官有林に編入せらるゝの規定に依り、從來之が養護に努め來りし地元住民の愛林思想急に弛緩し、専ら濫伐を競ひて後日の憂を顧みざるに至つた。殊に奈良原知事時代明治二十六年より、同三十五年迄十ヶ年間に舊藩士族の救済を名とし、國頭郡山林の如きは四千餘町歩の拂下開墾を認可したので、益々拍車を加ふることとなり、祖先數百年の努力は一朝にして水泡に歸し、全く荒廢してしまつたのである。後年に至り縣當局は大に憂慮し、政府と交渉を重ねたる結果、明治三十九年杣山整理處分規則發布せられ、杣山を存置林と不存置林とに區分し、後者を從來保護管理の慣行を有する間切(村)に拂下ぐるることとなり、同四十一年整理調査を了し、五萬餘町歩の杣山は公有林として經營せらるゝに至つた。此に於て縣は公有林野經營規則を設け、施業計畫案を編成して其の實行を期すると共に、明治四十二年縣制施行と同時に保安林調査を行ひ、三ヶ年の日月を費して之を完了し、愈々林業の基礎を確定した。明治四十年本縣に森林法(地方森林會に關

する事項を除く)施行せられ、大正五年森林法施行細則を制定し、夫々法規に準據して指導監督に努めたが、因襲の久しき濫伐の弊未だ其の跡を絶たず、現今に於ては薪炭材及び小屋材は縣内の需要を充たせりと雖も、一般建築用材の如きは、年々猶ほ縣外より百萬圓内外の輸移入を仰いでゐる状態である。殊に山林疲弊の結果、毎年植伐の均衡を失し、此儘推移するに於ては山林益々荒廢して、將來縣政上憂慮すべき大問題を惹起するであらう。數年來本縣經濟は極度の困憊に陥れるを以て、政府は過去五ヶ年間に亘り、數百萬圓の産業助成費を支出し、特に農業・水産・工業・商業の振興を企畫して相當の成績を收むるに至つたが、獨り百年の大計たる林業獎勵施設の除外せられたるは、大綱を逸せるの憾がある。「蔡溫に歸れ」の標語は嘗に山林のみでなく、本縣産業振興のモットーであらねばならぬ。本縣は氣候温暖にして、四時樹木の生育極めて良好なるを以て施設宜しきを得ば、山林の面目を一新すること容易なるべく、近く沖繩振興特別計畫の實現に依り、林業の根本的施設をなすを得ば、再び蔡溫時代の林相に復し、他日縣經濟に貢獻すること、亦甚大なるものがあらう。概況 本縣の林野面積は十二萬九千餘町歩にして、全地積の五割四分を占め、全國平均の五割七分と大差がない。今之を所有別に示せば左の如し。

所有別	立木地	無立木地	計	全林野面積に對する割合
國有	三、六三三・〇町	二、〇五〇・〇町	三、六八二・〇町	二六・〇
公有	五四、二四五・九	一六、八九九・九	七一、〇六五・八	五五・〇
縣有	五、五七六・〇		五、五七六・〇	四・三
市町村有	四、九三三・九	一三、九四三・二	五八、八六六・一	四五・五
部落有	三、七四七・〇	二、八七六・七	六、六三三・七	五・二
社寺有	一・五		一・五	
私有	一三、三〇二・五	一一、三三三・六	二四、六三六・一	一九・〇
計	九九、一八一・九	三〇、一四二・五	一二九、三五四・四	一〇〇・〇

山林は沖繩本島の北部中頭郡の一部と、國頭郡及八重山郡・久米島・伊平屋島・慶良間島等に多く、熱帯・温帯に跨り、椎・樫・イジュ・琉球松・羊齒等天然林に蔽はる、外、琉球松・樟・杉・楝・相思樹等の人工造林地を見る。就中西表國有林は比較的原生林の状態を保つてゐるが、本島の森林は林力減退して山原竹(琉球竹)の侵入が甚だしい。宜しく今後の努力に俟たなければならぬ。猶ほ本縣は建

築用材の種類極めて少ないから、南洋方面より樹種を移入試植して、適種を採擇し之が普及を圖ることが必要である。

縣有林の經營 縣有林は國頭郡に在り、其の面積四千五百三十六町歩にして、藩政時代に於ける柚山であつたが、明治四十年柚山整理の際、要存置林に區分せられ、同四十二年縣制施行に當り縣基本財産造成の目的を以て、八十ヶ年間無料貸付を受け、造林を計畫することになつた。同年樟造林をなして、大正八年に及んだが同年十一月更に二十年計畫を立て、同九年より二十八年(昭和十四年)に至る繼續事業として縣會の協賛を經、毎年七十町歩の造林をなすことになつた。然るに偶々世界大戰後の經濟不況に遭遇し、本縣に於ても緊縮方針を執りし爲め、本繼續事業も多少の變更を見るに至つたけれども、成績は良好なるものがある。明治四十二年度より、昭和六年度迄の造林成績左表の如し。

年 度	播種及植栽數量					新 植 面 積					事業總經費
自明治四十年	種子量	苗木數量	樟	琉球松	楨	伊集	杉	扁柏	其他	計	
至昭和六年	一、〇五三・七三三町	七三三・〇四五町	七二六六〇・六五八町	五〇・七六二町	三三三・三三三町	二九・〇〇二町	三〇・〇〇三町	八六〇・三三三町	一、六三四町	七五・一〇	一九九、五三三、五〇

明治山記念造林 明治天皇御大喪に際し、慈惠救濟資金として、全國へ巨額の御内帑金を御下賜せられ、本縣も七千四百圓を下し賜はつたので、縣は優渥なる 聖旨を奉體し、御盛徳を記念し奉ると共に

永く御恩恵に浴せんが爲め、縣會の議決を経て「明治慈惠資金」として管理規程を設け、縣費を補充して特別會計と爲し、國頭郡久志村に明治山造林を行ふことにした。同山は實測面積三百五十四町歩あり、二百町餘歩の造林計畫を樹て大正二年度より、八ヶ年繼續事業として着手し、翌三年度之が植栽を完成し、爾後手入れ撫育を行ふと共に、大正十五年北明治山天然林改良更新並人工造林を行ひ、其後必要に應じて間伐を行ひ、目下繼續實施中に屬してゐる。

公有林野開發 本縣に於ける公有林野は七萬一千餘町歩にして、全林野面積の五割五分を占め、其の割合の多きこと全國中第二位に在り。従つて之が經營は本縣林業經濟及町村發展上、最も重大なるものなるに拘らず、荒廢に委せるを以て、明治四十二年政府の該獎勵施設と相俟ちて造林規則を發布し爾來繼續して補助金を交付せし結果、漸次造林事業の向上を期しつゝあり。大正五年以來特に吏員二名を配置して之が管理區分・部落有林野統一・施業計畫案の編成及造林指導等に當らしめた。然るに未だ豫期の成果を得るに至らず、昭和四年度より十名に増員して、専ら公有林野の整理開發に従事せしむることになった。

樹苗養成 民有林野造林助成の爲め、明治四十三年以來大正九年迄樹苗を養成して、苗木の無償配付をなし、大正十年以降一時之を中止して、町村樹苗養成費に補助をなしたが、其の成績良好ならざるに鑑み、昭和三年再び縣樹苗圃を復活し、名護・小祿の二ヶ所に之を設置し、極めて低廉なる價格を以て相思樹・木麻黃・杉・樟・琉球松・センダン・林等の苗木を配付してゐる。其の數昭和三年四萬五千本、同四年十七萬本、同五年三十二萬本、同六年三十六萬本、計八十萬本である。

水源涵養造林 私有林野は縣下各郡に亙り其の面積二萬四千町歩にして、全林野の一割九分に當り、全國平均四割九分に比すれば最も少なく、随つて林業知識の普及並獎勵上遺憾とする所である。昭和二年度より水源涵養造林補助規則發布せられしを以て、縣に於ても右施設と相俟ちて、同年十二月同補助規程を制定して之を實施し、其の造林指導の爲め、専任技手一名を設置した。

農地防風林 本縣は海洋中の島嶼なるのみならず、颱風の通路に當り毎年四十米突内外の暴風が襲來して農地を荒し、且亦旱魃の災害も甚だしいので之が被害を艾除し、一面農業組織の複合化を期するため、昭和三年以來糖業獎勵費中農地防風林獎勵費を計上し、昭和七年度よりは技師一名・技手一名を設置して之に當らしむることになった。

災害保安林復舊 昭和五年七月本縣に襲來せる颱風は、古來稀有の大損害を及ぼし海岸一帯の潮害防備保安林の破壊せられたるもの約百七軒に及びしを以て、政府に陳情の結果、補助交付の恩典に浴し同年より五ヶ年間繼續縣直營事業として、復舊工事を実施することになった。